

消防広域化事例集



消防庁消防・救急課

平成26年3月

目 次

1	置賜広域行政事務組合消防本部（山形県）の事例	1
2	埼玉西部消防局（埼玉県）の事例	17
3	埼玉東部消防組合消防局（埼玉県）の事例	33
4	小田原市消防本部（神奈川県）の事例	51
5	砺波地域消防組合消防本部（富山県）の事例	67
6	富山県東部消防組合消防本部（富山県）の事例	79
7	東近江行政組合消防本部（滋賀県）の事例	99
8	宇部・山陽小野田消防局（山口県）の事例	119

1 置賜広域行政事務組合消防本部
(山形県)の事例

1 置賜広域行政事務組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	3
②広域化実現までの手順の概要	3
③協議会設置までの手順	4
④協議会の事務の流れ	10
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	11
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	14
⑦広域化による具体的なメリット	15
⑧新体制移行後の課題等	16

1 広域化対象地域の地勢・概要

置賜広域行政事務組合消防本部は、山形県の内陸南部に位置する置賜地域で、東南置賜地域ともいわれ、本圏域の東部境界には奥羽山脈、南部には吾妻・飯豊の山系が連なり、周囲は山岳・丘陵で囲まれ、東は宮城県や福島県福島市と接しており、南は福島県会津地方と接しています。また、本圏域を山形県の代表河川である最上川が流れ、その流域に米沢盆地・長井盆地が形成されています。

気候は、内陸盆地特有の一日のうちの寒暖の差が大きく、夏期間は高温多湿で気温35度を超える日が続く、冬期間は、日本海からの季節風の影響で風雪の日が多く豪雪地帯となっています。

土地利用区分別では、森林が66%、農地が16%で、のどかな田園地帯をなしています。高地を利用した放牧畜産が盛んであり、特に全国的に有名な霜降りの米沢牛があります。また、米生産はもちろんのこと、さくらんぼ、りんご・ぶどう・ラフランス洋梨等の果樹生産も盛んであります。

交通網は、東京駅から山形駅を経由して新庄駅まで結ぶ山形新幹線があり、本圏域には東北新幹線福島駅から分かれて、米沢駅、高島駅、赤湯駅の3駅で停車し、東京首都圏への所要時間が2時間弱となっています。また、道路については、福島市まで国道13号線で結ばれており、福島県会津地方と国道121号、宮城県白石市及び新潟県下越地方と国道113号線で結ばれた道路網となっています。現在、山形県を縦断する東北中央自動車道が建設中であり、福島市と米沢市を結ぶ区間には、約10kmの新栗子トンネルが平成28年に開通予定であります。

置賜広域行政事務組合（以下「本組合」）は、米沢市・長井市・南陽市・高島町・川西町・白鷹町・飯豊町及び小国町の3市5町で構成する一部事務組合で、ごみ・し尿処理業務、養護老人ホーム運営、電算共同処理業務、死亡獣畜保冷管理業務等をおもな共同処理業務とする複合的一部事務組合となっています。

構成市町のうち、2市2町の米沢市消防本部・南陽市消防本部・高島町消防本部及び川西町消防本部のそれぞれの単独消防が広域統合により、平成24年4月1日から置賜広域行政事務組合消防本部として発足しました。また、併せて119番通報を一括して受ける高機能消防指令センター（Ⅱ型）を消防本部に新たに整備し、通信指令業務を同時に運用開始しました。

2 広域化実現までの手順の概要

山形県では、「県消防広域化推進計画」を平成20年3月に策定し、置賜地域は3市5町が広域化対象圏域の指定を受けました。平成20年7月に置賜地区の消防広域化を、本組合で検討することを決定し、平成21年4月に消防広域化推進室を設置し、広域化の推進事務を行いました。平成22年2月に置賜3市5町による消防広域化の将来的な必要性和重要性を認識し、段階的な広域化を考慮するものとして、当面は単独消防体制である米沢市、南陽市、高島町及び川西町の置賜2市2町で広域化を推進することとなり、「県消防広域化推進計画」の対象地域を東南置賜と西置賜の2ブロックに変更となりました。

本組合では、置賜2市2町による消防広域化実現に向けた準備事務を進めるため、平成22年4月に今までの消防広域化推進室を消防広域化準備室として置賜2市2町の広域化のための事務を行い、「置賜2市2町消防広域化準備組織要綱」を定め具体的な準備を進めました。平成23年2月に「広域消防運営計画」を策定し、3月に本組合の共同処理業務に常備消防業務を加える県知事の規約変更許可を受け、平成23年7月の本組合議会臨時会で消防本部設置条例が可決されました。

広域化準備業務については、各市町の担当者による課題の整理と広域消防体制づくりに向けた、

1 置賜広域行政事務組合消防本部

出動体制・組織・制度・財政等の調整作業を進め、理事会の合意を受け、本組合議会及び各市町議会の可決により、置賜2市2町は平成24年4月1日から消防広域化がスタートすることとしました。

3 協議会設置までの手順

(1) 手順の流れ及び規約の策定

本組合の消防広域化準備室で、「広域消防準備組織要綱」、「広域消防準備組織に関する規程」及び「広域消防準備組織図」の現案を作成して、関係市町職員、各消防本部職員で構成された会議で承認され理事会で合意し設置されました。

(2) 協議会の組織

組織については、表1～表3になります。

表1

置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高島町、川西町）広域消防準備組織要綱

(目的)

第1条 この要綱は、米沢市、南陽市、高島町、川西町の2市2町（以下、「関係市町」という。）の住民の生命、身体及び財産を守り、行財政上も効果的な消防広域化を確実に実施するために必要な準備事務を進めることを目的とする。

(事務)

第2条 前条の目的を達成するための事務は、置賜広域行政事務組合（以下、「本組合」という。）規約第3条に規定する事務とする。

(組織)

第3条 第1条の目的を達成するために次の準備組織を設置する。

- (1) 消防広域化幹事会
- (2) 専門部会

(消防広域化幹事会)

第4条 消防広域化幹事会（以下、「幹事会」という。）は、関係市町の消防の広域化に関する組織体制及び諸制度並びに事務手続き等について確認決定し、また、重要な項目について協議調整のうえ案を策定し、関係市町参与会に具申する。

- 2 幹事会は、本組合事務局長が主宰し、関係市町の消防長及び企画担当課長又は防災担当課長並びに本組合事務局総務課長で構成する。
- 3 会議には、前項に定める者のほか、山形県の防災担当職員をオブザーバーとして出席させることができる。
- 4 会議には、必要に応じて関係職員等を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 専門部会は、組織体制及び諸制度並びに事務手続き等について具体的かつ専門的に協議調整し、取りまとめを行い、幹事会に具申する。

2 専門部会は、総務、財政及び消防の3部会とする。

3 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第6条 事務局を本組合事務局消防広域化準備室に置く。

2 事務局は、本組合事務局消防広域化準備室及び本組合事務局総務課長で構成する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 置賜広域行政事務組合広域消防検討組織要綱（平成21年4月1日制定）は廃止する。

3 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

※ 附則2の平成21年4月1日制定については、3市5町の広域消防準備組織である。

① 事務局の体制

事務局の広域化準備室の配置人員は、平成22年度については、米沢市事務職1名、南陽市消防職1名の派遣職員に本組合のプロパー職員2名の合計4名とし、平成23年度については、広域化前年であり事務量の増加に伴い4名に加え、高畠町及び川西町から各1名ずつの事務職の派遣を行い合計6名体制としました。

表2

置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）

広域消防準備組織に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）（以下、「関係市町」という。）広域消防準備組織要綱（以下、「要綱」という。）第5条に規定する専門部会に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(専門部会の組織等)

第2条 専門部会の名称及び構成員は、次の表のとおりとする。

部会名	総務部会	財政部会	消防部会
構成員	関係市町総務主管課、消防本部、及び本組合から推薦された職員各1名	関係市町財政主管課、消防本部、及び本組合から推薦された職員各1名	関係市町の消防本部から推薦された職員各3名

1 置賜広域行政事務組合消防本部

2 各専門部会に部会長及び副部会長各1名を置き、構成員の互選により選任する。

3 部会長は、会務を総括し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会の所管)

第3条 各専門部会が所管する準備事務は、別表のとおりとする。

(専門部会の会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集する。

2 部会長は、専門部会の会議の議長となる。

3 専門部会の会議には、必要に応じて関係職員等の出席を求め、説明又は意見を求めることが出来る。

(専門部会の会議の報告)

第5条 専門部会長は、専門部会の協議経過及び結果について、要綱第4条に規定する消防広域化幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、本組合消防広域化準備室が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

置賜広域行政事務組合広域消防検討組織規程（平成21年4月1日制定）を廃止し、この規程に改める。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部会

(1) 組織体制について

(2) 職員数及び職員配置について

(3) 職員の任用制度について

(4) 階級について

(5) 給与制度について

(6) 退職手当について

(7) 旅費について

- (8) 勤務時間、休暇等について
- (9) 分限及び懲戒について
- (10) 服務について
- (11) 人事管理について
- (12) 福利厚生について
- (13) 服制について
- (14) 職員研修について
- (15) 事務分掌について
- (16) 文書管理について
- (17) 消防署、分署及び出張所等の管轄について
- (18) 市町内国民保護部署と消防との連携について
- (19) 消防団について
- (20) 消防水利について
- (21) 水防について
- (22) 消防関係団体の取扱いについて
- (23) 消防職員委員会について
- (24) 安全・衛生管理について
- (25) 表彰制度について
- (26) 賞じゅつ金制度について
- (27) 消防施設整備等計画について
- (28) 自主防災育成事業について
- (29) 支援情報システム及び事務管理システムについて
- (30) 消防本部ホームページの取扱いについて
- (31) 住民からの要望対応処理制度及び広報公聴制度について
- (32) その他、総務部門に関することについて

財政部会

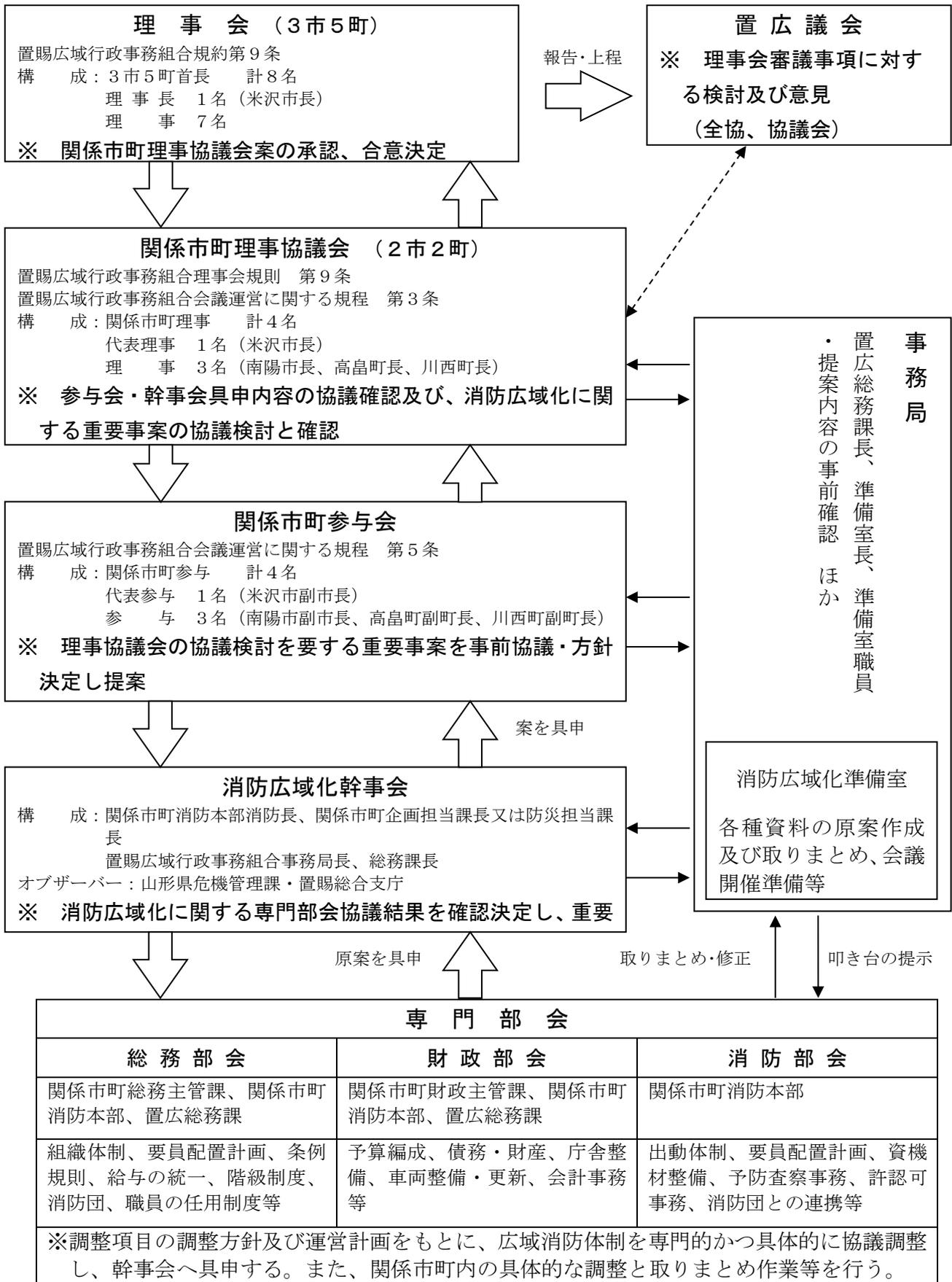
- (1) 負担金割合及び債務の取扱いについて
- (2) 財産の取扱いについて
- (3) 庁舎の整備について
- (4) 通信指令装置整備及び消防無線のデジタル化について
- (5) 統合時におけるシステム構築資機材の整備及び経費の負担について
- (6) 消防用施設の維持管理について
- (7) 支払事務、その他事務の取扱いについて
- (8) 備品管理制度について
- (9) 施設等の整備計画について
- (10) その他、財政部門に関することについて

消防部会

- (1) 各種出動体制について
- (2) 救急業務体制について
- (3) 各種催物救護警備体制について
- (4) 訓練研修について
- (5) 応急手当普及啓発事業事務の取扱いについて
- (6) 救助業務体制について
- (7) 各種内規について
- (8) 消防相互応援等について
- (9) 消防資機材整備について
- (10) 開発行為について
- (11) 警防計画について
- (12) 指令管制業務について
- (13) 消防信号（サイレン）について
- (14) 消防団指導体制について
- (15) 通信指令装置整備及び消防無線のデジタル化について
- (16) 査察事務について
- (17) 火災原因調査事務について
- (18) 危険物事務について
- (19) 建築物の許可・認可に関する消防同意事務について
- (20) 火災予防条例等に関する事務の取扱いについて
- (21) 火災予防運動に関する事業の取扱いについて
- (22) 各種証明の取扱いについて
- (23) 防火管理者資格取得事務の取扱いについて
- (24) 防火指導体制について
- (25) 外郭団体育成事務の取扱いについて
- (26) 消防年報の取扱いについて
- (27) 消防用設備等の規制に関する事務について
- (28) 液化石油ガス及び煙火消費に関する取扱事務について
- (29) その他、消防部門に関することについて

表3 置賜広域行政事務組合2市2町（米沢市、南陽市、高畠町、川西町）広域消防準備組織図

平成22年4月1日施行(平成23年5月1日改正)



②経費負担割合（平成23年度分）

ア 広域化準備室事務経費について（広域化準備事務費）

広域化準備室事務費及び職員人件費は、本組合事務局管理運営費の分担割合に準拠して、2市2町の人口割70%、基準財政需要額割20%、平等割10%とした。

イ 高機能消防通信指令センター整備について（広域化整備事業費）

高機能消防通信指令センターは、平成23年度で整備を行っているが、指令センター建屋については、1階部分がはしご車の車庫としており広域前に米沢市単独ではしご車の更新整備していることから米沢市所有として市負担、また、2階部分が高機能消防通信指令センターとなっており、通信指令装置を含めて2市2町で整備し、所有として構成市町負担とした。経費負担割合については、広域化後消防費分担割合の人口割60%、基準財政需要額割20%、平等割20%とした。

通信指令センター建屋については、米沢市と本組合との合築とし、負担割合は、米沢市約4割、本組合約6割（消防広域化構成市町）とした。

4 協議会の事務の流れ

(1) 特に留意すべき点について

① 理事者の判断を要する調整項目について

調整項目の内、理事者の判断を要するものについては、理事者の合意により本協議会に上程し可決されているが、特に注意をして原案を作成することが重要であった。

各首長を廻り説明することもあり、言葉を選び説得することが大変である。また、事前の各市町消防担当部局に説明しておくことも必要である。

理事者の判断を要する調整項目については下記の5項目である。

ア 組織体制、人員配置等について（別記）

イ 人事給与制度及び手当等の取扱い（別記）

ウ 消防団及び消防水利等業務の取扱い（別記）

エ 財政負担方法及び分担率について（別記）

オ 常備消防財産及び債務の取扱いについて（別記）

② その他の調整項目について

調整項目については、総務部会・財政部会・消防部会、合わせて70項目以上の協議事項があるため、各専門部会を計画的に開催して調整修正をして準備室で原案を作成して、4構成市町が承認・合意できるように説明していくことが重要であり、細心の注意を払うことが必要である。

(2) 協議会設置の準備期間

平成20年7月に置賜地区の消防広域化を本組合で検討することを決定し、3市5町の広域化の検討を平成21年4月1日から本組合事務局に広域化推進室を設け、同時に協議会設置を行った。その後、2市2町消防広域化の確実な実施のため、平成22年4月1日に広域化準備室とし、協議会組織構成を2市2町の関係者を主として変更している。なお、協議会のメンバーについては、有識者・地域住民・各市町議会議員等はいっていない。

事務レベルでの検討、協議等を行って上程しているので、設置準備期間は短時間で済んだ。

(3) 広域消防運営計画の協議機関

広域化準備室で原案の作成を行い、消防広域準備組織図のとおり会議検討を重ね、理事会の合意、本組合議会でも可決されて平成23年2月に策定した。

(4) 新体制への移行期間

広域化前の平成24年2月上旬に消防職員に内示を行い、消防職員に心身の準備を行わせた。特に指令センターに勤務予定の職員12名（1当務隔日6名の内4名勤務）及び併設の米沢署員（夜間指令勤務員）に、2月中旬から管轄内の地水利、指令装置操作の研修を行い4月1日運用開始に備えた。広域初年度であるため、各署の異動は小規模であったが、消防本部については、旧4消防本部から均等の人員配置を行った。職員への早めの内示により、新体制への移行がスムーズにできた。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

常備消防の広域化を本組合の共同処理業務とすることにより、一部事務組合方式となる。広域消防体制スタートまで2ケ年の短期間であり、各市町及び本組合において準備すべき業務が多岐にわたっており、消防運営計画・調整項目・高機能消防指令センター整備・消防業務用パソコン整備・新規採用者試験・条例規則等制定・起債関係の業務等を重点にスケジュールを策定し確実に業務遂行をして広域化を推進した。

(2) 組織体制、人員配置等について（理事者判断事項）

理事者の判断を要する調整項目として、今までの旧消防本部の署所数を踏襲して、1本部4消防署1分署3出張所の消防署所とした。

消防本部は、消防総務課、予防課、警防通信課の3課制とし総員34名で広域化をスタートすることとし、各署所全体の出動隊数は、最大で16隊の体制として、総員192名の人員配置とした。広域前の出動隊数を減ずることなく踏襲した出動体制とした。

消防職員226名（条例定数）で広域消防スタートし、平成27年度までに9名を減じ217名体制を維持するものとした。

また、本組合事務局へ消防事務執行のため3名のプロパー事務職を配置した。

(3) 職員の処遇等（理事者判断事項）

消防広域化により各市町の消防職員の身分、給料及び手当等は、統一した取扱いを定めて、士気に影響することのないように事前に説明会を開催して対応した。

職員の身分、任用、給料、諸手当、勤務形態、職務分類、職制、職階等について、調整案を提示して検討を重ね理事会で決定した。

(4) 給与調整、退職手当調整等（理事者判断事項）

① 給与調整

本組合の給与レベルについては、理事会において東南置賜2市2町の給与レベルの中間とすることで確認された。

1 置賜広域行政事務組合消防本部

現行の本組合職員の給与ラインは概ね、中間的なレベルにあることから、広域消防職の標準ラインは、現行の本組合職員の給与ラインをベースに設定することを基本的な考えとして、現在の市町において到達級に違いがあるが、本組合の広域消防職の標準到達級を4級とした。

また、中核的な米沢市の消防職員給料表は、行政職7級制を採用していたことから、本組合全体の組織運営上、事務局長と消防長を同格とする必要があることから、本組合の給料表についても行政職7級制とした。(平成23年度までは6級制)

消防職の給与については、広域化スタート時における号給について、現給保障を基本に切り替えを行うものとして、広域化後7年程度を目途に調整を図ることとした。

② 退職手当調整

広域化にあたっては、各市町から本組合に移行する職員は同一の身分となることから本組合に準じて、退職手当組合に加入するものとした。

広域前の4市町において、米沢市だけが退職手当組合に加入していないことから、広域時に米沢市消防職員分を米沢市が加入一時金として負担し消防職員全員が加入した。

③ 特殊勤務手当調整

特殊勤務手当については、構成市町が調整を行い廃止に向けて努力することで、理事会で合意されたため、広域化後は全廃止とした。

④ 休日勤務手当調整

消防職員の配置人数の関わりから当面支給する。

(5) 施設整備

広域化当初は、構成市町で策定済みの消防施設及び車両等の整備計画を基本とした整備を検討するが、広域消防の将来的な消防庁舎の配置、消防救急車両、消防救急無線デジタル化等については、広域化後の消防体制において検討するものとした。

理事会において平成24年4月1日に広域化することを確認されたことにより、広域化前に施設整備を検討することは、期間的に困難であったために運営計画に盛り込むことができず、広域化後の平成25年2月に「消防10か年整備計画」を策定して整備推進を図っていくこととした。

(6) 経費負担等（理事者判断事項）

① 分担方法

構成市町による広域消防を管理運営していくため、経費を構成市町が応分に負担する必要があり、財政負担の方法は、全国の一部事務組合による広域消防組織の事例及び本組合で行っている内容に基づいて、一定の分担率による負担とした。

② 分担率の割合について

消防救急の出動件数は各市町の人口規模と相関があり、消防救急行政サービスの受益者を算出する「人口割」、構成市町が広域消防運営に対して共通かつ平等に負担する「平等割」、構成市町の財政規模に応じた負担である「基準財政需要額」を、それぞれ一定の割合で反映させた。

財政負担方法及び分担率について広域化準備室で原案を提示して、調整会議を重ねて決定

されたが、構成市町における単独消防常備消防費の上限を越えないように、構成市町のすべてに財政負担にメリットが出るように考慮した。

広域消防体制の財政負担に係る経費負担は

人口割	60% (直近の国勢調査)
基準財政需要額	20% (直近年度の基準財政需要額)
平等割	20%

とした。

(7) 常備消防財産及び債務の取扱いについて (理事者判断事項)

① 常備消防財産の取扱い

ア 土地については、各市町から本組合への無償貸付とする。

庁舎整備に係る新たな土地取得の取扱いについては、統合後の検討課題とする。

イ 土地以外の財産 (建物・車両・備品等) については、各市町から本組合への無償譲渡とするが、債務がある場合は各市町から本組合への無償貸付を行い、債務償還完了後に無償譲渡を行うものとする。

② 債務の取扱い

統合後、統合前の各市町において引き続き返済する。

(8) 消防団・消防水利業務等との連携確保 (理事者判断事項)

消防団・消防水利業務については、常備消防と非常備消防が緊密に連携しており一体的な体制の確保が重要なことから、①「自市町が行う業務・・・消防団予算、条例規則等の制定、職務の権限 (決裁規程) 等に関する業務」、②「各市町からの併任辞令発令を受けて広域消防が行う業務・・・各市町で、消防広域化後も継続して常備消防組織が行った方が、円滑に遂行できると考えられる消防団施設、消防水利施設の管理・調整等に関する業務」③「常備消防組織として行う業務・・・消防団と常備消防が緊密性を確保して行うべき業務及び業務内容の性格から常備消防でなければ行うことのできない業務」として各市町及び広域消防が分担して業務を行っています。なお、消防団に関する総合窓口は、これまで同様に各消防署の庶務担当部署としている。

(9) 防災・国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護業務は、住民の安全安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、広域化後の消防本部と構成市町等の防災・国民保護担当部局との緊密な連携の確保が必要となるため、次のような方策について、各市町及び消防団等関係組織とともに調整するものとした。

- ① 夜間・休日等における構成市町の防災業務への対応
- ② 各市町長及び危機管理担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置
- ③ 各市町と所在の消防署所との連携確保のための体制の整備
- ④ 防災・国民保護担当部署と消防本部との連携体制の強化

構成市町の国民保護及び災害対策体制には、消防長・消防署長・消防団長が参画していることから、消防広域化後は各市町からの併任辞令により、国民保護会議及び災害対策本部に消防長・消防署長等が参画できる体制とした。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 一部事務組合の設立手続

本組合は、広域化の対象地域・地勢でも記載のとおり3市5町で構成する一部事務組合で、ごみ・し尿処理業務、養護老人ホーム運営、電算共同処理業務、死亡獣畜保冷管理業務等をおもな共同処理業務とする複合的一部事務組合となっており、消防広域化は既存組合に消防救急業務が加わることとなります。

構成市町のうち、2市2町の米沢市消防本部・南陽市消防本部・高畠町消防本部及び川西町消防本部のそれぞれの単独消防が広域統合により、置賜広域行政事務組合消防本部となった。よって、設立手続きは県知事へ消防救急業務を本組合で共同処理事務に追加する許可手続きを行った。

(2) 住民への周知

広報活動としては、本組合の広報紙「広域広報おきたま」（3市5町対象）を年2回発行しており、広域化の記事を掲載した、また、構成市町の広報紙にも掲載を依頼して周知を行い、問合せ先（本組合へ）を記載した。さらに、広域対象構成市町の各消防団、管轄内2警察署、救急指定病院、各市町医師会及び歯科医師会等に説明会を行った。各市町においては、首長を囲む座談会などで消防広域化についての話題の提供、消防本部でも、繰り返し説明会を行った。

パブリックコメントについても検討したが実施はしなかった。

(3) 条例改正及び予算の準備

① 条例改正について

本組合規約を一部変更し、消防事務を新たに追加し、条例及び規則等については、新たに整備した。

火災予防条例等に関しては、広域化までに統一化を図る必要があるため、各消防本部の条例を見直し、修正を行い制定した。

② 予算の準備

消防広域化準備室において、各市町の平成23年度の当初予算ベースで、常備消防費の經常分を予算編成（案）として広域消防準備会議に提示して本組合議会で可決された。

なお、予算策定にあたり、消防庁舎整備、車両更新等の整備は広域初年の24年度予算には計上せず、広域化後に整備計画を策定して推進することとした。

(4) 長及び議員の選任準備

一部事務組合に消防救急業務が共同処理事務として追加されたものであるため、長及び議員の選任準備は必要なかった。しかしながら、3市5町で構成された一部事務組合に、2市2町の消防広域化が加わったため、新たに消防主幹会議（2市2町防災担当部局）、関係市町理事協議会（2市2町首長会議）が、広域消防の協議会議の場として設置され、議会では、関係市町議員協議会（2市2町本組合議員協議会）が設置された。広域消防の所管は、第2委員会（3市5町の本組合議員委員会）とした。議会の議決については、2市2町が構成する広域消防ではあるが、3市5町からの選出議員での議会となっており複雑である。

長（理事長）の選任については、理事会の互選で選任されている。

議員の選任については、構成市町に委ね、議長、各委員長は任期制としている。

(5) 職員の身分の移管

消防広域化により、各市町職員としての身分から本組合職員としての身分に変わりました。本組合に勤務する職員の身分は、県・市町村職員と同様に地方公務員となり、地方自治法及び地方公務員法等の関係法令にもとづき事務を執行することとなる。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

消防広域化により、4消防本部を統合し高機能消防指令センター整備を行ったことで、指揮命令を一元化でき、迅速かつ連携のとれた消防活動を展開することができる。

また、広域前には市町境界地域の災害へは、他市町から出動した方が現場到着時間の早い場合もあり、有線等での応援出動要請により対応していましたが、広域後は統一された出動体制を行うため、応援要請を必要とせず直接出動命令を出し対応している。

さらには、大規模災害が発生した場合は、増隊が迅速に行え、住民サービスの向上が図られている。

平成25年7月18日及び22日に発生した局地的な豪雨により、管轄内の南陽市に甚大な被害を及ぼしたが、広域化の効果により、延べ出動車両台数(隊)18隊、出動人員110名で災害対応を行い、床上浸水した自動車学校に取り残された約50名の救助活動も短時間で完了、災害を最小限に食い止めたものと考えている。

地域住民からは、「広域消防となったことで、早く駆けつけてくれて助かった。」との感謝の声もあった。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

① 予防業務の高度化・専門化

消防本部には日勤勤務者7名、各消防署には当直勤務を兼ねる予防要員を配置し、防火対象物の消防設備設置及び危険物施設設備設置等の種別により、消防本部と各消防署での取扱いを分担し、事務の専門化と効率化を図っている。

② 救急業務の高度化・専門化

救急救命体制の強化として救急出動時、必ず救急救命士1名を乗車する体制の確立をするために、現在の救急救命士有資格者30名を40名以上とする。また、救急隊員の専門課程に入校させるなど、高度化・専門化を図っている。

(3) 高度な装備・資機材の整備

消防救急無線デジタル化整備については、当初、平成26・27年度に計画していたが、国の有利な起債である緊急防災・減災事業を活用し、前倒しして、平成24・25年度で整備を行っている。

同じく、平成25年度には、緊急消防援助隊支援用の資機材搬送車1台、高規格救急自動車1台、水槽付消防ポンプ自動車1台を、国の有利な起債及び県の補助により更新配備した。また、平成26・27年度に計画していた、消防救急車両7台分を平成25年度2次分に申請中

1 置賜広域行政事務組合消防本部

であり、補正予算で対応予定である。

消防庁舎の整備については、平成27年度の高畠消防署の全面改築、平成28年度に米沢消防署の南部出張所・西部出張所を統合して新たな分署の建設、平成31年度～33年度に消防本部及び併設の米沢消防署の整備を計画している。

このようなことから、広域化のスケールメリットを活かした財政計画を立てることができ、高度な消防資機材の整備、消防庁舎の整備等の充実が図られる。

(4) 人事異動・研修等の充実

消防職員個々の専門的な知識、高度な技術、強固な精神力、体力が必要となることから、計画的に消防大学校、県消防学校、救急救命士養成所等に入校するとともに研修教育を重ね、職員の資質向上を推進している。

消防職員に対して、計画的な人材育成を推進し、適材適所の人員配置により組織体制の充実を図る。なお、平成25年度の人事で約20%の異動を行った。

8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

- ① 職員関係、議会関係、財政関係、施設整備等の業務については、本組合事務局総務課と分担して業務執行しているが、構成市町との調整、会議開催の増加など、説明を行い理解していただくことが大変となり、事務量が多く計画的な取組みが重要となる。
- ② 現場職員の高度化・専門化を図ることが重要であるが、事務部局の職員の固定化が懸念される。
- ③ 消防団及び消防水利業務については、一定のルールを決めて構成市町と広域消防が分担して業務を行っているが、各市町の消防団行事、慣例等が違い、広域消防としての対応が難しい。

(2) 給与調整、退職手当調整等

広域前に消防職員に対して、広域後7年を目途で給与格差を是正することとしており、職員からの疑問、質問等に対しては、現在調整を進めている旨を丁寧に説明して理解を得ている。調整に大きな問題はない。

2 埼玉西部消防局(埼玉県)の事例

2 埼玉西部消防局の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	19
②広域化実現までの手順の概要	21
③協議会設置までの手順	22
④協議会の事務の流れ	23
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	25
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	27
⑦広域化による具体的なメリット	28
⑧新体制移行後の課題等	31

1 広域化対象地域の地勢・概要

埼玉西部消防組合管内は、埼玉県の南西部に位置し、東西に約 42 km、南北に約 18 km、面積は 406.43 km²で、管内人口はおよそ 78 万 8 千人、東京都心から 50 km 圏に位置しており、外秩父（そとちちぶ）山地から高麗・加治・狭山などの丘陵を経て、武蔵野台地へと続く豊かな自然に恵まれた地域である。

埼玉西部消防組合は、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の 5 市で構成され、常備消防に関する事務や火薬類取締法等に基づく事務を共同処理するために、平成 25 年 4 月 1 日に設立した一部事務組合である。

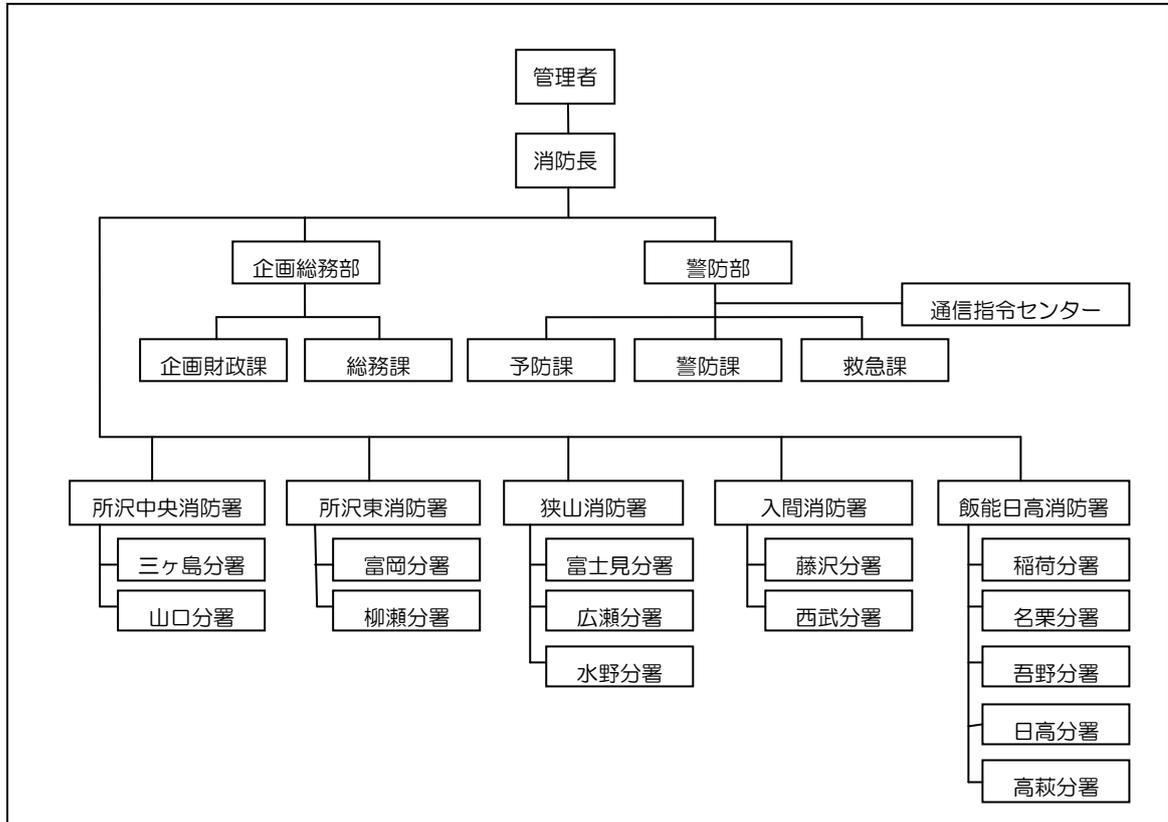


平成 25 年 4 月 1 日現在

	面積 (km ²)	人口 (人)
所 沢 市	71.99	343,020
狭 山 市	49.04	155,237
入 間 市	44.74	150,077
飯 能 市	193.18	81,619
日 高 市	47.48	57,626
計	406.43	787,579

【埼玉西部消防組合の概要】

- 消防本部名 埼玉西部消防局
- 所在地 埼玉県所沢市けやき台一丁目13番地の11
- 人員 職員数861名（条例定数877名）
- 組織



• 保有車両台数

車両種別	台数	車両種別	台数
消防ポンプ車	20	指揮車	5
水槽付消防ポンプ車	12	指令車	6
水槽車	2	査察車	11
はしご車	7	支援車	1
屈折はしご車	1	機材車	2
化学消防車	6	積載車	19
救助工作車	5	マイクロバス	2
電源・照明車	1	起震車	1
高規格救急車	25	連絡車	28

2 広域実現までの手順の概要

(1) 広域化の背景

当初、平成9年度に所沢市、狭山市及び入間市の3市による「広域消防連絡協議会」を設置し、組織的な交流を図りながら消防の広域化の研究を行っていたが、平成18年の消防組織法の一部改正に伴い、平成20年3月に「埼玉県消防広域化推進計画」により、広域化対象市町村の組合せとして、所沢市、飯能市、狭山市、入間市及び日高市の5市が埼玉県消防広域化第4ブロックとして示された。

これを踏まえ、5市の消防広域化によるスケールメリットを活かした、住民サービスの向上や行財政運営の効率化と基盤の強化を図れるか検証するため、平成22年1月に「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を設立し協議を進めた。

(2) 広域化の検討経緯

平成21年

1月19日～ 「埼玉県消防広域化第4ブロック連絡会議」を開催し、構成消防本部間の調整を図る

3月27日 「埼玉県消防広域化第4ブロック市長会議」を開催し消防の広域化の検討について基本合意を得る

7月31日 「埼玉県消防広域化第4ブロックの消防広域化検討組織の設置等に関する協定」の締結

10月 1日 事務局を設置（所沢市消防本部広域消防課）5名体制

平成22年

1月21日 「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会の設置に関する協定」の締結

2月15日 「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を設立し協議開始

8月11日 「埼玉県消防広域化第4ブロック構成市における消防の現状と課題」を作成

平成23年

5月 9日 「検討事項の中間報告書」を作成

8月24日 「広域消防運営計画」「経費検証メリット課題検証」「資料集」により、埼玉県消防広域化第4ブロック協議会にて、広域化の検証を行い広域化について合意

12月 構成市市議会、定例会において「埼玉西部消防組合規約」の議案を上程、それぞれの市議会において可決

平成24年

1月～ 埼玉西部消防組合設立準備組織を設立し、組合設立に向けた調整を図る

3月29日 埼玉県知事から埼玉西部消防組合設立許可書交付

4月 1日 事務局（所沢市消防本部広域消防課）の増員14名体制

平成25年

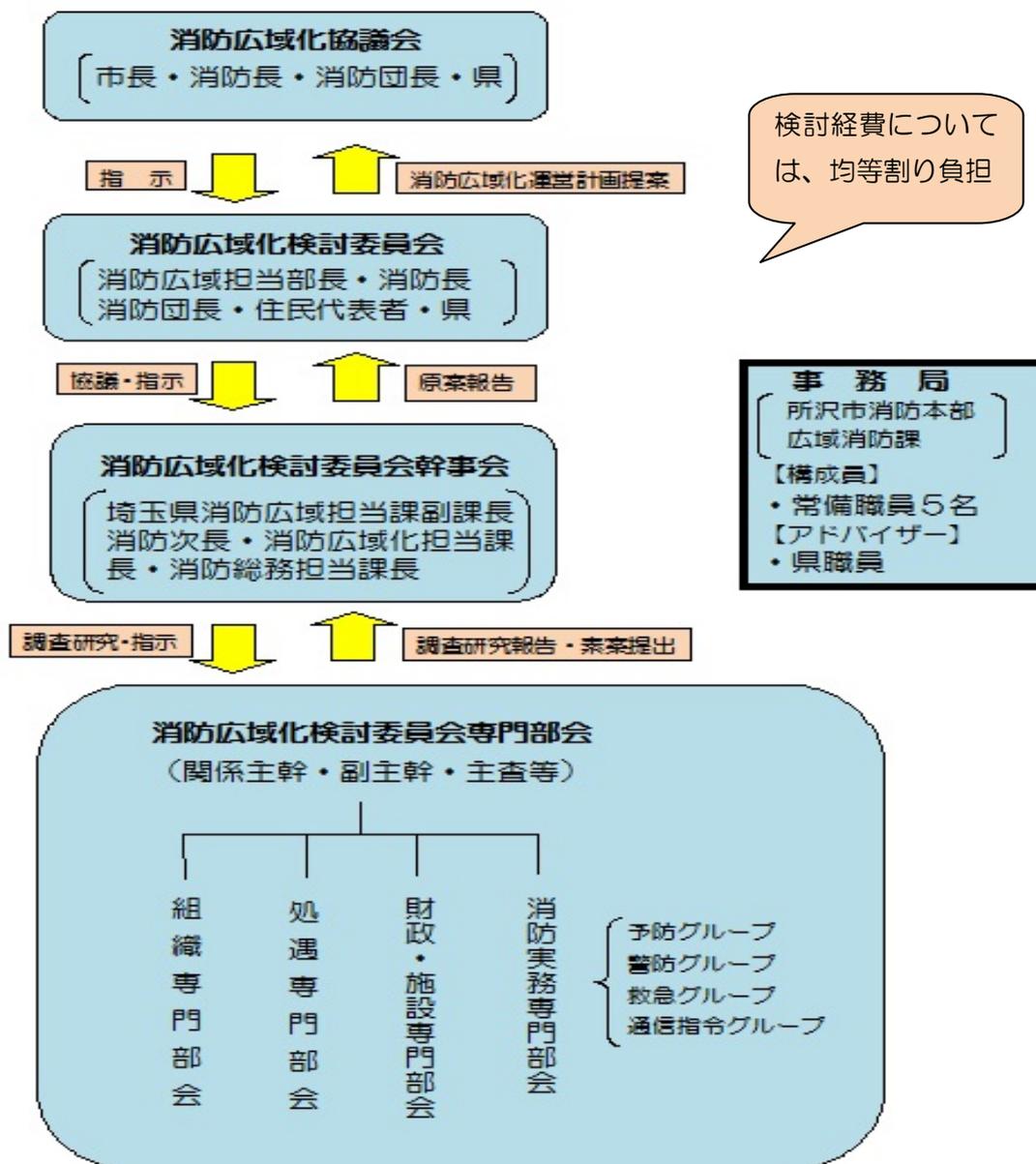
4月1日 埼玉西部消防組合設立

3 協議会設置までの手順

消防の広域化のスケールメリットは理解していたが、安易な検証で広域化を決定するのではなく、消防広域化の将来ビジョンを示し、単独消防と広域化した消防との比較する資料を作成し広域化の判断を行うことにした。そのためには検討事項が多岐に亘るため、検討組織である任意の協議会を設置することとした。

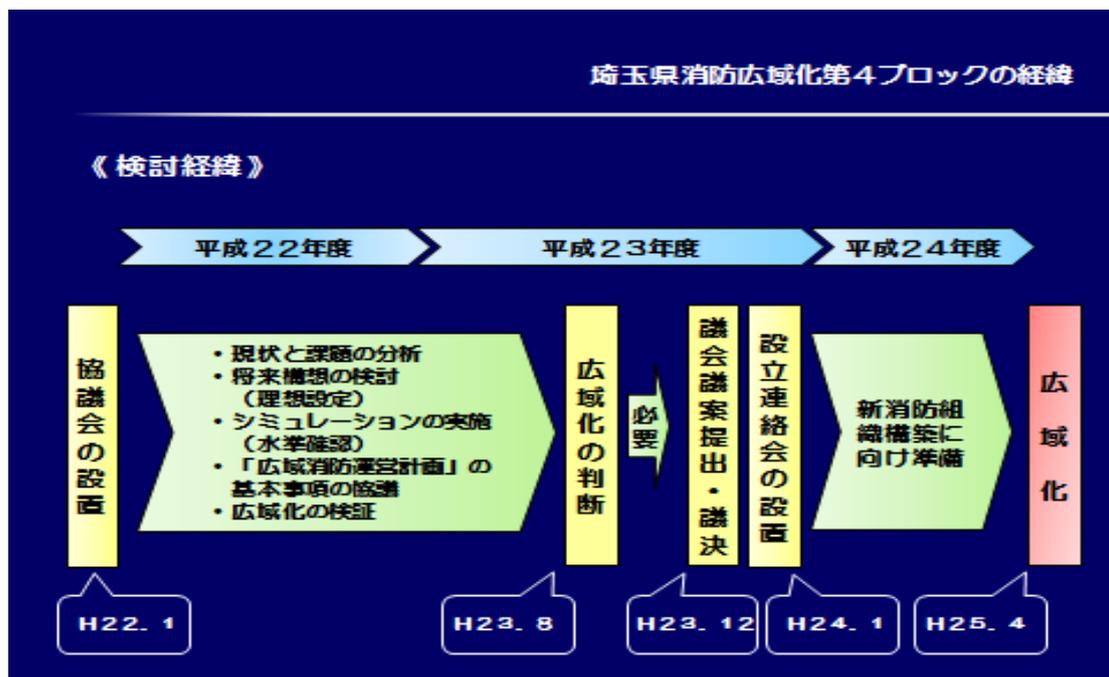
協議会を設立するにあたり、構成消防本部の広域担当課長、次長職及び埼玉県の推進計画に基づく広域のため、県の職員を委員とする「連絡会議」を開催し、協議会規約、組織体系、事務局の体制を協議し、協議結果を構成市の市長、企画担当部長、消防長の会議にて承認を得て「埼玉県消防広域化第4ブロックの消防広域化検討組織の設置等に関する協定」を締結「埼玉県消防広域化第4ブロック協議会」を設置した。

○協議会の組織（体系図・構成、事務局の体制、経費負担割）



4 協議会の事務の流れ

協議会の設立までには、広域化の検討経緯を見て頂くように約1年間の準備を要し、主に協議会の組織体制や事務局体制、協議会の運営経費や負担割の調整に時間を要した。更に、広域消防運営計画等の協議期間に約1年8ヶ月間を要し、広域化の合意から埼玉西部消防組合規約の構成市の議会での議決までの準備として、約4ヶ月間更に新組織への移行期間の準備として、約1年3ヶ月間を要した。



【協議の進め方】

実質の検討は、協議会の下部組織である各専門部会にて行い、「検討における基本方針」や「確認事項」を定め検討を進めた。

○ 専門部会の設置

各市、各消防本部から選出された関係職員で組織された、次の4つの部会を設置し、専門的事項の調査及び研究を行った。

- (1) 組織専門部会・・・広域組織の形態、消防本部・署の機構、勤務形態等の専門的な調査研究。
- (2) 処遇専門部会・・・職員の身分・給与、各種手当の調整等の専門的な調査研究。
- (3) 財政・施設専門部会・・・広域化に伴う財政負担の割合、財政計画、予算編成、財産の取扱い等の専門的な調査研究。
- (4) 消防実務専門部会・・・部会は予防・警防・救急・通信指令の4つの作業グループに分かれ、それぞれの分野において専門的な調査研究。

- 作業グループの設置
専門部会は所掌する事業をより効率的に検討するため、作業グループを設置。
- 部会長、副部会長及びグループリーダーの選出
各部会に部会長及び副部会長をそれぞれ 1 名選出。部会長及び副部会長は、検討が十分に行えるように、事務局と常に連絡を取り合い部会の運営を行った。
作業グループの設置時、リーダー及びサブリーダーを選出し専門部会と同様に、より効率的な運営を行った。
- 会議の開催方法
会議は部会長が事務局と調整し招集して開催。会議場所、会議時間、回数等については特に定めなかった。
- 検討における基本方針
検討にあたっては、次のことを基本に十分な検討をお願いした。
 - (1)会議の運営にあたっては、以下の事項を遵守。
 - ・ 公平性を確保すること。
 - ・ 透明性を確保すること。
 - ・ 効率性を重視すること。
 - ・ 資料等を十分に活かすこと。
 - ・ 必ず結論を導き出すこと。
 - (2)各項目の具体的な検討にあたっては、以下の事項を重視。
 - ・ 消防の目的、任務、課題を再確認すること。
 - ・ 住民福祉を最優先とすること。
 - ・ 消防行政サービスの向上を目指すこと。
 - ・ 費用対効果の視点を考慮すること。
 - ・ 広域後の組織、管内状況をイメージすること。
 - ・ 消防の将来像を見据えた検討を行うこと。
 - ・ 構成市の財政状況等に十分配慮すること。
 - (3)検討結果の報告にあたっては、以下の事項に注意。
 - ・ 具体性があること。
 - ・ 客観性があること。
 - ・ 検討のプロセスを明確にすること。
 - ・ 将来にわたり調整等が必要な事項については、方向性を明記すること。
- 第4ブロック広域再編に係る確認事項
第4ブロックの広域再編にあたっては、消防力の充実・強化を基本として、更なる消防行政サービスの向上と様々な課題への対応を図り、より安全で安心な市民生活を提供するため検討を進めた。
 - ・ 今回の広域再編については、4消防本部の常備消防組織である消防本部、消防署及び分署を対象とする。
 - ・ 各消防本部の機能を集約再編することにより、共通の課題である署所の配置

人員を強化できる組織づくりを進める。

- 組織内の連絡体制と市民の利便性等に配慮しつつ、消防本部と消防署における事務事業の分担をより明確にする。
- 各署所施設については、現在の配置、規模が広域再編後においても、それぞれの地域に必要と考えられることから、現況のまま広域体制に移行する。
- 新たな拠点施設（消防本部や分署など）の整備については、将来的課題とし、十分な検討を踏まえて計画する。
- 消防ポンプ車などの第一線車両については現行体制を維持し、特殊車両等については削減も視野に入れて検討を行う。
- 消防団にかかる事務については、これまでの良好な関係を維持するよう努め、消防団の運営や災害現場活動等において支障を来たすことがないよう配慮する。
- 広域再編に伴う経費については、費用対効果の視点と、事業の優先順位等について十分に検討し積算する。

専門部会の全体説明会



5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

広域消防運営計画については、広域化の検証資料として作成をしたものであり、広域後の将来ビジョンを示すためや経費を検証するために詳細な協議を行い作成した。

(1) 広域化の方式及びスケジュール

今回の広域再編については、その目的が構成5市の消防組織体制の整備や機能の充実であることから、事務の一部を共同処理する一部事務組合方式を採用した。別紙スケジュール表のとおり。

(2) 組織

消防本部の組織は、構成4消防本部で行っている本部部門を1消防本部に集約し、企画財政課、総務課、予防課、警防課、救急課及び指令課の6課を置くこととした。また、消防署及び分署については、広域前と同様5署14分署を置くとともに、各消防署に庶務及び予防事務等処理するため消防管理課、予防指導課を置いた。

災害出場においては、行政区にとらわれない出場区域とし、災害現場に早く到着できる直近方式により対応し、通常業務（調査・訓練・市民指導等）については、広域前の管轄区域を当分の間継続することとした。

(3) 職員の処遇

広域前の職員給与については、給料表やその運用、各種手当及び昇任昇格の基準等が異なり、広域再編時、完全に是正を図ることは困難であった。

広域再編時の給料においては、広域直前に支給されている各職員の級号給及び給料月額をベースとして、広域組織の新給料表の級に対する職務を統一することとしたが、その際「同額又は直近上位」の級号給に位置付けることを原則に切り替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応した。

なお、広域再編前、現給保障を受けている場合は、広域再編後、当該給料月額を保障するものとした。また、各種手当のうち、管理職手当と地域手当については、構成市間で格差があるため、広域再編時は従前の支給額（割合）とし、広域後給料の格差是正を図りながら、原資内を原則に統一を図ることとし、その他の手当については広域再編時統一した。

(4) 施設整備

本部庁舎は、交通の利便性、職員数及び災害発生状況並びに通信指令センターの配置要件等を考慮し、旧所沢市消防本部庁舎とし、広域消防本部を収容するにあたり建物の一部改修等必要な整備を行った。

既存施設の建替え等を含む大規模改修の計画については、現時点での調整は極めて難しく、構成市の財政状況、社会情勢等を見据えて消防力の強化・均等化を目的とした消防署所の新設、統合、改修等は、現在策定中の「埼玉西部消防組合総合計画」による施設整備計画を策定し整備を行っていく予定である。

(5) 経費負担等

経費の負担割合は、消防費に係る基準財政需要額の割合を基本とし、広域再編後の5市における消防費の急激な増大を避けるため以下の方策を示すとともに、事業内容によっては、構成市で協議した負担割合とした。

- ・広域再編当初は、構成市の実質負担額（常備消防費のうち投資的経費等を除く平成23年度当初予算）の比率により負担することとし、構成市の財政状況を踏まえ調整を図りつつ、消防費に係る基準財政需要額の割合へ5年をかけ移行するものとした。

- ・立上げ経費（情報システムの整備、消防施設・車両等名称表示変更、被服等の統一に掛かる経費）、消防庁舎（敷地を含む。）、消防車両・資機材、その他消防に要する設備に要する経費等の負担方法は、消防費に係る基準財政需要額の割合とし、通信指令システムの整備及び消防救急無線のデジタル化整備については、各消防本部が単独整備を行った場合の比率による割合とした。

(6) 消防団等との連携確保

消防本部との連携が不可欠であるという消防団業務の特殊性から、広域前は、消防団に係る事務は5市とも消防本部が執行していた。

今回の広域再編は、常備消防組織を対象としていることから、消防団については、各市長の管理とし、事務の執行にあたり市長部局と消防本部の相互間における職員派遣等の調整を図り、全ての事務に消防署が係り、広域前と同様な関係を図り連絡調整を密にし、研修や訓練等を通じて協力体制を維持することとした。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携確保

自然災害やテロ、武力攻撃等の有事の際には、構成市の防災・国民保護担当部局との連絡方法を確立し、消防本部から防災会議、国民保護協議会等の構成員として参画し連携を確保することとした。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続き

(1) 一部事務組合の設立手続

構成消防本部は単独消防本部（所沢市・狭山市・入間市）と一部事務組合（消防・斎場事務の飯能市・日高市）との広域再編であり、既存の消防組合に3市が入る協議を行っていたが、大きな規模の消防であるため、消防事務のみを共同処理する組合を新たに設置することとした。

協議会では、構成市の広域化の合意を得たため、埼玉西部消防組合規約（案）を策定し、構成市全ての議会において組合規約の議決並びに飯能市、日高市については、既存の一部事務組合の規約改正（消防事務を削除）の議決後、埼玉県知事へ埼玉西部消防組合設立許可申請を行い、設立許可を受けた。

なお、議会への議案提出の前には、住民への周知として、構成市ごとに消防広域化の住民説明会を行い、更に各消防本部のイベントにはパンフレットを配布、構成市ホームページでは協議中も適宜協議の進捗状況の掲載を行っていた。

また、組合規約についてのパブリックコメントも実施した。

(2) 新組織への設立準備

構成市議会の議決後、新組織への準備を約1年3ヶ月間で行うため、事務局（所沢市消防本部広域消防課）職員を増員し、準備組織を設置し業務を進めた。

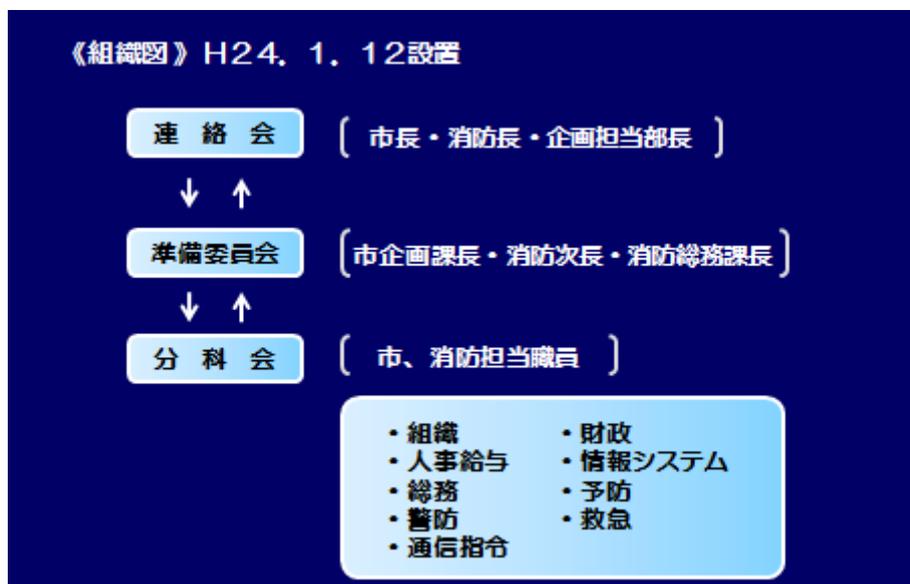
また、平成24年度予算には、構成市負担金により所沢市の一般会計（消防広域化事業費）にて、立上げ経費等を計上し平成25年度新組織の運営に必要な予算を確保した。

○ 事務局（所沢市消防本部広域消防課）

事務局は当初、所沢市消防本部2名、狭山市消防本部1名、入間市消防本部1名、埼玉西部広域消防本部1名の5名で事務を行っていた。新組織設立に伴う事務処理や調整が多岐に亘るため、事務局職員に構成市の専門職5名（人事・給与・財政・議会・法規）の派遣をお願いするとともに、構成消防本部から1名ずつの増員（4名）を行い、事務局を14名体制とした。

○ 準備組織

協議会とは別に、埼玉西部消防組合の設立準備組織を設置し新体制の準備を進めた。



各分科会が実質の調整作業を行い、協議会で決定されて事項の細部についての調整や条例・規則・要綱等の策定、平成25年度予算編成、人事給与、処遇、組織、情報システムの構築等を行った。

○ 職員の身分の移管

構成消防本部職員の身分を広域消防組織に全て引き継ぐこととし、その際当該職員が属する市及び事務組合において広域消防組織設立の前日付けで退職し、広域消防組織設立日付けで、埼玉西部消防組合職員として採用した。

身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないように、その心情に十分配慮し各職員には、予め諸条件を明示しておき、辞令の交付については、退職時には各市及び事務組合の取扱いによるものとし、採用時には採用辞令を交付しました。4消防本部の職員は、それぞれの昇任制度で付与された現状の階級をそのまま引き継ぐものとし、階級到達や経験年数において、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整を行った。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

【出場体制】

災害活動現場においては、初期の段階でいかに多くの消防力（人員・車両）を投入できるかが、被害の軽減に大きく影響する。特に大規模災害においては、消防力が劣勢にならないように部隊の追加投入等の体制を取ることが必要となる。

広域前の出場体制では、4消防本部の保有部隊数により第1 出場隊の数が異なっているが、広域化により統一化が図れ、初動体制を強化することができた。また、近隣消防本部への応援出場要請については、各市で締結する応援協定に基づき実施していたが、広域化後は事案が発生してから出場を依頼するのではなく、事案を覚知した段階で直ちに災害規模に応じた多くの車両を第1 出場、または特命出場させることができるようになった。

普通建物火災出場体制

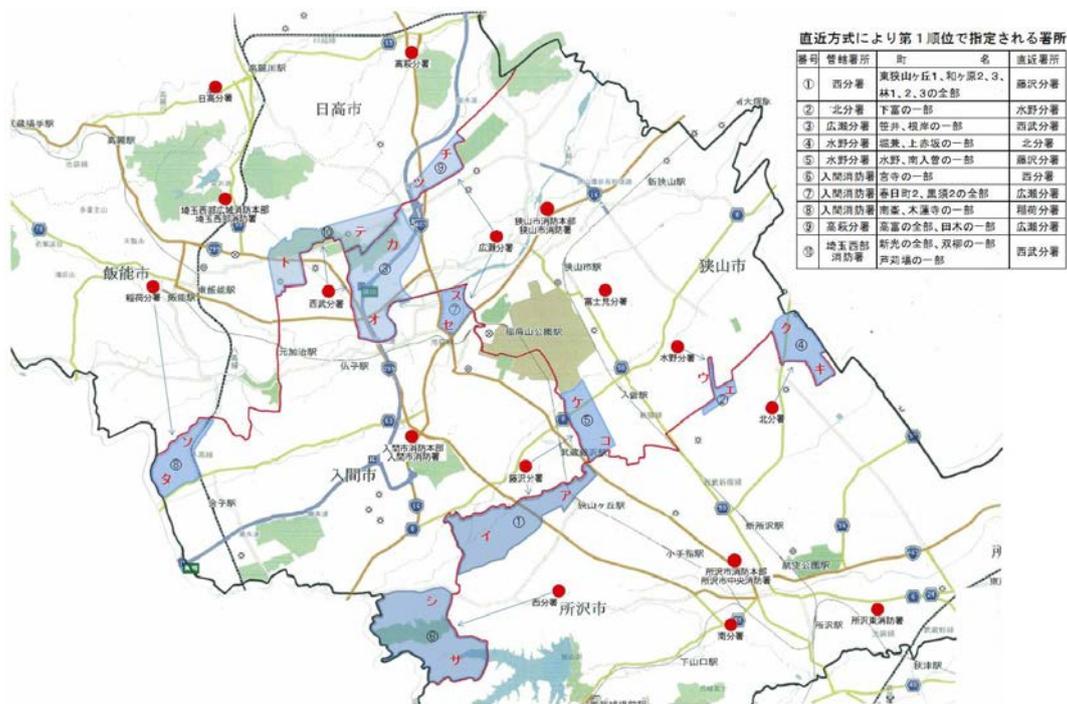
各消防本部は平成24年4月1日現在

	所沢市	狭山市	入間市	埼玉広域	広域後
第1 出場隊数	5台	4台	4台	3台	9台
第2 出場隊数	4台	3台	2台	2台	6台
第3 出場隊数	3台			2台	4台
合計 (保有台数)	12台 (12台)	7台 (9台)	6台 (6台)	7台 (10台)	19台 (36台)

※放水可能車両の出場体制

【到着時間の短縮】

広域化により、第1 到着隊をはじめ、第2、第3の到着隊の集結時間（包囲態勢）の短縮が図れた。具体的に短縮された主な地域は次のとおりとなる。



8 新体制移行後の課題等

広域化により、組合議会の運営・会計事務（出納、監査）等の新たな事務を行うことになり、業務が繁雑となっている。また、構成市からの派遣職員によって業務を進めていることは否めない。今後は専門職員の育成も視野に入れた人事異動も考慮していく必要がある。

また、今回の広域化では署所の適正配置の検討は行なっていないため、現状では消防署所が近接している地域が存在することは否定できず、一般的に建て替えが必要な時期となっている署所も存在することから、長期的な視点から、地域住民の理解を得たうえで署所配置の見直しを行い、新設署所等の適正配置の検討を進める。

この様なことから、現在「埼玉西部消防組合総合計画」を策定し、より良い組織として業務を進めていきたいと考えている。

3 埼玉東部消防組合消防局 (埼玉県)の事例

3 埼玉東部消防組合消防局の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	35
②広域化実現までの手順の概要	36
③協議会設置までの手順	37
④協議会の事務の流れ	40
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	42
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	44
⑦広域化による具体的なメリット	46
⑧新体制移行後の課題等	48

1 埼玉東部消防組合の地勢・概要

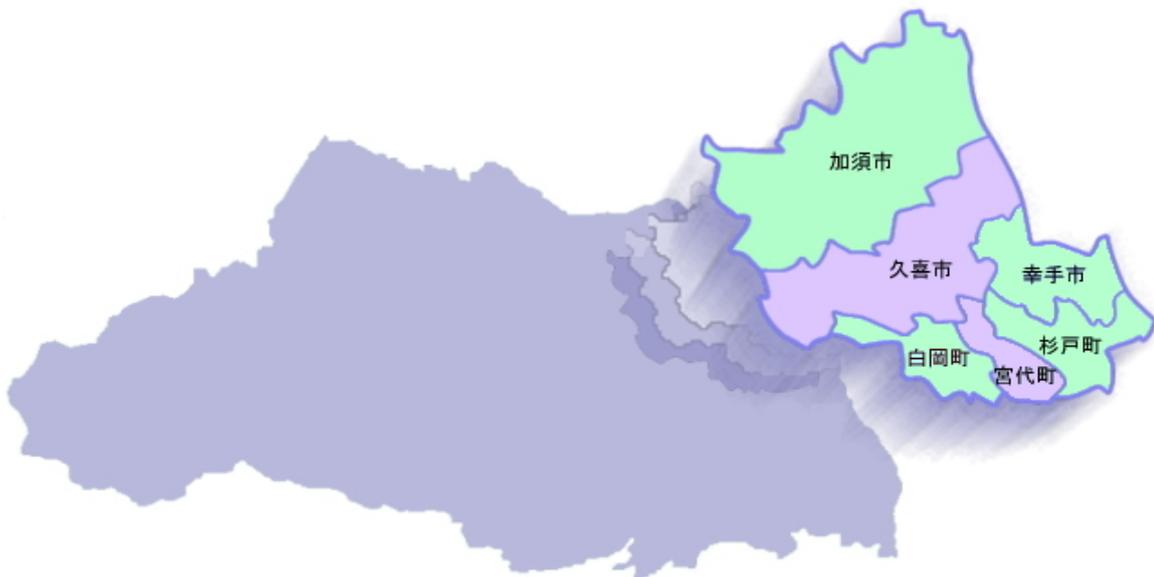
埼玉東部消防組合の管内は、関東平野のほぼ中央に当たる埼玉県の北東部に位置し、大半は勾配が極めて緩やかな加須低地や中川低地であり、大落古利根川、元荒川、中川などの河川や葛西用水など農業用水が広大な水路網を形成されている。

久喜市（旧栗橋町）、幸手市、杉戸町は日光街道の宿場町として、加須市は利根川の水運の要衝として発展するとともに、久喜市は主要街道を結ぶ物流の拠点として栄えた。

埼玉東部消防組合は、加須市消防本部、幸手市消防本部、白岡市消防本部、杉戸町消防本部及び久喜地区消防組合消防本部（久喜市、宮代町）の5消防本部を広域化し、一部事務組合として平成25年4月1日に発足した。

管轄面積は、320.65平方キロメートル、管轄人口は、454,160人（平成22年国勢調査）となっている。

消防体制は、1消防局（5課）、6消防署、10分署、2出張所、消防職員数641人で、21世紀の新たな消防としてスタートした。



2 広域化実現までの手順の概要

▶広域化の背景

平成25年4月1日以前のこの地域の消防体制は、7消防本部中5消防本部が管轄人口10万人未満のいわゆる小規模消防本部であり、埼玉県内では11消防本部がこれに該当する。

このような状況の中、埼玉県が、消防組織法第33条に基づき「埼玉県消防広域化推進計画」を平成20年3月に策定した。

この計画は、埼玉県消防広域化推進委員会を設置し策定したもので、21世紀の埼玉県の消防体制のあるべき姿として、概ね政令市を念頭に7つのブロックに広域化するものである。

「埼玉県消防広域化推進計画」で定めた広域化対象市町村のうち加須市、久喜市、幸手市、宮代町、白岡町及び杉戸町の3市3町において、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産を守る責務を果たすため、消防本部の規模を大きくすることにより、行財政上のスケールメリットを活用して、より高度な消防サービスを提供できるよう消防体制の充実強化を図るため広域化したものである。

なお、「埼玉県消防広域化推進計画」による第7ブロックは、5市3町となっているが、消防広域化の協議の整った組合市町が先行し、埼玉東部消防組合を設立した。



▶広域化の検討経緯

当地域は、第7ブロックとされ5市3町（市町村合併後）で自主的な勉強会という位置づけの消防広域化第7ブロック連絡協議会を設立し、平成21年5月から10月にかけて各消防本部の課題等を抽出した「消防の現状と課題」という報告書を作成し、これを市町長に報告した。これにより消防広域化が必要であるとの共通認識のもと協議会設立について合意した。

平成22年1月20日に協議会を設立し、15回の会議を重ね平成24年3月29日に広域消防運営計画を承認し、同年4月5日に埼玉県知事を特別立会人にお迎えし、消防広域化協定書に調印した。

3 協議会設置までの手順

▶手順の流れ

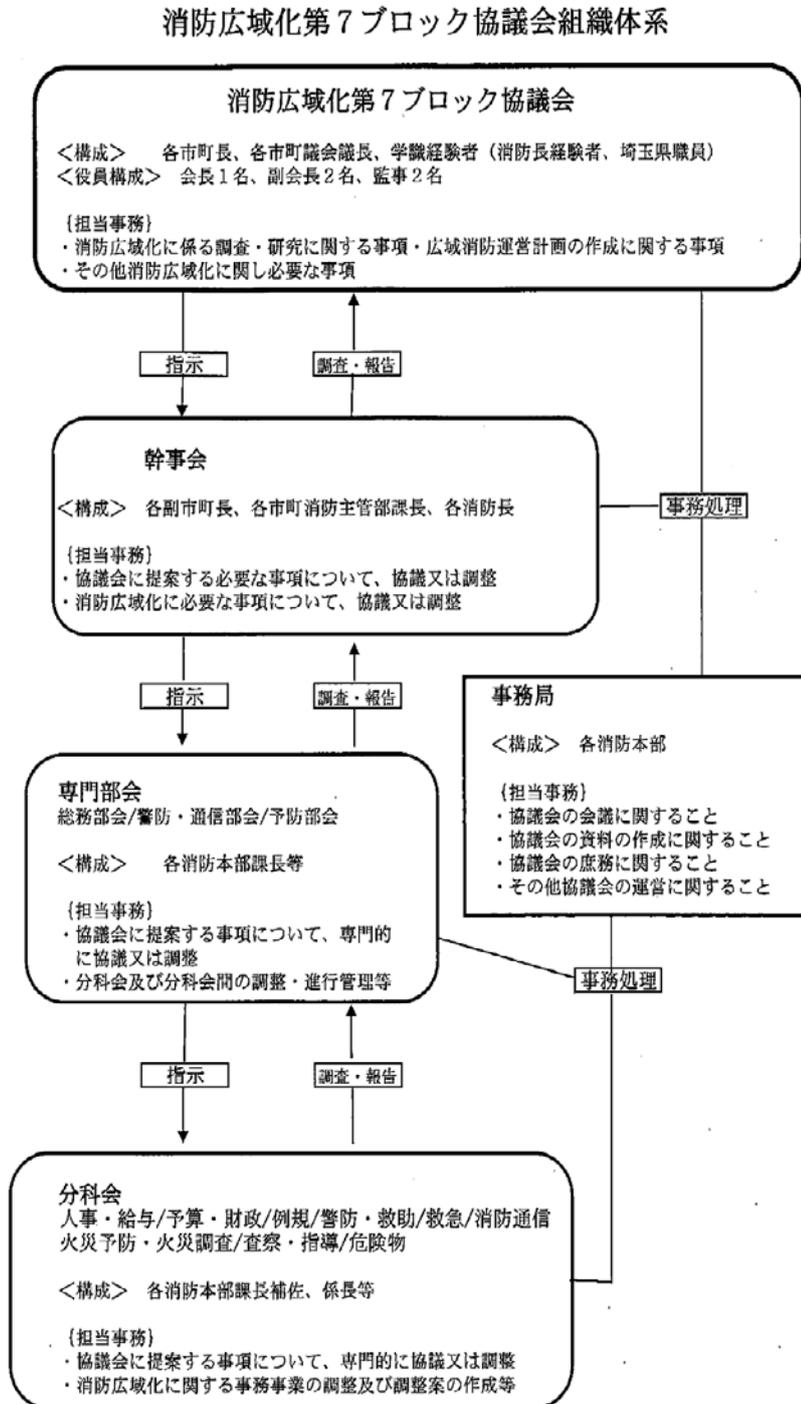
- (1) 協議会設立の合意
- (2) 協議会規約原案作成
- (3) 事務局体制及び協議会例規等の原案作成
- (4) 協議会設立準備会の開催
- (5) 協議会設立総会

▶規約の策定

- (1) 協議会の設置
- (2) 協議会の名称
- (3) 協議事項
- (4) 協議会の事務所
- (5) 協議会の組織
- (6) 協議会の役員
- (7) 役員の職務
- (8) 会議
- (9) 会議の運営
- (10) 委員以外の者の出席
- (11) 幹事会
- (12) 事務局
- (13) 経費
- (14) 報酬及び費用弁償
- (15) 協議会解散の場合の措置

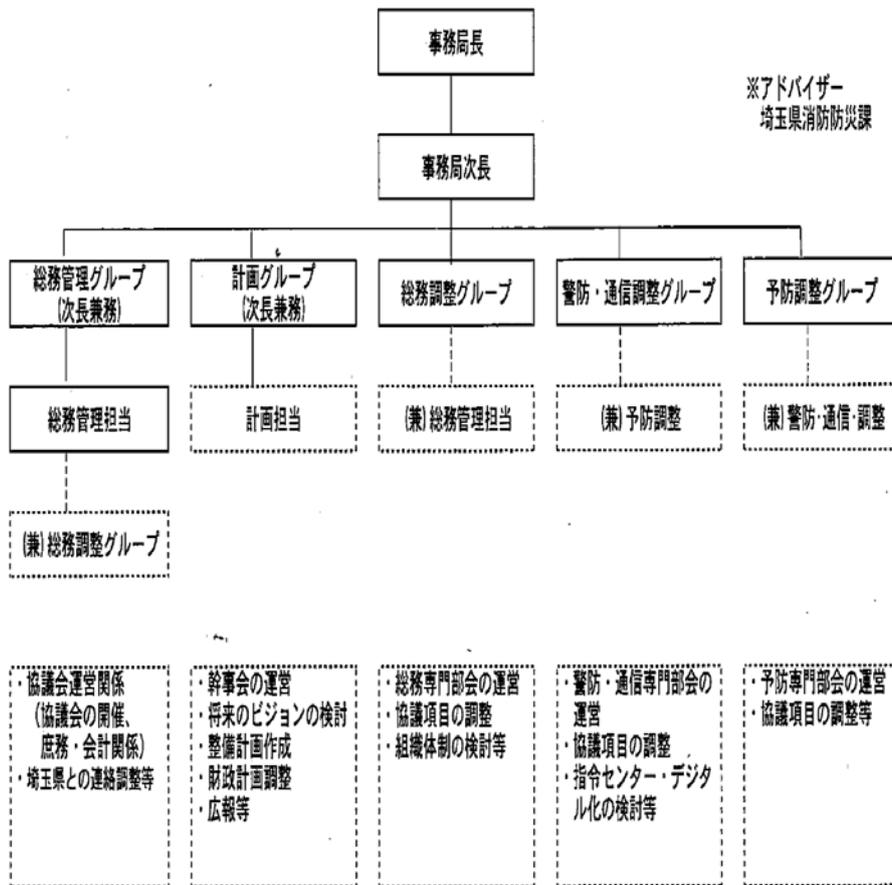
▶協議会の組織（協議会の体系図・構成、事務局の体制、経費負担割合）

(1) 協議会の体系図



(2) 事務局の体制

消防広域化第7ブロック協議会事務局体制



(3) 協議会に係る経費は、構成市町が均等に負担する。

4 協議会の事務の流れ

▶特に留意すべき点について

(1) 協議会開催に際し市町長のスケジュール調整に困難を極めることから、年度計画として開催日を確保する。

(2) 協議会委員として、議会議長を選任したことで議会に対する説明が容易になる。また、学識経験を有する者として元職の消防長を選任した。調整方針の基本的区分

(3) 消防広域化に重要な協議項目を設定し、住民サービスの一層の向上を図るため、消防広域化による様々なスケールメリットを生かし、住民の理解を得ることができるよう、協議方針を確認した上で調整を行うための統一的な考え方として、統合は、4市2町のいずれかの事務事業の制度や仕組みを、新消防本部に適用して調整していくもの。

再編は、4市2町の制度や仕組みを改変し、新消防本部に適用して調整していくもの。

また、統合も再編も「広域化時」に行うものと、「広域化後」に行うものの2つに細分され、一元化しないと法令違反になってしまうものや、住民生活に重大な支障を生じてしまうような場合は、原則として「広域化時」に『統合』又は『再編』という判断で調整していく。

廃止は、新消防本部の健全な財政運営や行政改革の観点から、事務事業のあり方を見直し廃止する。

▶協議会設置の準備期間

平成20年3月 埼玉県が「埼玉県消防広域化推進計画」を策定

平成20年7月 埼玉県が「埼玉県消防広域化推進計画」各消防長へ説明

平成20年8月 埼玉県が「埼玉県消防広域化推進計画」を市町村長へ説明

平成20年9月～平成21年4月 埼玉県主催の消防広域化ブロック連絡会を開催

平成21年5月～平成21年10月 消防広域化第7ブロック連絡協議会を開催

平成21年10月 消防広域化第7ブロック協議会設立合意書締結

平成21年12月 消防広域化第7ブロック協議会設立準備会を開催

平成22年1月 消防広域化第7ブロック協議会設立

▶広域消防運営計画の協議期間

- 平成22年8月 広域消防運営計画作成項目（40項目）及び協議方針決定
 平成22年10月 広域化の方式について以下11項目の調整方針決定
 平成23年1月 議会の組織及び議員の選挙方法について以下11項目の調整方針決定
 平成23年3月 消防本部の位置について以下9項目の調整方針決定
 平成23年5月 教育、訓練、研修等について以下9項目の調整方針決定
 平成23年8月 広域化の方式について以下6項目の協議会決定区分の事務事業一元化の調整結果について決定
 平成23年10月 議会の組織及び議員の選挙方法について以下4項目の協議会決定区分の事務事業一元化の調整結果について決定
 平成23年11月 協議会決定区分の給料について及び職員手当等については決定、負担金算定基準については、継続協議
 平成23年11月 協議会決定分の負担金算定基準については、継続協議
 平成24年2月 協議会決定区分の負担金算定基準について決定
 平成24年3月 広域消防運営計画を承認

▶新体制への移行期間

- (1) 広域推進会議設立
 新組合設立に係る事務事業一元化のための具体的な調整・準備作業を行うため、広域化推進会議を設立した。
- (2) 幹事会、専門部会及び作業担当
 協議会で決定された調整方針に基づき、広域化までに調整が必要となる人事・給与、予算、電算等の、事務事業一元化項目について具体的に調整した。
- (3) 例規等の策定
 専門部会ごとに制定しなければならない例規を抽出し、広域化時、若しくは広域化後のいずれかに策定するか判断し、ベースをどの消防本部とするか、新たなものとするのかを協議し、例規を策定した。
- (4) 組織及び人事の確定
 組合設立日に辞令交付するが、内示については特殊事情を考慮し、約一か月前に行った。
- (5) 予算編成
 組合設立し議会の議決までの間暫定予算となるが、通年予算を調製しその中から義務的経費を抽出し暫定予算とした。なお、暫定予算は4カ月とした。

(6) 管理者の専決処分及び決裁

組合設立日に議会の議決が必要な条例及び予算は管理者が専決処分を行い、その他については、同日管理者の決裁を得た。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

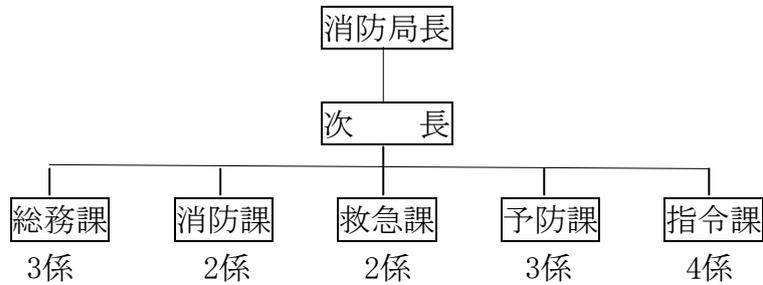
▶広域化の方式及びスケジュール

地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第2項の規定に基づき、新たに一部事務組合を設置する。

平成25年4月1日から消防業務を開始する。

▶組織

(1) 消防局5課



(2) 消防署6署（分署10、出張所2）



▶職員の処遇等

昇任、昇格、昇給等の基準に関する規則を制定する。

なお、普通昇給月は、4月1日とする。ただし、昇給月1月の職員にあっては、平成25年4月1日に1号給昇給（55歳以上の職員は除く。）とした。

昇任昇格の基準は、広域化前の各消防本部の昇任昇格基準を考慮し、組合の規則を制定した。

▶施設整備

(1) 消防施設計画

旧消防本部の施設計画等を尊重し、一元化を図った。

(2) 車両の整備計画

現在保有車両の耐用年数及び旧消防本部の施設整備計画を尊重した。

(3) 資機材の整備計画

計画的に整備を進行するため、更新基準の一元化を行った。

▶経費負担等

- (1) 組合市町の負担金は、広域化後5年間(平成25年度から平成29年度)は、直近前3年(平成21年度から平成23年度)平均の消防費決算額(消防団費及び庁舎建設等特殊事情経費を除く一般財源分。以下同じ。)を原則として上回らないものとする。

6年目以降の組合市町の負担金は、広域化後3年以内に定員適正化計画や施設適正化計画等を策定し、5年をかけて段階的に消防費決算額の5パーセントを目標に削減を図るものとする。

11年目以降の負担金の算出方法は、基準財政需要額割(各年度の直近前3年平均のものとする。)を基本とし、改めて協議するものとする。

また、消防救急無線のデジタル化等に係る経費については、別途協議するものとする。

土地取得については、当該市町が行い、庁舎建設及び庁舎大規模改修等(消防局機能施設を除く。)については、当該市町の負担により組合が事業執行する。

防火水槽に係る経費については、当該市町の負担により組合が事業執行する。

(2) 財産の取扱い

① 財産の管理

組合において財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例・規則・規程を新たに定める。

各市町及び久喜地区消防組合において管理を行っていたものについて、組合が引き継ぎ一括管理を行う。

② 財産の取扱い

常備消防の用に供している土地は無償貸与、建物及び動産は無償譲与とし組合が引き継ぐ。

③ 債務の取扱い

広域化前の消防施設整備に係る地方債等の債務については当該市町の負担とする。

▶消防団等との連携確保

消防団との合同訓練等については、消防署所の交替制勤務者が担当するため、各消防署の管理指導課が構成市町の担当部局及び消防団との窓口となり連絡調整をする。

消防団事務の構成市町へのスムーズな移管を行うため、広域化時までには各市町の担当部局との調整をし、各消防署の管理指導課が構成市町の窓口となり、訓練等についての指導は消防署員が対応する。

▶防災・国民保護担当部局との連携確保

自然災害やテロ、武力攻撃等の有事の際の、構成市町の防災・国民保護担当部局との連絡方法を確立していく。

なお、消防署長は、構成市町の防災会議及び国民保護協議会等の構成員として参画し、連携を図る。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

▶一部事務組合の設立手続

(1) 事前協議

一部事務組合を設立するためには、規約案等を議会の議決を経て地方公共団体が協議することとされている。

順序は「議決→協議」となるが、協議内容について議会の議決を経るためには、その内容が事前に定められている必要があり、このため構成する市町が事前に協議することになる。

これを平成24年3月29日に市町長が協議した。

また、許可権者は県知事となることから県担当者とスケジュールや関係書類等の調整・確認作業を併せて実施した。

(2) 議会の議決

事前協議した規約案等の内容は、法定協議の前に関係市町村の議会に付し議会の議決を経る必要がある。

これを平成24年6月の4市2町の議会において議決された。

(3) 法定協議

平成24年7月20日に4市2町の議会の議決を経た規約案等について、市町長が協議し、協議が整った証として協議書を作成した。

平成24年8月29日に埼玉県知事から組合設立が許可された。

▶住民への周知

各消防本部のホームページ及び市町広報紙を通じ住民へ情報提供した。

なお、久喜地区消防組合のホームページ内に協議会ホームページを作り、他の消防本部からはリンクさせた。

▶条例改正及び予算の準備

(1) 条例・規則等の取扱い

広域消防運営計画に係る事務事業一元化整理項目の協議において承認された調整内容に基づき、次の区分により整備した。

- ① 広域化と同時に、管理者の専決処分等により即時制定し、施行させるもの。(即時施行)
- ② 広域化後に制定し、施行させるもの。(漸次施行)

(2) 予算の準備

① システムの導入

平成24年8月 財務会計システム導入
プログラム作成

② 予算編成方針

平成24年9月 予算編成方針作成
予算編成方針を各消防本部で市町長決裁

③ 予算編成

平成24年9月 予算編成事務分担

平成24年10月 各消防本部で消防長査定を受け財政部局の了承を得た要求書を提出

平成24年11月 財務会計システム入力
消防長合同査定

平成24年12月 構成市町消防主管課等に説明

平成25年1月 構成市町の副市町長による協議

平成25年3月 予算案を各市町長による決裁

④ 暫定予算

平成25年3月 暫定予算調製

▶長及び議員の選任準備

管理者については、事前に市町長が協議し、副管理者は管理者以外の市町長

が就くこととし、管理者の職務を代理する副管理者の順序も併せて協議した。

これを平成24年11月27日に決定した。

議員については、年度当初に管理者から構成市町に対し組合議員の選出を依頼した。なお、長期間組合議会が機能しないのは好ましくないことから、臨時議会を開催し早急に選出するよう依頼した。

▶職員の身分の移管

人事管理の適正化及び事務の効率化のため、全職員の身分を組合へ移管し身分を一元化した。

また、職員の身分の取扱いについては、5消防本部職員の身分を組合にすべて引き継ぐこととし、当該職員は、組合設立の前日付けで退職し、組合設立日付けで採用とした。

7 広域化による具体的なメリット

▶消防体制の強化

- (1) 火災について、旧消防本部では消防ポンプ自動車2台から4台の出場で対応していたが、近隣の署所から1台を追加出場させることで強化が図れた。

また、第2、3出場体制をとることができなかった消防本部については、近隣応援や非番職員の招集で対応していたが、組合内での対応が可能となり、更には、待機車両が第2、3の災害に対応できる体制を確立した。

広域化時、指令センターの統一が図られないため、旧消防本部に指令を残し対応しているが、平成27年度に消防救急無線デジタル化に合わせ高機能指令センターを整備することで指令の効率化及び指令人員を現場に振り分けることができ、より強固な体制を構築することが可能となる。

- (2) 救急について、旧消防本部で保有していた23台の救急車を消防署単位の管轄内で運用し対応しているが、高機能指令センターが整備され指令の一元化が図れれば、救急事案に対し管轄にとらわれることなく直近の車両を出動させ、現場到着時間の短縮を図ることが可能となる。
- (3) 救助について、6台の救助工作車により特別救助隊が2隊、救助隊4隊で運用しているが、高機能指令センターが整備され指令の一元化が図れれば高度救助隊の創設及び特別救助隊の増隊を図ることが可能となる。
- (4) 集団事故災害について、各消防本部が単独で対応できなかった災害に対し、広域化し消防力が強化されたことで、初期投入できる部隊数を大

幅に増隊することが可能となる。

▶予防業務・救急業務の高度化・専門化

(1) 予防業務の高度化

- ① 火災調査規程に基づき、各消防署の火災原因調査体制が確立され知識及び技術の向上が図れた。
- ② 査察規定に基づき、各署所において防火対象物及び危険物施設等の統一した立入検査を実施することができ実施率の向上が図れた。
- ③ 火災予防運動の企画立案等を予防課で統括することにより、地域に即した広報活動を実施することができた。

(2) 救急業務の高度化・専門化

- ① 救急救命士が病院研修等により不在となる場合、署所間で調整し救急救命士を代務させることで救急隊に救急救命士が不在となることなくなくなった。
- ② 研修先の病院が増えたことにより、研修が容易に行えるようになった。
- ③ メディカルコントロール協議会や救急関係の行事に救急救命士を派遣することができた。

▶高度な装備・資機材の整備

高度な装備・資機材については、旧消防本部ごとに整備したものや高額な資機材は財政事情により整備できないものがあつた。

現有の資機材を集約し適正配置を検討するとともに保有数についても精査することで経費の削減が図れる。また、高度な装備の整備についても単独で整備するより財政負担を軽減することができる。

▶人事異動・研修等の充実

(1) 人事異動

- ① 組織規模が大きくなったことで異動先の増加により人事ローテーションの活性化が図れる。
- ② 人事管理が多様化され、職員の年齢、勤務経験等を考慮した適材適所の配置が容易になる。
- ③ 職員の年齢に偏りが見られる消防本部があつたが、広域化したことで組合全体の中で人事異動することができ、年齢構成が平準化し適材適所の職員配置が可能となり、職員の職務意欲及び士気の高揚が図れる。

(2) 教育、訓練、研修等

① 職員研修

消防職員の教育訓練は、社会情勢の変化や技術の発展に的確に対応するために、住民から期待される水準を充たす消防職員を育成するため消防学校、消防大学校及び救急救命士養成所等への研修派遣等について長期的な視点を踏まえ、一元化した研修計画を策定ができる。

② 一般研修

消防組合担当課主催の一般（単独）研修は、消防行政の円滑な運営に資することを目的に実施するものとし、組織が広域のため、複数の場所で研修が実施できるよう調整し、また、職員への研修機会を増やすことができる。

③ 訓練

交替制勤務を3部制とすることで、同じメンバーで訓練を積み重ねることができ、統一された指揮体制の下で災害活動ができる。

④ 職員派遣

旧消防本部の職員派遣計画を尊重し、組合としての長期的な職員派遣計画を作成する。

現在、埼玉県1名、埼玉県航空センター2名、埼玉県消防学校へは随時職員を派遣している。

8 新体制移行後の課題等

▶一部事務組合の運営

- (1) 新組合設立日は、4月1日とすることで事務が軽減される。
- (2) 議員の選挙について、新組合設立当初は事前に選出できる旨を規約に盛り込むことで、広域化後速やかに議会を招集できる。
- (3) 広域化内に一部事務組合がある場合は、既存の組合を活用することで、事務が軽減される。
- (4) 正副管理者の人数が多くなるほど決裁に時間を要するため、決裁欄については速やかに意思決定できるよう簡素化し対応する。

▶給与調整、退職手当調整等

- (1) 給料表は、国の行政職俸給表（一）とし、8級制を採用する。職員の現給を保障するにあたり、国の行政職俸給表（一）の対象外となる職員が生じるため、給料表の号給については、

組合として独自に追加する。

ただし、広域化時に国の行政職俸給表（一）の対象外となる職員が格付けされた各級の最高号給を上限として継ぎ足しするものとし、平成30年度から継ぎ足しを廃止する。

現職員の給料については、広域化直前に支給されている各職員の給料月額をベースとして新給料表の級に対する職務を統一することとし、同額又は直近上位の級号給に位置付けることを原則に切り替えるものとし、調整が必要な場合は、個別に対応する。

- (2) 退職手当は、すべての団体が埼玉縣市町村総合事務組合に加入しているため、職員の現在の身分を保証した状況で、新組合として新たに加入した。

4 小田原市消防本部(神奈川県)

の事例

4 小田原市消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	53
②広域化実現までの手順の概要	53
③協議会設置までの手順	57
④協議会の事務の流れ	58
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	59
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	63
⑦広域化による具体的なメリット	64

1 広域化対象地域の地勢・概要

(1) 広域化対象市町

神奈川県西部に位置する、小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町の2市5町。

【各市町人口・行政面積】

	小田原市	南足柄市	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町	合計
人口(人)	198,327	44,020	10,010	17,972	11,676	11,764	16,369	310,138
面積(k㎡)	114.09	76.93	20.02	14.41	37.75	224.70	6.56	494.46

(出典：平成22年 国勢調査、平成24年 県勢要覧)

(2) 2市5町の地勢等

- ・地理特性としては、1600m級の丹沢山地、地域を貫く酒匂川を中心に広がる足柄平野、そして相模湾など、複雑且つ多様な地形を有している。
- ・地域中央の平野部に人口は集中、大規模商業施設や工場も立地
- ・隣接する箱根町や小田原城等に多数の観光客の来訪がある
- ・東名高速道路のほか複数の自動車専用道路や6路線の鉄道が域内に存在

【2市5町位置】



(3) 広域化以前の2市5町の消防体制

小田原市が単独消防本部であり、他の1市5町については一部事務組合を構成し消防本部を設置していた。

【広域化以前の消防本部構成】

消防本部名	管轄区域
小田原市消防本部	小田原市
足柄消防組合消防本部	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町

2 広域化実現までの手順の概要

(1) 検討背景(県西地域の消防の現状)

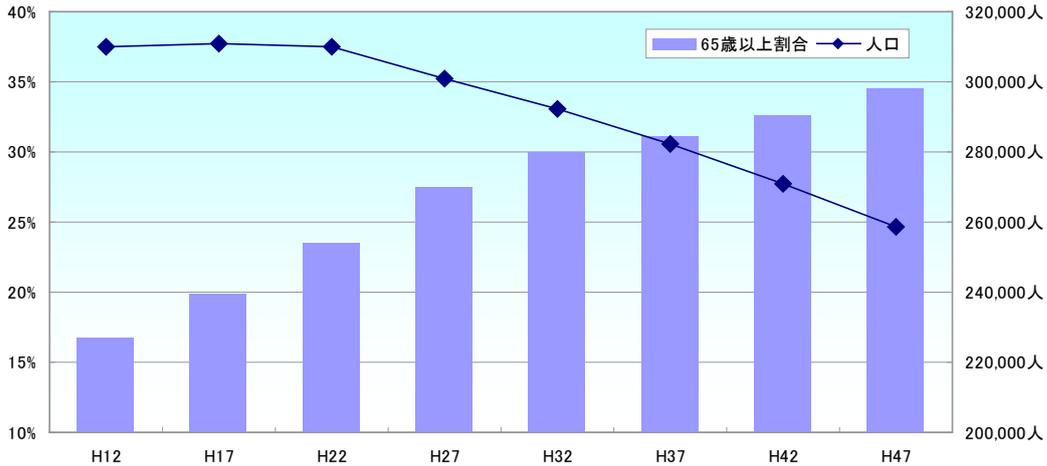
①人口減少、少子高齢化の進行

- ・国同様、県西地域についても、全体としては平成7年以降人口が減少
- ・少子高齢化についても急速に進行、平成22年における県西地域の65歳以上人口割合については、神奈川県平均を上回っている状況

「生産年齢人口の減少による各市町の財政基盤の脆弱化」や、「高齢者の増加による救急出動件数の増大」など、消防行政の運営にも大きな影響をもたらすことが予測される。

4 小田原市消防本部

【人口・高齢者割合推移及び推計】



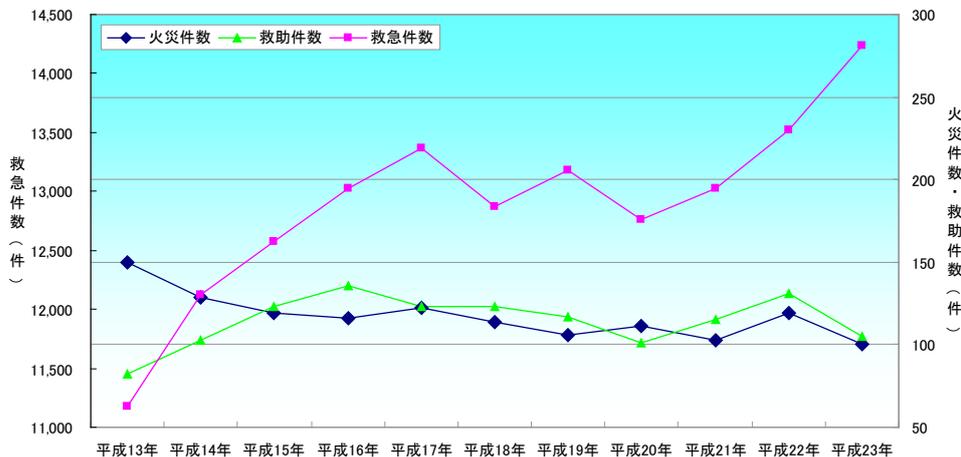
(出典：国勢調査、国立社会保障人口問題研究所)

②活動内容の変化

前述の少子高齢化の進行のほかにも、「住環境等生活様式の変化」、「都市構造の高度化」及び「住民ニーズの多様化」等、消防行政を取り巻く社会環境が大きく変化しつつある。

「都市構造の高度化が災害の大規模化を」、また「救命救急への期待が救急救命士の処置範囲拡大やメディカルコントロール体制の充実を」、さらには「緊急消防援助隊の応援派遣による活動範囲の拡大」など、消防活動の内容にも諸々の変化が生じており、これらに適応していくことが求められる。

【出動件数の推移】



*各数値とも暦年中の件数

③予防体制強化の要請

災害を未然に防ぐことの重要性に鑑み、防火対象物等への立入検査の実施率向上等、予防体制の強化への取り組みが必要とされている。

人員及び財政の制約等から、現状において必ずしも満足のいく体制が構築されているとは言い難く、また将来的にも抜本的な強化は容易ではない。

【立入検査実施状況】

(単位：件)

市町名	年 度		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	防火対象物	対象件数	5,965	6,001	6,052	6,108	6,169	6,223	6,271	6,319	6,272	5,933	6,157
小田原市	立入検査数	428	499	615	549	818	928	901	515	569	308	492	
	実施率	7.2%	8.3%	10.2%	9.0%	13.3%	14.9%	14.4%	8.2%	9.1%	5.2%	8.0%	
	対象件数	2,782	2,802	2,887	2,974	3,022	3,016	2,962	3,085	3,250	3,106	3,136	
足柄消防組	立入検査数	81	67	121	99	62	72	54	53	136	66	38	
	実施率	2.9%	2.4%	4.2%	3.3%	2.1%	2.4%	1.8%	1.7%	4.2%	2.1%	1.2%	
	対象件数	819	808	709	753	728	715	694	662	643	608	603	
小田原市	立入検査数	226	433	381	326	223	357	288	230	331	203	201	
	実施率	27.6%	53.6%	53.7%	43.3%	30.6%	49.9%	41.5%	34.7%	51.5%	33.4%	33.3%	
	対象件数	558	559	547	538	511	512	508	481	474	443	434	
足柄消防組	立入検査数	90	30	20	50	10	54	10	15	45	76	42	
	実施率	16.1%	5.4%	3.7%	9.3%	2.0%	10.5%	2.0%	3.1%	9.5%	17.2%	9.7%	

4 小田原市消防本部

(2) 検討の経緯・体制

平成 19 年 3 月

県西地域広域市町村圏協議会に広域消防検討分科会を設置し、調査研究を開始

【参画市町（2市8町）】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

【主な調査、研究内容】

- ・ 県西地域の各消防本部の現状分析
- ・ 一般的な消防の広域化のメリット、デメリット ほか

平成 22 年 3 月

「市町村の消防の広域化」に係る研究報告書を作成、協議会に報告

平成 22 年 4 月

神奈川県西部広域行政協議会に消防広域化検討部会を設置し、広域化に係る主な事項について方向性を検討

【参画市町（2市8町）】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

【主な検討内容】

- ・ 広域化した場合の「広域化の方式」、「消防本部の名称」、「給与調整」等の重要項目の取扱いの方向性
- ・ 広域化による財政効果の把握 ほか

平成 23 年 2 月

消防広域化検討結果報告書を作成、協議会に報告。各首長から再度、財政シミュレーションの実施について指示

平成 23 年 8 月

これまでの検討結果を踏まえ、消防の広域化に向けた具体の協議への参画是非について、各首長が判断。2町を除く2市6町が参画意思を表明

平成 23 年 9 月

神奈川県西部消防広域化協議会（任意協議会）を設立し、広域化に係る具体の協議を実施

【参画市町2市6町】

小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町

【主な協議内容】

- ・ 広域化実施に向けた各事項の市町間調整
- ・ 中長期財政シミュレーションの実施
- ・ 広域消防運営計画の策定 ほか

平成 24 年 1 月

平成 24 年度末までに2市6町により消防の広域化を実施する旨、任意協議会で首長間合意が成立

平成 24 年 3 月

1町が離脱するも2市5町で予定どおり実施する旨、任意協議会で首長間で確認

平成 24 年 4 月

小田原市及び足柄消防組合の関係所管課による準備作業チーム（人事給与、財政財産、広報啓発、消防実務の4チーム）を編成し、広域化に係る実務を実施

平成 24 年 6 月

各市町の議会において、地方自治法に基づき消防事務の委託に関する協議等について議決

平成 24 年 7 月

事務委託規約を締結

平成 25 年 3 月

消防の広域化実施

H23 年 10 月

協議、手続きと並行し、各市町で住民説明を実施

H25 年 1 月

消防による取組み

企画を中心とした取組み

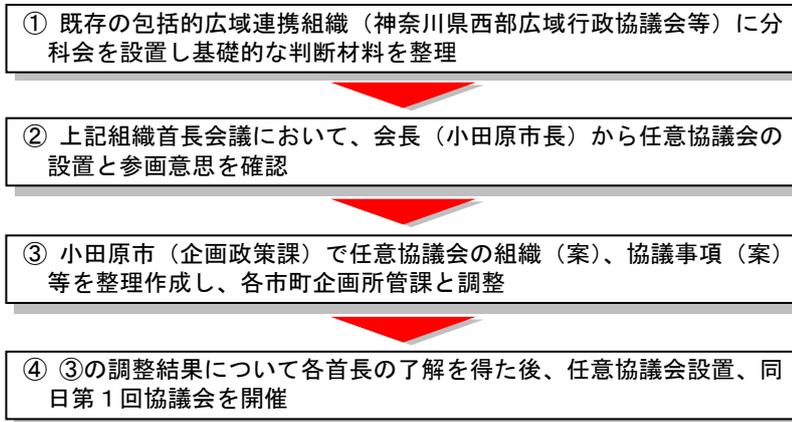
消防、企画の分担による取組

3 協議会設置までの手順

消防の広域化の実施に係る最終判断をするための詳細事項の市町間協議及び広域消防運営計画（案）の策定作業等を進めるにあたっては、2市5町（設立時点では他に1町を含む2市6町）で構成する地方自治法の規定に基づかない任意の協議会「神奈川県西部消防広域化協議会」を設置した。

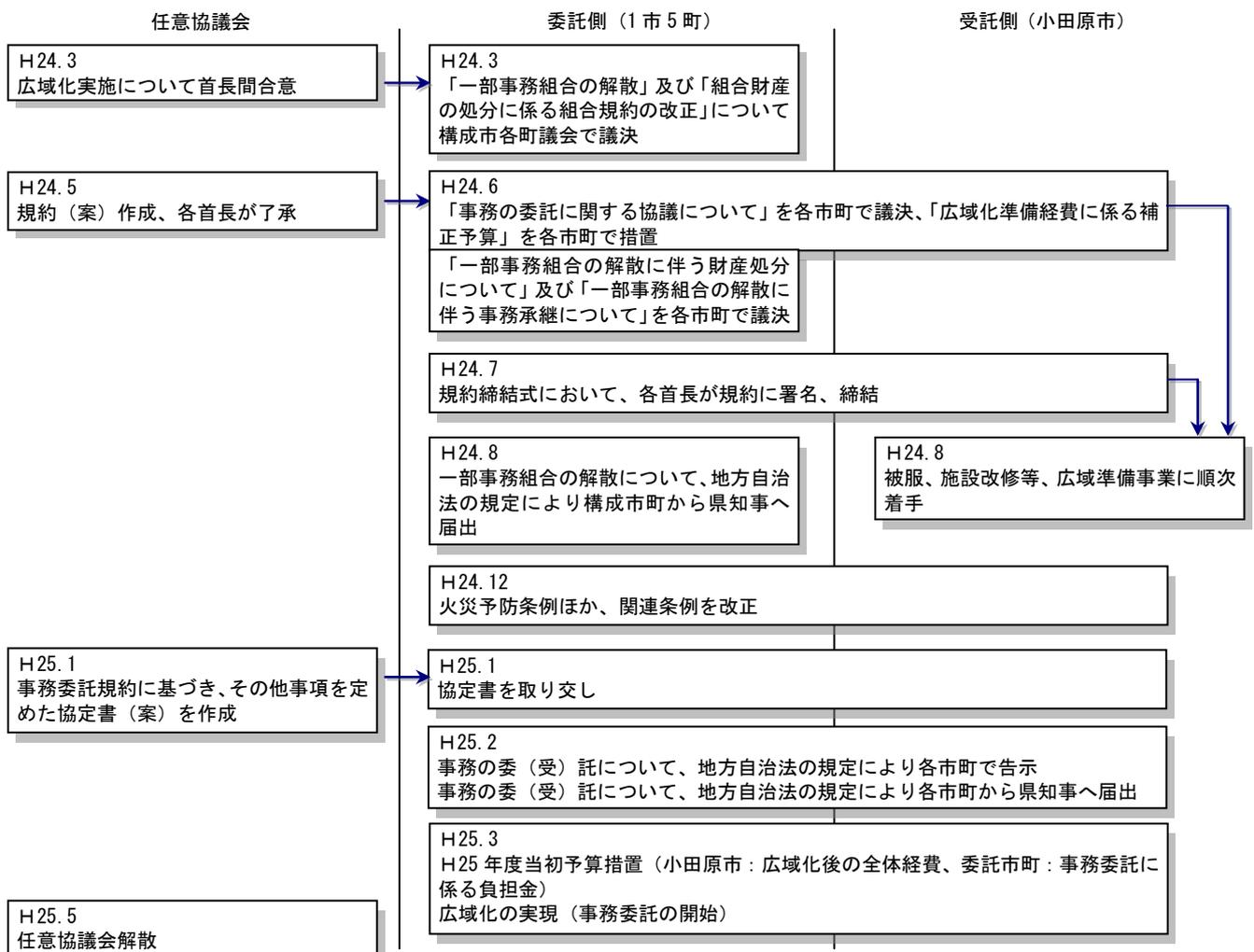
(1) 設置手順

任意協議会であることから設置に係る議会の関与はなく、首長間の合意により設置した。具体的な動きは次のとおり。



(2) 規約の策定及び議決等の手順

市町間で事務の受委託に関する協議を行うにあたっては、地方自治法の規定により議会の議決を要する。また、当地域においては、受託市町が一部事務組合を構成していたことにより別途、一定の手続きが生じた。具体的な協議後の規約の策定等の手順は次のとおり。



(3) 任意協議会の概要

設置目的	県西地域における、消防の広域化の実現に向けた「広域消防運営計画」の策定等、具体の作業を推進することを目的とする。	
参画市町	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、(真鶴町) 真鶴町については、「湯河原町への事務委託廃止に係る協議に一定の時間を要する」との理由により、平成24年度末までの広域化実施については参画を見送るとの意思を表明したことから、平成24年3月31日をもって退会。	
設置・解散日	設置日：平成23年9月22日 解散日：平成25年5月31日	
主な事務	広域消防運営計画の策定に関する事、消防力の将来ビジョンの作成に関する事、住民議会等への情報提供に関する事、委託料の算出に関する事、各市町との個別協議に関する事	
組織構成	首長会議	【構成員】協議会参画市町長 【オブザーバー】各消防本部消防長、県職員 【所掌事務】協議会における全ての協議事項に係る審議、決定
	関係課長会議	【構成員】参画市町の関係所管(企画、防災等)課長、各消防本部の関係課長、協議会事務局長 【オブザーバー】県職員 【所掌事務】検討状況に基づく意見交換、事務局への意見提案など
	事務局	【構成員】小田原市企画部副部長(事務局長)、小田原市副消防長及び企画政策課長(副局長)、小田原市企画政策課及び消防総務課職員(事務局員) 【事務所の位置】小田原市企画政策課広域政策係内 【所掌事務】協議会の運営、広域消防運営計画(案)の策定など
経費負担	既存の包括的広域連携組織(神奈川県西部広域行政協議会)の経費負担方法に準じて設定。 検討協議に要する事務費を人口割7：均等割3の割合で負担、人件費については小田原市負担。	

4 協議会の事務の流れ

(1) 協議会設置の準備期間

組織、協議手法等の検討期間は約2ヶ月。

(2) 広域消防運営計画の協議期間

具体の協議期間に約5ヶ月、計画書としての取り纏めに約1ヶ月、計6ヶ月。

(3) 具体の協議の流れ

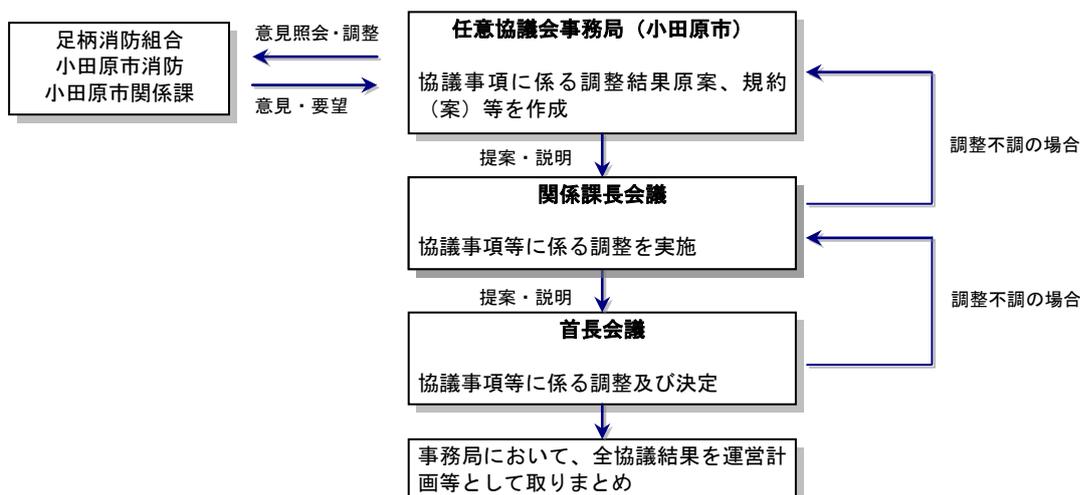
当地域における、基本的な協議の流れは次のとおり。

①協議スケジュールの作成

まずは、任意協議会事務局において、「協議対象事項の抽出」及び「協議順序の整理」を行い、関係課長会議、首長会議に諮り協議スケジュールを確定した。

②各協議事項の協議

基本的には、任意協議会事務局が、足柄消防組合、小田原市消防及び小田原市関係各課(人事、財政、財産等の所管課)と連携し、各協議事項に係る調整結果原案を作成し、関係課長会議での調整を経て首長会議で決定した。



(4) 新体制への移行期間

運営計画に記すべき協議事項が取りまとめられ、広域化実施の首長間合意がなされてから広域化実施までの準備期間は1年2ヶ月。＜2（2）を参照＞

広域化の方式が事務委託であり、事務処理、備品管理等、基本的には小田原市の方式に統一となるものの、詳細部分の調整や準備作業の進捗管理が必要なことから、消防を中心とした小田原市及び足柄消防組合の関係課による準備作業チームを編成し準備実務を担った。

【準備作業チームの体制】

チーム	関係課（下線、取りまとめ課）
人事・給与	企画政策課、消防総務課、職員課、足柄消防組合総務課
財政・財産	企画政策課、消防総務課、財政課、管財契約課、出納室、足柄消防組合総務課
広報・啓発	企画政策課、消防総務課、広報広聴課、足柄消防組合総務課
消防実務	消防総務課、小田原市消防及び足柄消防組合の各課、企画政策課
総務グループ	
警防グループ	
予防グループ	

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

当地域における協議事項及び主な協議事項の調整結果は次のとおりである。調整理由及びその他の事項については、当地域運営計画をご確認いただきたい。

神奈川県西部広域消防運営計画 (<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/global-image/units/101505/1-20120731191558.pdf>)

【協議事項一覧】

○広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項

1 基本的事項		
(1) 広域化参画市町	(2) 広域化対象事務	(3) 広域化の方式
(4) 意見調整組織	(5) 広域化の実施時期	(6) 消防本部の位置及び名称
(7) 消防署所の位置	(8) 消防署所の名称	
2 組織		
(1) 消防本部及び署所の機構	(2) 消防本部及び署の事務分掌	(3) 権限
(4) 署所の管轄区域	(5) 部隊配置及び資機材配置	(6) 部隊運用
(7) 定員配置		
3 人事		
(1) 職員の任用	(2) 勤務体制	(3) 管理監督者の配置
(4) 階級設定	(5) 人事異動	(6) 給料
(7) 諸手当（退職手当を除く）	(8) 退職手当	(9) 福利厚生
(10) 被服等貸与品		
4 施設		
(1) 消防指令センター	(2) 消防救急無線デジタル化（活動波）	(3) 消防水利
5 財産・債務		
(1) 財産	(2) 債務	
6 経費負担		
(1) 財源の確保	(2) 初期投資経費の区分	(3) 初期投資経費の負担方法
(4) デジタル化経費の負担方法	(5) 事務委託に係る経費の区分	(6) 委託料の負担方法
(7) 負担金の負担方法	(8) 退職手当の負担方法	
7 その他		
(1) 補助金等	(2) 手数料等	(3) 慣行等

○各団体との連携確保に関する事項

1 消防団		
(1) 消防団との連携		
2 関係団体		
(1) 関係団体との連携		
3 防災・国民保護担当部局		
(1) 防災・国民保護担当部局との連携		

(1) 広域化の方式に関する事項

4 小田原市消防本部

- 1 広域化の方式は、小田原市への事務委託方式とする。
- 2 広域化に併せ、消防行政に係る意見調整組織を設置する。

(2) 組織に関する事項

①消防本部の位置及び名称

- 1 消防本部の位置は、小田原市前川 183 - 18（現在の小田原市消防本部の位置）とする。
- 2 消防本部の名称は、「小田原市消防本部」とする。

②消防署所の位置

- 1 広域化時の消防署所の位置は、現状の位置とする。

③消防署所の名称

- 1 消防署所の名称については、原則として署所が所在する地名を用いるものとする。

④消防本部及び署所の機構

- 1 広域化に伴い、小田原市消防本部の機構を変更する。
- 2 消防本部に、消防総務課、予防課、警防計画課に加えて広域調整課、救急課、情報司令課を置く。
- 3 消防署の機構は、2 消防署、2 分署、7 出張所とする。
- 4 消防署に消防課、警防第 1 課、警防第 2 課を置く。

⑤署所の管轄区域

- 1 署所の管轄区域は、現状のとおりとする。
- 2 管轄区域とは別に、出勤区域の見直しを行う。

⑥部隊運用

- 1 原則として小田原市消防本部の部隊運用方法に統一する。
- 2 広域化を機に、小田原市消防本部の部隊運用を見直す。

⑦定員配置

- 1 広域化時の消防職員数は現状を超えないものとする。
- 2 消防本部及び通信指令業務等の職員数を合理化し、その効果を現場の消防体制の強化に充てる。

(3) 職員の処遇等に関する事項

①職員の任用

- 1 足柄消防組合の職員を小田原市職員として採用する。
- 2 原則として、採用（選考）は無試験とする。
- 3 小田原市職員となる者の職務の級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

②勤務体制

- 1 交替制勤務体制は 2 部制とする。

③管理監督者の配置

- 1 広域化時の組織・機構に基づき、業務の内容、質及び量等を考慮し、適材適所で管理監督者を配置する。
- 2 広域化時の消防署所における管理監督者は、地域の実情に精通した職員を配置する。

④階級設定

- 1 小田原市の職名に応じ階級を設定する。
- 2 広域化時の足柄消防組合職員の階級は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。

⑤人事異動

- 1 広域化時の異動は必要最小限に留め、2年目以降は異動の範囲を拡大する。

⑥給料

- 1 小田原市職員となる者の給料月額（職務の級の号給）は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。
- 2 小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、5年間その差額を保障（現給保障）する。

⑦諸手当（退職手当を除く）

- 1 諸手当は、小田原市職員となったときから、小田原市の基準で支給する。

⑧退職手当

- 1 退職手当は、小田原市の基準に基づき支給する。
- 2 足柄消防組合における退職手当の算定の基礎となる勤続期間は、小田原市職員の勤続期間に通算する。
- 3 激変緩和措置として、経過措置を設ける。

⑨福利厚生

- 1 職員の福利厚生は、小田原市職員となったときから、小田原市職員としての制度を適用する。

⑩被服等貸与品

- 1 消防吏員に貸与する被服等（以下「貸与品」という。）は、小田原市の基準に統一する。
- 2 広域化実施にあわせ原則、すべての貸与品を統一する。

(4) 施設整備に関する事項

①消防指令センター

- 1 小田原市消防本部に消防指令センターを統合する。
- 2 消防情報指令システム（以下「指令システム」という。）を改修し、機能を統合する。
- 3 消防の広域化と同時に、消防指令センターを統合する。
- 4 消防指令センターの運用は、原則、小田原市消防本部の運用に合わせる。
- 5 当面の間、小田原市及び足柄消防組合消防本部の指令業務経験職員を配置し運用する。
- 6 新たに情報司令課を設置し、情報管理の一元化を図る。

②消防救急無線デジタル化（活動波）

- 1 消防救急無線のデジタル化（活動波）については、広域化参画市町で共同整備を行う。
- 2 活動波の運用開始は、共通波に合わせる。ただし、最終的な運用開始日については、実施設計を踏まえ、決定することとする。

③消防水利

1 消防に必要な水利施設（以下「消防水利」という。）は、広域参画市町が設置し、維持及び管理をする。

(5) 経費負担等に関する事項

①初期投資経費の負担方法

1 初期投資経費については、投資の目的、消防力の受益者等を明確にした上で、経費項目ごとに、次のいずれか又は幾つかを組み合わせる方法を適用し、各市町の負担額を算出することとする。

(1) 人口割

関係市町の人口割合に基づき算出する手法であり、「市町の区域や署所の管轄区域を越えて供される消防力への投資経費と見做されるもの」に適用する。

(2) 出勤区域人口割

署所の出勤区域に占める各市町の人口割合に基づき算出する方法であり、「署所に関する経費のうち主に出勤区域内に供される消防力への投資と見做されるもの」に適用する。

(3) 実費

「人口割及び出勤区域人口割等の手法に抛らずとも、各市町の負担額が明確なもの」に適用する。

②デジタル化経費の負担方法

1 消防救急無線デジタル化（活動波）経費については、原則として消防本部管轄毎に単独整備を行った場合の費用比率に基づく負担方法（「単独整備費割」という）とし、各市町の負担額を算出することとする。

なお、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町間の費用負担は、人口割とする。

③事務委託に係る経費の区分

1 消防事務の委託に関する経費については、経費の性質に合わせ、委託料と負担金とに区分する。

(1) 委託料

毎年度持続して固定的に支出される経常的経費に係る経費であり、原則として人件費や物件費等に適用する。

(2) 負担金

主として政策的経費とされる経費であり、工事請負費、車両購入費等に適用する。

④委託料の負担方法

1 小田原市域外における消防事務に係る委託料については、原則として、必要経費に対し委託市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、委託市町ごとの負担額を算出することとする。

ただし、本部における事務については、小田原市を含めた2市5町の消防事務であることから、その事務に要する経費は2市5町による「人口割」を適用する。

⑤負担金の負担方法

1 消防事務に係る負担金については、原則として、関係市町の人口割合に基づき算出する手法である「人口割」を適用し、負担額を算出することとする。

ただし、関係市町に足柄上地域 1 市 5 町が関わる場合の算出にあたっては、足柄上地域 1 市 5 町の人口割を適用するものとする。

- ・建物及び施設のうち消防署所に関するものについては、関係市町の人口割を適用する。
- ・建物及び施設のうち共用施設並びに消防車両等に関するものについては、小田原市を含めた 2 市 5 町全体の人口割を適用する。

⑥退職手当の負担方法

1 退職手当は、委託料として、単年度負担とする。

2 退職手当の負担方法は、広域化前に係る退職手当の分は、広域化前に属していた団体が負担し、広域化後に係る退職手当の分は、人件費を算出する負担方法を用いて 2 市 5 町で按分して負担とする。

3 足柄消防組合に属していた職員の平成 26 年度及び平成 27 年度の大量定年退職に伴う足柄上地域 1 市 5 町の負担額の増加に対応するため、平成 26 年度からの 4 年間ににおいては、足柄上地域 1 市 5 町の負担額を平準化して、本来の負担額との差額分を小田原市が一時的に負担する。

ただし、平準化により小田原市が一時負担する額に対する経費については、足柄上地域 1 市 5 町で負担する。

(6) 消防団等との連携に関する事項

1 2 市 5 町の消防団（以下「各消防団」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続して行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

2 各消防団との連携を確保するため、消防本部で消防団全体の連絡調整等を行い、消防署で各消防団との連絡調整等を行うこととし、事務担当は別表のとおりとする。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携に関する事項

1 2 市 5 町の防災・国民保護担当部局（以下「各市町担当部局」という。）との連携は、原則、現在の運用を継続するとともに、広域化を機に次の運用を行う。

- ・大規模災害等が発生した場合、消防本部（消防署）から各市町災害対策本部に職員を派遣し、災害対策本部との連携体制を確保する。
- ・各市町担当部局に消防本部の情報通信機器端末を設置し、災害情報等の共有化及び連携体制の強化を図る。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 事務委託の実施手続

(2) 住民への周知

(3) 条例改正及び予算の準備

(4) 職員の身分の移管

「2 (2) 検討の経緯・体制」、「3 (2) 規約の策定及び議決等の手順」及び「5 (3) ①職員の任用」を参照

4 小田原市消防本部

7 広域化による具体的なメリット

(1) 出動体制の強化

①現場到着時間の短縮

広域化により、旧管轄区域境を越えて直近の署所からの出動が可能となったことから、当該境付近の地区を中心に大幅な到着時間の短縮が図られた。

【救急出動における広域化前後の現場到着時間比較（4～8月期）】

(単位 分:秒)

地区名	H24年(広域化前)	H25年(広域化後)	時間短縮効果
	平均所要時間 〈覚知～到着〉	平均所要時間 〈覚知～到着〉	
1 運営計画において効果を見込んでいた地区			
小田原市小竹	12:11	7:20	△4:51
小田原市小船	11:27	8:41	△2:46
小田原市沼代	11:10	9:18	△1:53
小田原市北ノ窪	7:33	6:32	△1:01
足柄上郡大井町上大井	10:44	8:54	△1:51
足柄上郡大井町西大井	10:18	8:05	△2:13
2 その他、効果が得られた地区			
小田原市羽根尾	9:56	6:52	△3:05
小田原市曾比	7:32	6:24	△1:08
小田原市中村原	8:57	7:53	△1:04
小田原市飯田岡	7:24	6:18	△1:06
南足柄市岩原	7:42	5:18	△2:24
南足柄市塚原	6:53	5:53	△1:00
足柄上郡大井町金子	8:34	7:15	△1:09
足柄上郡開成町吉田島	8:46	6:56	△1:50

②救急出動件数の平準化

広域化により旧管轄区域を越えて救急出動することが可能となったことから、隊毎の出動件数の平準化傾向が見られた。また、平成24年中には、75件の出動があった非常用救急車について、広域化後5ヶ月間に出勤実績が無いことからバックアップ体制の強化という効果も発現していると言える。

【救急隊別出動件数比較（4～8月期）】

(単位:件)

救急隊名	出動件数		前年比較	旧管轄区域を超え出動した件数
	H24年 (広域化前)	H25年 (広域化後)		
小田原救急隊(旧小田原本署救急隊)	944	903	△41	2
南町救急隊(旧南分署救急隊)	805	781	△24	0
荻窪救急隊(旧北分署救急隊)	992	934	△58	3
国府津救急隊(旧東分署救急隊)	698	615	△83	8
栢山救急隊(旧城北分署救急隊)	671	703	32	116
足柄救急隊(旧足柄本署救急隊)	478	550	72	28
松田救急隊(旧松田分署救急隊)	518	520	2	11
山北救急隊(旧山北分遣所救急隊)	210	245	35	1
岡本救急隊(旧岡本分遣所救急隊)	250	411	161	169
中井救急隊(旧中井分遣所救急隊)	149	247	98	94
合計	5,715	5,909	194	432

③初動体制の強化

消防の広域化により、これまでの管轄区域にとらわれず、行政区域を越えた消防活動が可能となったことから、災害地点(地区)に最も近い署所からの出動を原則として出場区域の見直しを行ったことで現場到着時間の短縮が図られたほか、初動体制(第1出場)における出場部隊数が広域化前の6隊から10隊に増加し、初期の段階で迅速に多くの消防力(人員・車両)を投入することが可能となり、被害の軽減につながった。

また、出動エリアが増加する一方で、遠方への出動が減少したことから自地域の災害に備えることが可能となるほか、補完（バックアップ）体制が強化された。

【火災活動に係る効果の実例】

〈事例 1〉 4 月 建物火災 松田町神山地区

- ・ 初動対応部隊が 6 隊から 10 隊に増加
- ・ 松田分署、足柄消防署に続き西大友出張所、栢山出張所等が対応
- ・ 広域化前は出動していた山北出張所は出動しないため自地域の災害に備えが可能
- ・ 全体として現場到着時間が短縮したため近隣建物などへの延焼拡大を阻止

〈事例 2〉 5 月 その他火災 小田原市曾比地区

- ・ 初動対応部隊が 6 隊から 10 隊に増加
- ・ 栢山出張所、西大友出張所に続き松田分署、岡本出張所、足柄消防署等が対応
- ・ 広域化前と比較して早期に多部隊から放水開始されたことから延焼の拡大を阻止

〈事例 3〉 6 月 建物火災 小田原市栢山地区

- ・ 初動対応部隊が 6 隊から 10 隊に増加
- ・ 栢山出張所、西大友出張所に続き足柄消防署、松田分署等が対応
- ・ 栢山出張所が現場到着してから 10 分の間に出動全部隊が現場到着し活動

〈事例 4〉 7 月 建物火災 南足柄市塚原地区

- ・ 初動対応部隊が 6 隊から 10 隊に増加
- ・ 栢山出張所が最先着、その後足柄消防署、松田分署、西大友出張所が対応
- ・ 本来先着となる岡本出張所が出動中であったが、広域化によるバックアップ体制の強化により栢山出張所が出動から 5 分で現場到着し活動

(2) 体制の高度化

① 高度な部隊の配置、高機能な車両及び資機材の整備

広域化により、管轄人口が中核市規模となったことを踏まえ広域化と同時に高度救助隊を発足させたほか、財政削減効果を活用し今までは導入できなかった特殊装備を導入することが可能となった。

また、高度救助隊及び特別救助隊 2 隊の計 3 隊体制となったことにより、効率的な部隊運用や様々な訓練対応ができることになったほか、救助事案が同時に発生した時のバックアップ体制が強化された。

なお、救助車両、はしご車等を複数保有することになったことから、各 1 台が整備中であっても、通常時は他市消防機関への出場依頼が不要になった。

② 救急救命士の計画的養成

現場運用救急救命士が増員されたことから、薬剤（アドレナリン）投与追加講習への派遣人数の増が可能となり、全体の 9 割程度が薬剤（アドレナリン）認定救命士となったほか、MC（メディカルコントロール）で定められている再教育も計画的に行えるようになった。

③ 部隊等の専門化・高度化

- ・ 専門性分野に特化した課の新設

救急課や情報司令課（24 時間専従体制）など専門性の高い課を新設したことにより、ニーズの高い行政課題への対応力が向上したほか、より専門的に学ぶ機会も増加した。

- ・ 部隊の専従化

本部の統合により余剰となった職員を署所に配置し、消防（常時 4 名）、救急、救助の各隊の専従化が実現したことにより、P A 同時出場案件の際の救急隊への 1 名増員運用（救急隊先行出場）など

4 小田原市消防本部

による柔軟かつ機動的な部隊運用が図られるようになった。

また、救急隊の予備隊編成での出場が無くなったことから、救急救命士未乗車の救急事案が減少したほか、地水利調査等、消防隊の出向可能時間が増加した。

そのほか、指揮隊及び火災原因調査隊についても、それぞれ2隊設置されたことにより複数災害に対応可能となった。

④予防体制の強化

広域化を機に新設した各署の消防課に予防事務を移管したことにより、予防業務面において防火管理、消防設備の一貫した指導ができるようになった一方、防火対象物定期点検報告制度及び防災管理定期点検報告制度に該当する防火対象物の指導等を本部の予防課で一括して行うことで、法令違反等の不備事項について、継続して指導できる体制となった。

(3) 住民サービスの向上

広域化を機に、これまで委託地域では未実施であった定期救命講習を新たに実施したほか、旧管轄区域に関わらず受講場所を選択できるようになった。また、受講の申請窓口はこれまで消防本部のみであったが、これを各署所で行えるようにしたことなど、住民の利便性が向上した。

(4) 行財政運営の効率化

①重複投資の回避

目前に迫った消防救急無線のデジタル化に係る整備費用（既に活動波の基本及び実施設計で重複投資を回避）のほか、消防・救急車両の更新等、重複投資の回避が期待できる。

救急需要の増大傾向を踏まえ、従前計画されていた、救急隊増隊、救急隊員の増員等が広域化によるスケールアップで不要となった。

②経費の削減

平成 25 年度当初予算における委託市町の財政負担額は、24 年度予算額に対して 4,700 万円余の減となったほか、受託市の負担額も 4,100 万円余の減となるなど、広域化により経常経費が約 9,000 万円削減される効果が生じた。

③事務委託特有の効果

議会運営経費が不要となったほか、事務委託料の積算根拠を積上げ方式にしたことにより、受委託双方のサービスと負担の関係が明確になった。

5 砺波地域消防組合消防本部
(富山県)の事例

5 砺波地域消防組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	69
②広域化実現までの手順の概要	69
③協議会設置までの手順	71
④協議会の事務の流れ	73
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	74
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	76
⑦広域化による具体的なメリット	77
⑧新体制移行後の課題等	78

1 広域化対象地域の地勢・概要

砺波地域消防組合は、砺波市、小矢部市、南砺市の3市で構成され、富山県の西部に位置し、東は富山市、北は高岡市及び射水市に接し、西及び南側は石川・岐阜両県と接しています。人口約136,000人、面積約929.93km²で富山県の面積の約21.9%を占めている。

地勢については、南部の岐阜県境一帯は、1,500m級の山塊を配し、庄川、小矢部川の源となっており、北部は丘陵地、台地、平地に大別されます。山間部は、国立公園等に指定された優れた自然環境を残しており、庄川、小矢部川に沿った平野部の水田地帯は、「かいによ」と呼ばれる屋敷林に囲まれた家々が点在する「散居村」という独特な集落景観を形成している。

交通面については、JR北陸本線が小矢部市を横断し、JR城端線が南砺市城端から砺波市を通り、高岡市でJR北陸本線と連結している。道路は、国道8号、156号、304号、359号、471号の5本の幹線を骨格として、これらが、有機的に結ぶように県道・市道が配置されている。また、高速交通網については、管内を横断する北陸自動車道と縦断する東海北陸自動車道・能越自動車道が小矢部市水島地内の小矢部砺波ジャンクションで十字交差しており、砺波IC、小矢部IC、小矢部東IC、福光IC、五箇山ICの5つのインターチェンジを有している。他に2箇所のスマートICが建設中である。

消防本部は砺波市に置き、消防署所は、砺波市に砺波消防署及び庄東出張所、小矢部市に小矢部消防署及び津沢出張所、南砺市に南砺消防署、城端出張所、井波庄川出張所、福野出張所、五箇山出張所及び利賀分遣所の3消防署、6出張所、1分遣所を配置し、配備車両58台、職員188名で管内の災害に対応している。

2 広域化実現までの手順の概要

平成18年6月に消防組織法が改正され、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」が策定された。

富山県は、この基本指針を受けて平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定し、県内の消防の現況と将来見通しを示し、消防広域化の必要性や広域化組合せ案を公表した。

砺波地域の広域化組合せとして、小矢部市が高岡地区広域圏（高岡市・氷見市・小矢部市）内で広域化する案と砺波医療圏（砺波市・小矢部市・南砺市）内で広域化する案の2案が示された。

この2案のうち、砺波市、小矢部市及び南砺市の3市において、医療圏が同じであること、また、歴史的背景や日常生活圏、経済圏及び文化圏の関係の強さ等を総合的に検討した結果、砺波医療圏による消防広域化が最適と判断し、平成22年4月1日に3市による砺波地域広域消防運営協議会を設立し、消防広域化実現に向けての協議を開始した。協議会の委員は、構成市の市長、市議会議長、市議会消防関係委員長、消防団長及び地域の代表等で構成し、統合方式、消防業務統合に係る調整方針、合併に必要な経費や事業、消防力適性配置等について協議が重ねられた。

平成23年2月1日に富山県知事より砺波地域消防組合の設置許可を受け、一部事務組合が設置された。当消防組合の設置は、平成18年の消防組織法一部改正後では、全国で5番目、富山県では初の常備消防広域化である。

3月29日には、第1回砺波地域消防組合議会臨時会において砺波地域消防組合の条例や平成23年度予算が可決承認され、4月1日から、砺波地域消防組合消防本部の消防業務を開始した。

なお、平成25年12月から、当消防組合と高岡市及び氷見市の3消防本部（5市、36万4千人）で通信指令事務の共同運用を開始したが、単なる通信指令系統の一元化ではなく、各消防本部の管轄を超えて現場に最も早く到着できる車両に指令を出す体制を確立しており、1.5次の広域化というべきものとなっている。

年 表

年 月	事 業 内 容
昭和23年 4月	福光町消防本部設置
昭和23年 6月	石動町消防本部設置
昭和27年 7月	砺波町消防本部設置
昭和29年 4月	町村合併により砺波市消防本部設置
昭和37年 8月	小矢部市消防本部設置
昭和44年 4月	南砺消防事務組合発足（福野町・井波町）
昭和45年 4月	南砺消防事務組合に城端町・庄川町・井口村が加入し、南砺消防組合となる。
平成10年 4月	砺波市消防本部、福光町消防本部、南砺消防組合消防本部が合併し、 <u>砺波広域圏消防本部が発足（砺波市、城端町、庄川町、井波町、井口村、福野町、福光町）</u>
平成11年 4月	砺波広域圏消防本部の構成市町村に五箇3村（平村・上平村・利賀村）が加入する。
平成16年 11月	砺波広域圏消防本部の構成市町村が市町村合併により2市（砺波市、南砺市）となる。 消防組織法一部改正（常備消防の広域化）
平成18年 6月	国が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定
7月	県が「富山県消防広域化推進計画」を策定
平成20年 3月	砺波広域圏消防本部と小矢部市消防本部との打合せ
平成21年 3月	砺波地方消防広域化研究会開催（平成22年3月までに4回開催）
5月	砺波地方消防広域化研究会専門部会開催
7月	（平成22年2月までに総務部会5回、予防部会4回、警防部会5回、救急部会4回、 通信部会4回開催 その他に合同部会を随時開催）
8月	消防広域化関係課長会議開催（平成22年2月までに9回開催）
12月	砺波地方消防広域化研究会 部会長・副部会長会議開催 （平成21年12月までに2回開催）
平成22年 2月	砺波地域消防広域化副市長・担当部長会議開催 消防広域化市長会議開催 （砺波地域広域消防運営協議会設立同意書の承認）
4月	<u>砺波地域広域消防運営協議会開催（平成23年2月までに6回開催）</u> 砺波地域広域消防運営協議会幹事会開催（平成23年2月までに11回開催）
5月	砺波地域広域消防運営協議会副市長部長会議開催 （平成23年2月までに6回開催）
平成23年 2月	<u>砺波地域消防組合設置（富山県知事より砺波地域消防組合設置許可証交付）</u>
3月	砺波地域消防組合議会臨時会開催
4月	<u>砺波地域消防組合消防本部発足（消防事務の共同処理開始）</u>

3 協議会設置までの手順

(1) 手順の流れ

協議会設置前に、砺波地方広域化研究会、砺波地方消防広域化研究会及び消防広域化関係課長会議を設置し、広域化について協議した。

各会の協議状況は次のとおり。

① 砺波地方消防広域化研究会

広域化後の業務の調整を図るため、砺波広域圏消防本部及び小矢部市消防本部の職員によって組織した。

平成21年5月から平成22年3月まで4回開催

② 砺波地方消防広域化研究会専門部会

広域化後の業務の細部について調整を図るため、砺波広域圏消防本部及び小矢部市消防本部の職員によって組織した。

・ 総務部会	平成22年7月から11月まで	5回開催
・ 予防部会	〃	4回開催
・ 警防部会	〃	5回開催
・ 救急部会	〃	4回開催
・ 通信部会	〃	4回開催

※必要に応じて合同部会を開催した。

③ 消防広域化関係課長会議

広域化後の業務について、構成市が関わる内容について調整を図るため、構成市、総務課長、企画調整課長及び財政課長によって組織した。

平成21年7月から平成22年2月まで9回開催

④ その他

副市長・部長会議、市長会議、議会への状況説明等を随時実施した。

平成22年2月1日に開催した、消防広域化市長会議において、消防広域化主要調整項目(6項目)の調整方針及び砺波地域消防広域圏運営協議会設立が合意された。

※上記の事務局は、砺波広域圏消防本部総務課で実施した。

○ 主要調整項目(6項目)

調整事項	調整方針
1 組織統合方式について	組合方式とし、「砺波地域消防組合(一部事務組合)」を砺波市、小矢部市及び南砺市で新たに設立する。 なお、これにおり小矢部市及び砺波広域圏事務組合から常備消防事務は消滅することになる。

2 統合期日について	平成23年4月1日を目標とする。
3 組合規約、条例及び規則の取扱いについて	砺波地域消防組合規約を制定する。 また、条例及び規則等についても新たに制定する。
4 組合執行機関及び議会について	組合執行機関及び議会については、砺波地域消防組合において調整する。
5 新消防本部名称及び位置について	新消防本部の名称は「砺波地域消防組合消防本部」とする。 新消防本部の位置については、現在の砺波広域圏消防本部とする。
6 消防団の事務について	構成市の事務とする。

(2) 協議会規約の策定

消防広域化関係課長会議及び砺波地方消防広域化研究会において、事務局で作成した規約案を検討した。

砺波地域広域消防運営協議会（第1回会議）において、規約案が承認された。

(3) 協議会の組織（協議会の体系図・構成、事務局の体制、経費負担割合）

① 協議会の構成

ア 砺波地域広域消防運営協議会

消防広域化について、協議・調整を行うため、構成市の市長、議会議長、議会消防担当常任委員長、県消防課長、自治振興会長、消防長、消防団長、計20名によって組織した。

平成22年4月から平成23年2月まで6回開催

イ 砺波地域消防組合構成3市副市長・部長会議

砺波地域広域消防運営協議会に上程する協議事項等について協議・調整を行うため、構成市の副市長、総務担当部長、消防本部次長によって組織した。

平成22年4月から平成23年2月まで6回開催

ウ 砺波地域消防組合構成3市幹事会

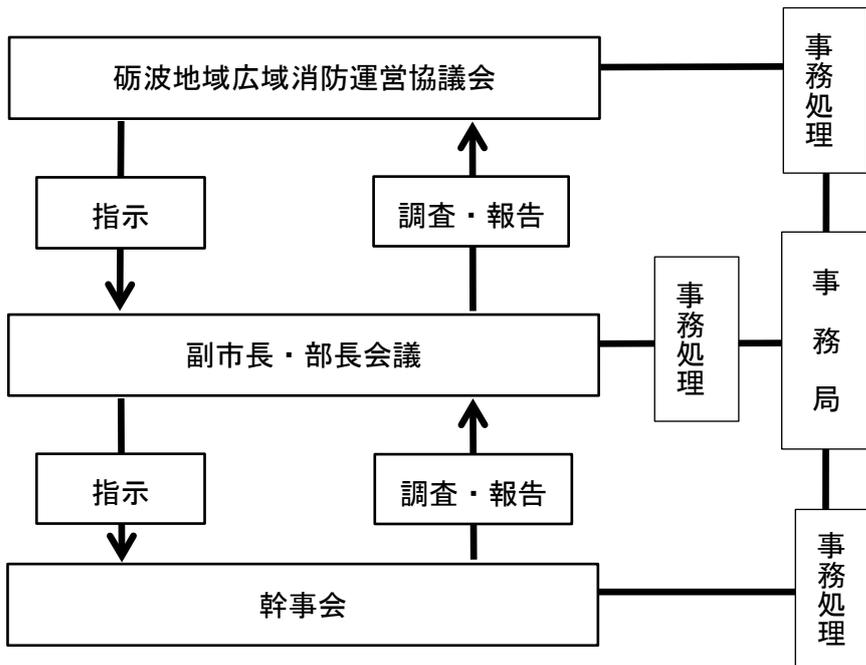
砺波地域広域消防運営協議会及び副市長・部長会議に上程する協議事項等について協議・調整を行うため、構成市の総務課長、企画調整課長、財政課長、消防本部課長によって組織した。

平成22年4月から平成23年1月まで11回開催

エ その他

構成市の市長会議を随時開催した。

② 体系図



③ 事務局の体制

ア 人員 6名

イ 役職及び派遣先

- ・ 事務局長（砺波市派遣 行政職員）
- ・ 事務局次長（総務担当 砺波広域圏消防本部総務課長兼務 行政職員）
- ・ 事務局次長・計画調整係長（小矢部市派遣 行政職員）
- ・ 総務係長（南砺市派遣 行政職員）
- ・ 総務係主査（砺波広域圏消防本部庶務係長兼務 行政職員）
- ・ 計画調整係主査（砺波広域圏消防本部企画管財係長兼務 消防吏員）

④ 協議会経費負担割合

構成3市均等割り

4 協議会の事務の流れ

(1) 特に留意すべき点について

① 速やかな協議が必要な事項

- ・ 広域化に関する調整項目
- ・ 広域化臨時的経費の予算編成と執行
- ・ 合併に伴う財政支援措置
- ・ 広域化後の予算編成
- ・ 新組織設立に必要な構成市の議会対応

② 調整が困難だった事項

- ・ 組織統合方式
- ・ 組合運営経費（経費負担割合等）
- ・ 広域運営協議会事務局体制（構成市からの派遣職員等）
- ・ 広域化臨時的経費（構成市の補正予算の調整）
- ・ 新消防組合当初予算編成（消防本部間、構成市との調整）
- ・ 新消防組合議会対応
- ・ 新組合例規策定事務

(2) 協議会設置の準備期間

約1年間

平成21年3月から平成22年3月まで

(3) 広域消防運営計画の協議期間

事務局で運営計画原案を作成し、次の会議において協議した。

第6回幹事会（平成22年8月3日開催）、第7回幹事会（8月20日開催）

第3回副市長・部長会議（8月23日開催）

砺波広域消防運営協議会 第4回会議（8月30日開催） ※原案承認

(4) 新体制への移行期間

約1年間

消防広域化臨時的経費については、砺波広域圏事務組合へ3市が分担金を納入し、砺波広域圏消防本部で執行した。3市の分担金は、平成22年6月定例議会で補正予算を計上したもの。

消防広域化臨時経費分担金の3市負担割合は均等割り。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

広域化の方式は一部事務組合とし、「砺波地域消防組合」を砺波市、小矢部市及び南砺市で新たに設立する。

合併期日は、平成23年4月1日とする。

(2) 組織

消防本部の名称は、「砺波地域消防組合消防本部」とする。

位置は、現在の砺波広域圏消防本部の位置とする。

(3) 職員の処遇等

① 身分

合併時の砺波広域圏事務組合消防吏員及び小矢部市消防本部消防吏員は、砺波地域消防組合消防吏員として引き継ぐ。

② 給与

公平で適正な給与を担保する。合併時において給料調整は原則行わない。

③ 階級

消防吏員の階級基準に基づき、消防監から消防士とする。

(4) 施設整備

① 消防施設

合併時において現状配置を基本とする。検討している署所の統合に際して、適正で効果的な車両配置、運用を図る。

② 通信施設

砺波広域圏消防本部で運用している通信施設を拡充して、小矢部市消防本部管轄をカバーする。

通信指令業務の共同運用について、研究検討する。

(5) 経費負担等

① 経常経費

3市が基準財政需要額割を基本に負担する。

② 臨時的経費

庁舎建設、大規模修繕による経費は次のとおりとする。

・ 消防本部

3市が協議により負担する。

・ 署所

庁舎建設経費、用地取得費は当該市が負担する。但し、署所の担当区域が2市以上に該当する場合は、該当との協議により負担する。

③ 起債償還経費

・ 合併前の借入分

砺波地域消防組合が承継する。砺波広域圏事務組合分は、砺波市・南砺市の基準財政需要額割により負担する。小矢部市分は、小矢部市が負担する。

・ 合併後の借入分

消防本部建設費は、3市が協議により負担する。車両等の購入については、3市が基準財政需要額割により負担する。

④ 財産

消防本部、署所の用地は該当市が砺波地域消防組合消防本部へ無償貸与する。

庁舎及び車両等の施設設備は、砺波広域圏事務組合又は小矢部市が砺波地域消防組合へ無償譲渡する。

(6) 消防団等との連携確保

消防団、消防本部及び署所の職員で構成する砺波地域消防連絡会を設置し、定例的に情報交換する。

各消防団の訓練・教育等については、担当区域の署所が担当する。

非常備消防費の予算執行については、管轄する署が事務を担当する。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携確保

3市長、各市危機管理担当職員、消防長及び消防署長等による協議会を設置する。

各市と当が意志の区域に存する消防署所との連携確保のため、定例的に連絡会議を開催する。

各市の災害対策本部へ当該市の区域に存する消防署所の職員を派遣する。

総合的な合同防災訓練を実施する。

情報通信手段を拡充し、24時間連絡体制を強化する。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 一部事務組合の設立手続

・平成22年11月 砺波地域広域消防運営協議会（第5回会議）において、砺波地域消防組
合規約（案）承認 3市へ12月議会に提案依頼

・12月下旬 3市の議会12月定例会において、砺波地域消防組規約（設置）議決

・平成23年1月 砺波市、小矢部市及び南砺市の3市長連名で富山県知事へ「砺波地域消防
組合」設置許可申請

※申請書添付資料

組合の設置を必要とするに至った経緯

組合規約案

関係の議会の議決書と議会の会議録（関係部分）の写し

広域消防運営計画

・2月1日 砺波地域消防組合設置許可

- ・ 3月29日 砺波地域消防組合議会臨時会開催
- ※ 予算、条例、専決処分等の議決承認
- ・ 4月1日 砺波地域消防組合消防本部業務開始

(2) 住民への周知

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、コミュニティーエフエム等で周知した。

(3) 条例改正及び予算の準備

① 例規集作成

例規集は、砺波広域圏事務組合及び構成3市の例規集をベースにして策定した。

(株式会社ぎょうせいに業務委託)

特に注意すべき点

例規集の目次をどうするか。(どの例規を例規集に掲載するか)

例規目次は、第1編 総規 第2編 議会・監査 第3編 組織・処務 第4編 人事 第5編 給与 第6編 財務 第7編 業務とした。第1編から第6編までは、総務部門であり、総務担当の負担が大変重くなる。

② 予算の準備

旧砺波広域圏消防本部総務課で予算(案)を取り纏め、幹事会、副市長部長会議及び市長会議に諮り、組合議会臨時会の議決を経て決定した。

(4) 長及び議員の選任準備

平成23年1月開催の構成3市、市長会議において、管理者の互選、消防長及び会計管理者を人選した。

組合議員の選出は、構成市議会事務局に依頼した。

(5) 職員の身分の移管

全職員に旧所属から退職辞令、砺波地域消防組合から採用辞令を交付した。

共済組合、退職手当組合についても退職し、新たに採用した。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

1 出動による住民サービスの向上

① 現場到着時間の短縮

広域化を協議するにあたり、地域の消防力を把握するため、(財)消防科学総合センター

に消防力適正配置調査を委託した。

本調査の算定結果では、消防本部境界が取払われたことにより、市境界周辺において現場到着時間が短縮される結果が示された。

実際に旧本部境界付近の署所の出動件数が増加しており、現場到着時間の短縮が図られている。

② 初動対応の強化

消防本部が保有する部隊数が増えるため、初動の段階で複数の部隊を投入できる。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

予防業務・救急業務は、広域化前と同様の体制である。

(3) 高度な装備・資機材の整備

山岳救助・震災救助・都市型救助に対応するため、新たに搜索救助隊（隊員は兼務）を設立した。

搜索救助隊設立にあたり、都市型救助用資器材の整備及び隊員の研修派遣を行っている。

砺波広域圏消防本部で編成していた潜水救助隊（隊員は兼務）の資器材を充実強化した。

(4) 人事異動・研修等の充実

合併スタート時から、人事交流を行った。

消防大学校、消防学校、その他各種研修へ職員を派遣し、資質の向上を図っている。

8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

単独消防組合になったことに伴い、自己責任自己決定の原則により、独自の消防行政を実施できるようになった。

組合を運営するため、議会の開催、給与・会計事務、契約・検査事務等を行わなければならない。

(2) 給与調整、退職手当調整等

広域化前の砺波広域圏消防本部、小矢部市消防本部では、それぞれ国に準じた公安職給料表を用いており、平均給与に差はなかった。また、構成市の砺波市及び南砺市の市町村合併時には、給料の調整は行なわれなかったことを踏まえ、給与支給額の統一は行なっていない。

なお、特殊勤務手当については、支給されている手当が広域化前の消防本部で違っていたため、調整を図った。

6 富山県東部消防組合消防本部
(富山県)の事例

6 富山県東部消防組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	81
②広域化実現までの手順の概要	82
③協議会設置までの手順	83
④協議会の事務の流れ	87
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	88
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	92
⑦広域化による具体的なメリット	96
⑧新体制移行後の課題等	96
⑨おわりに	97

管内人口等

	人 口	世帯数	面積 (km ²)
魚津市	44,176	16,616	200.63
滑川市	33,818	11,760	54.61
上市町	22,110	7,871	236.77
舟橋村	3,043	974	3.47
計	103,147	37,221	495.48

* 「人口」「世帯数」は、平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口及び世帯数

平成25年火災・救助・救急出動件数

	火災	救助	救急
魚津市	11	26	1,474
滑川市	16	12	1,027
上市町	2	4	917
舟橋村	1	0	40
計	30	42	3,458

2 広域化実現までの手順の概要（広域化の背景や検討経緯）

消防は、近年の災害や事故の多様化及び大規模化、人口の減少・高齢化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化等、消防を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、住民の安全・安心を守るという責務を十分に果たしていくため、今まで以上に効果的効率的な消防体制の確立が急務となっています。

国は、住民の安全・安心を守るという消防に課せられた責任を確実に果たしていくためには、市町村の消防広域化を推進する必要があることから、平成18年6月に消防組織法を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定しました。この基本指針により、富山県は平成20年3月に「富山県消防広域化推進計画」を策定し、その中で広域化の組合せ案が複数パターン示されました。

これらを受け、当初は富山県東部地域の8市町村（人口21万人）、平成22年7月からは、7市町村による「富山県東部消防広域化任意運営協議会」により検討を進めてきました。最終的には、住民にとって消防広域化はそのメリットが十分期待できるとして、平成23年3月29日開催の「富山県東部消防広域化に関する市町村長会議」により、魚津市、滑川市、上市町、舟橋村の4市町村により「富山県東部消防広域化協議会」を設置することの規約、役員等が承認されました。以降、精力的に協議を進めました。

広域化に至った経緯

平成 18 年 6 月	消防組織法の一部を改正する法律施行
平成 18 年 7 月	市町村の消防の広域化に関する基本指針告示
平成 20 年 3 月	富山県消防広域化推進計画策定
平成 21 年 8 月	富山県東部消防広域化研究会設置 (立山町、舟橋村、上市町、滑川市、魚津市、黒部市、入善町、朝日町の 8 市町村 人口 21 万 6 千人)
平成 22 年 7 月	富山県東部消防広域化任意運営協議会設置 (立山町、舟橋村、上市町、滑川市、魚津市、入善町、朝日町の 7 市町村 人口 17 万 3 千人)
平成 23 年 2 月	富山県東部消防広域化に関する市町村長意見交換会
平成 23 年 3 月	富山県東部消防広域化に関する 4 市町村長会議
平成 23 年 4 月	富山県東部消防広域化協議会設置 (魚津市、滑川市、上市町、舟橋村)
平成 24 年 10 月	富山県東部消防組合広域消防運営計画策定
平成 24 年 12 月	構成市町村議会において、富山県東部消防組合の設置議決、富山県知事へ設置許可申請
平成 25 年 1 月 25 日	富山県東部消防組合設置の富山県知事許可
平成 25 年 2 月 25 日	富山県東部消防組合議会臨時会開会、条例、予算等可決
平成 25 年 3 月 31 日	富山県東部消防組合消防事務開始 (全国初の非常備消防村の解消) 1 本部 3 消防署 1 分遣所 (分遣所は平成 26 年 10 月開所予定)

3 協議会設置までの手順

(1) 手順の流れ

平成 21 年 8 月に 8 市町村の消防本部実務担当者による「富山県東部消防広域化研究会」を設置し、広域化に関するメリット、デメリット、課題等について整理、研究し、構成市町村長へ報告するとともに、平成 22 年度中の「富山県東部消防広域化任意運営協議会 (以下「任意協議会という。)」発足の準備を行ってきました。

この間に黒部市の任意協議会への不参加が表明され、平成 22 年 7 月に 7 市町村により「富山県東部消防広域化任意運営協議会」を設置し、平成 25 年 4 月 1 日の新組織としてのスタートに向け、協議を進めることとしました。それ以降、3 回の市町村長会議が開催され、立山町、入善町、朝日町の消防広域化への参加見送りが確認されました。この結果、舟橋

村、上市町、滑川市及び魚津市の4市町村による消防広域化が決定され、平成23年3月29日に「富山県東部消防広域化協議会（以下「協議会」という。）」が設置されました。

(2) 富山県東部消防広域化協議会規約の策定

下記のとおり。規約の規定に基づき、参与会、幹事会、専門部会を置き、具体的な事項について協議しました。

富山県東部消防広域化協議会規約

(設置及び目的)

第1条 舟橋村、上市町、滑川市及び魚津市（以下「構成市町村」という。）は、消防の広域化に関する協議を行うため、富山県東部消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消防広域化に関する協議
- (2) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第34条の規定に基づく広域消防運営計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消防広域化に関し必要な事項

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、魚津市本江3197番地1（魚津市消防本部内）に置く。

(組織)

第4条 協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 構成市町村の長
- (2) 委員は非常勤とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置き、委員が互選する。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監事は、協議会の出納監査を行う。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会長は、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(参与会)

第9条 協議会の効率的な運営に資するため、参与会を置く。

2 参与会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第10条 会議に提案する必要な事項について協議するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第11条 協議会は、事務の一部について調査研究を行うため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、構成市町村の長が協議して定めた者をもってあてる。

(経費)

第14条 協議会に要する経費は、構成市町村が基準財政需要額に基づき負担する。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 会長、副会長、監事及び委員は、報酬及びその職務を行うために要

する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

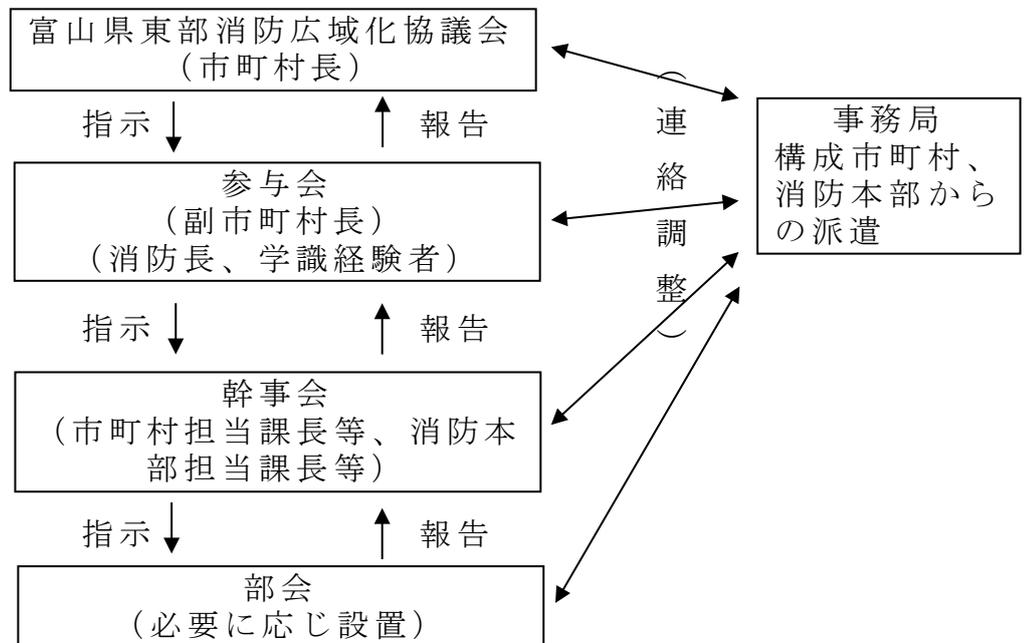
第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 協議会の組織

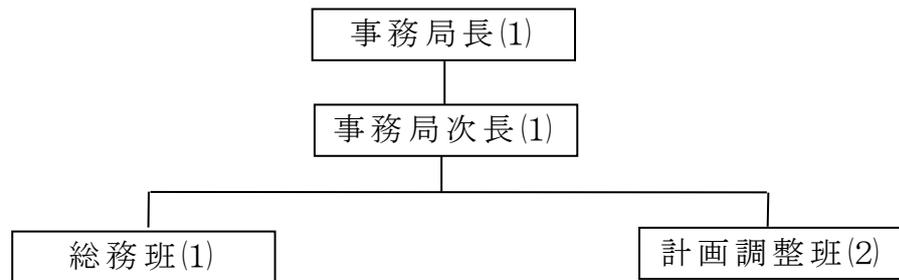
① 体系図



② 構成

- ・協議会 構成市町村の市町村長
- ・参与会 構成市町村の副市町村長、消防長
- ・幹事会 構成市町村の総務・企画担当課長、消防本部次(課)長
- ・部会 構成市町村の消防、総務、財政担当者
- ・事務局 構成市町村、消防本部からの派遣職員

③ 事務局の体制 (5名)



④ 協議会経費

消防費に係る基準財政需要額の4市町村構成比により算出、負担することとした。

- ・ 平成23年度富山県東部消防広域化協議会予算 3,791千円
- ・ 平成24年度富山県東部消防広域化協議会予算 26,756千円

4 協議会の事務の流れ

- ・ 構成市町村の消防、総務、財政担当者による「総務部会」、「警防部会」、「予防部会」、「通信部会」の**4専門部会**を置き、具体的な事項について、調査、協議しました。

開催回数 総務部会 11回、警防部会 12回、予防部会 16回、通信部会 9回、警防・通信合同部会 3回

- ・ 構成市町村の総務・企画担当課長、消防本部次（課）長による「**幹事会**」を置き、協議会会議に提案する必要な事項について協議しました。

開催回数 13回

- ・ 構成市町村の副市町村長、消防長による「**参与会**」を置き、協議会の効率的な運営に資するため、幹事会で協議のあった事項等について協議しました。

開催回数 11回

- ・ 重要案件や急を要する事案については、「**参与・幹事合同会議**」を開催し、協議しました。

開催回数 6回

- ・ 他に、必要に応じて、総務、財政、消防、救急、救助、救急救命士などの担当者会議を数多く開催し、詳細を協議しました。
- ・ 一部事務組合を構成する市町村議会へ出向き、消防広域化の進捗状況や広域消防運営計画（案）等について、報告、説明等を行いました。
- ・ 上記の流れにより協議会会議の協議事項を整理、取りまとめ、協議会へ提出しました。

協議会開催回数 10回

(1) 特に留意すべき点について

広域化の協議の中で、調整に時間を要した課題等

① 職員の身分、給与等の統一

身分：地方自治法第 252 条の 17 による職員派遣（身分は各市町に残す。）

給与：公安職（滑川市、魚津市）と行政職（上市町）の給料表の混在

経費：経費負担割合は、基準財政需要額割 20%、人口割 80%を基本とする。

解決策：今後できる限り早い時期の組合職員化（身分統一）など。

(2) 協議会設置の準備期間

「3 協議会設置までの手順」のとおり、約 2 年半の準備期間がありました。

(3) 広域消防運営計画の協議期間

約 6 ヶ月の協議を経て、平成 24 年 10 月に消防庁へ提出しました。

(4) 新体制への移行期間

協議会発足から 1 年 9 か月を経て、平成 25 年 1 月 25 日に富山県知事から「富山県東部消防組合」の設置が許可され、平成 25 年 3 月 31 日に消防事務がスタートしました。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

広域化の方式には、「一部事務組合方式」と「事務委託方式」がありますが、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する「一部事務組合方式」とする。

広域化の開始は、広域化のメリットを早期に実現し、住民の安全・安心の強化を図るとともに、消防救急デジタル無線整備や高機能消防指令センター整備の計画的、効率的な事業推進を行うため「平成 25 年 3 月 31 日」とする。

(2) 組織

① 消防本部の名称

消防本部の名称は、構成市町村の住民への分かりやすさと位置の判別のしやすさを考慮し、「富山県東部消防組合消防本部」とする。

② 消防本部の位置

消防本部の位置は、機能や改修等を総合的に検討し、現魚津市消防本部を活用することとして、魚津市本江 3197 番地 1 に置く。

③ 消防署の名称

消防署の位置に変更がないことや、住民にわかりやすく、混乱を招かないよう配慮するため、消防署の名称は、現在の名称を継承しますが、市町の文字は削除する。

④ 消防署の位置

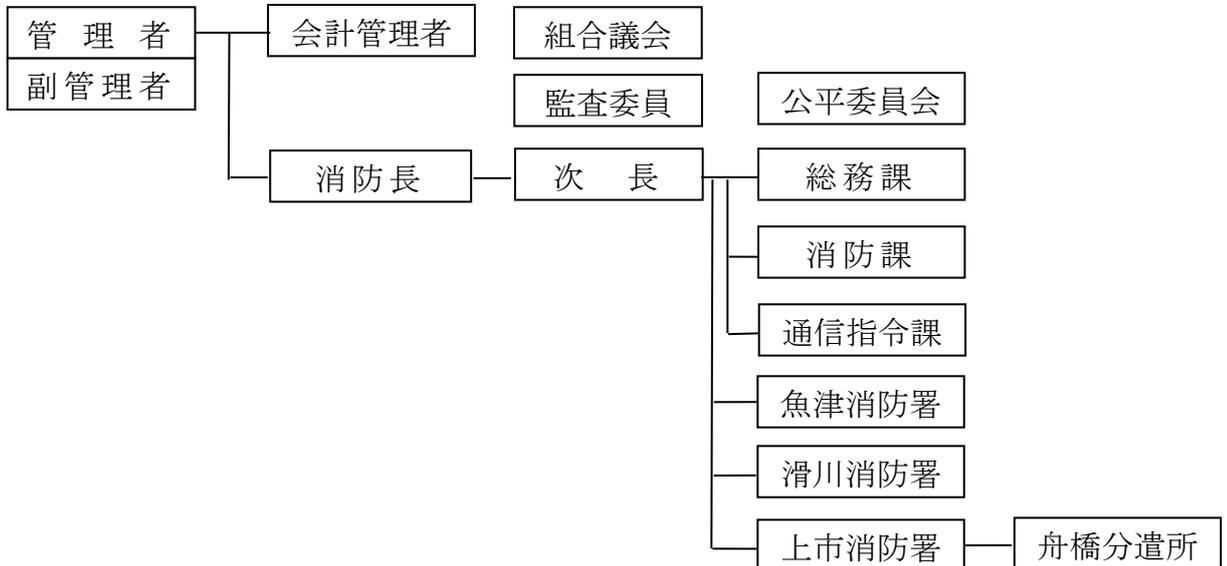
消防署の位置は、今後も消防力の低下を招かないよう配慮するため、

それぞれ現行のとおり維持する。

⑤ 分遣所の設置

常備消防の設置がない舟橋村に分遣所を設置する。

* 組織図



(3) 職員の処遇等

① 定員配置

職員定数は、署及び分遣所の適正職員数を勘案し、平成24年4月1日現在の定数「108人」に新規採用6人、事務職員3人及び平成31年度に新規採用する3人を加え、120人とする。

職員配置は、本部部門を統合効率化し、署及び分遣所の充実強化を図る。

② 採用計画

新規職員の採用は、定数の欠員補充とします。ただし、退職者が多い場合、定数内で再任用を活用する。

今後、10年間で職員の約1/3が退職となることから、消防力の低下を防ぐため、再任用の活用や年齢構成の均一化を図る採用計画を策定する。また、定年延長制度が実施された場合の対応も研究する。

③ 身分（任用、階級等）

職員の身分の取扱いについて、現在の魚津市、滑川市、上市町の消防職員は、各市町職員の身分を有したまま、消防組合に派遣する。

新規採用職員にあっては、消防組合で採用し、組合職員とする。

平成36年度に魚津市、滑川市、上市町の消防職員は各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一する。

階級は、「消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）」により、消防長の階級を消防監とし、組織にあわせ階級、職階を適切に

配置する。

④ 給与（諸手当含む）

給料表は、現在、魚津市、滑川市は、国家公務員公安職給料表（一）に準拠し、魚津市が7級制、滑川市が6級制を採用する。上市町は、国家公務員行政職給料表（一）に準拠し、6級制を採用する。

国の通知（昭和26年3月16日国消警発58号国家消防庁管理局長）において、消防職員については、国の公安職給料表に準じた給料表を適用することが望ましいとあることから、消防組合の給料表は、7級制（国家公務員公安職給料表（一）準拠）とする。

なお、組合職員として身分を統一するまでの間は、各市町の消防組合への派遣職員となるため、給与費相当分を派遣元市町が消防組合負担金として負担する。

また、現給は保障するものとし、格差の是正については、広域化後、派遣職員が組合職員となる平成36年度までに各市町において調整する。

諸手当は、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当等の見直しを行う。

⑤ 福利厚生

共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度は、関係法規に基づき適切に実施する。

職員の互助制度は、新たな共済会を設置する。

⑥ 教育、訓練及び研修

教育、訓練及び研修は、救急業務及び予防業務等の高度化、専門化に対応するため、研修施設を活用し、人材育成を図る。

救急救命士の研修等については、各地域のメディカルコントロール協議会や病院等と連携し、救急救命士の養成に努める。

(4) 施設整備

① 消防施設等整備計画

消防施設整備計画は、広域化後に整備する高機能消防指令センター、消防救急デジタル無線整備等を加え、計画を策定する。

ただし、車両整備に関し、各市町からの無償貸与とするため、その整備計画については、各市町の計画とし、組合の消防施設整備計画との整合を図る。

【組合消防本部の主な整備項目】

ア 高機能消防指令センター（建屋、通信指令装置）整備

イ 上市消防署舟橋分遣所建設

ウ 消防救急デジタル無線整備

② 通信指令システム

高機能消防指令センターは、消防組合設立後に整備するものとし、平成 26 年 4 月の運用開始までは、各署において 119 番受信から部隊運用までを行う。

- ・ 通信指令システム整備・・・高機能消防指令センター（Ⅱ型）
- ・ 消防救急無線（アナログ）の統合整備

ア 消防本部の現状

消防本部の消防救急無線システムは、各消防本部が設置した無線基地局と 移動局（車載、携帯）間で通信を行う方法で消防・救急等の業務に活用する。

- ・ 魚津市消防本部・・・基地局 1 局
- ・ 滑川市消防本部・・・基地局 1 局、固定局 1 局
- ・ 上市町消防本部・・・基地局 1 局、固定局 1 局
- ・ 舟橋村・・・可搬式移動局 1 局

イ 整備計画の基本方針

既存の基地局、移動局を活用する消防救急無線システムを構築することを前提とし、高機能消防指令センターから各署の基地局を遠隔操作により制御し、無線統制を図る。

現在、滑川消防署及び上市消防署が使用している中新川ブロック波を主運用波として活用するため、魚津消防署所属の移動、携帯局に追加し、消防救急無線システムの制御及び統制を行う。

③ 消防救急デジタル無線整備について

消防救急無線のデジタル化整備については、平成 28 年 5 月 31 日までに現在のアナログ無線からデジタル無線へ移行することとされており、平成 24 年度で基本設計を実施、平成 25 年度実施設計、平成 26 年度、平成 27 年度で整備する計画を策定する。

④ 舟橋分遣所建設

富山県東部消防組合消防本部管内における住民サービスの均一化と現場到着時間の短縮を図るため、舟橋村に救急隊を常駐させる分遣所を建設し、平成 26 年 10 月の運用開始をする。

(5) 経費負担等

① 経費負担割合

経費負担割合は、次のとおりとする。

ア 経費負担は、基準財政需要額割 20%、人口割 80%を基本とする。

参考：平成 24 年度構成市町村負担割合

魚津市 42.3%、滑川市 32.6%、上市町 21.9%、舟橋村 3.2%

イ 施設整備は次のとおりとする。

- ・ 高機能消防指令センター及び舟橋分遣所建設に係る経費負担割

合については、建設地を管轄する市町村が50%を負担し、50%をアで定める負担割合で構成市町村が負担する。

- ・ 今後の消防庁舎建設に係る経費負担割合については、構成市町村でその都度協議し、決定する。
- ・ 署に配置する消防ポンプ車、救急車及びその他の消防車両等は、署の属する市町が負担する。
- ・ 分遣所に配備する救急車の経費負担は、協議し決定する。
- ・ はしご車は、①に定める経費負担割合により、構成市町村が負担する。

(6) 消防団等との連携確保

① 構成市町村の消防団との連携

富山県東部消防組合消防本部と構成市町村の消防団は、災害現場活動において相互間の連携、協力体制を構築しておく必要がある。

そのため、定期的な連絡会議等を開催し、平常時から連携、協力体制を確認し、その強化に努める。

② 構成市町村の消防団事務

構成市町村の消防団事務は、従前、消防本部若しくは行政部局で行われていましたが、常備消防の広域化により消防本部が行っていた消防団事務は、構成市町村において行う。

しかし、構成市町村においては、消防団事務を行う人員及び知識経験がなく組合消防の協力が不可欠となることから、消防団の意向を十分に尊重することを基本とし、消防署員を構成市町村の職員と併任させ、消防団事務を行う。

なお、組合消防が構成市町村の消防団事務を行うにあたり、必要となる経費は構成市町村が負担する。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 一部事務組合の設置手続

- ① 一部事務組合を構成する4市町村の12月議会定例会において、地方自治法第284条第2項の規定により、平成25年3月31日から魚津市、滑川市、上市町及び舟橋村の消防事務を共同処理するため、規約を定め、富山県東部消防組合を設置することについて、議会の議決を求め、可決した。
- ② 平成24年12月25日に富山県知事に「富山県東部消防組合」の設置許可申請を提出した。
- ③ 平成25年1月25日に設置が許可。

富山県東部消防組合同規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、富山県東部消防組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、魚津市、滑川市、上市町及び舟橋村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合が共同処理する事務は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び消防法（昭和23年法律第186号）に定める消防事務（消防水利の設置及び管理並びに非常備消防に関する事務を除く。）とする。

(組合の事務所)

第4条 組合の事務所は、魚津市本江3197番地1に置く。

(組合議員の定数)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、10人とする。

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、構成市町村の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

2 構成市町村において選挙すべき組合議員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 魚津市 3人
- (2) 滑川市 3人
- (3) 上市町 2人
- (4) 舟橋村 2人

(組合議員の任期等)

第7条 組合議員の任期は、構成市町村の議会の議員の任期による。

2 組合議員に欠員が生じたときは、当該組合議員の所属する構成市町村の長は、その旨を管理者に報告しなければならない。

3 組合議員に欠員が生じたときは、当該構成市町村の議会において速やかに補欠議員を選挙しなければならない。

(組合議員の選挙の結果報告)

第8条 組合議員の選挙が終了したときは、当該構成市町村の長は、直ちにその結果を管理者に報告しなければならない。

(組合の議会の議長及び副議長)

第9条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

(執行機関の組織等)

第 10 条 組合に管理者 1 人、副管理者 3 人を置く。

2 管理者は、構成市町村の長のうちから互選し、副管理者は、管理者以外の構成市町村の長をもって充てる。

3 管理者は、組合を統轄し、これを代表する。

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるときは、副管理者の協議により、そのうちの 1 人が管理者の職務を代理する。

5 管理者及び副管理者の任期は、当該構成市町村の長の任期による。

(会計管理者)

第 11 条 組合の会計事務を処理するため、会計管理者を置く。

2 会計管理者は、管理者の属する市町村の会計管理者をもって充てる。

(監査委員)

第 12 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。

(職員)

第 13 条 組合に必要な職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。ただし、消防長以外の消防職員については、管理者の承認を得て消防長が任免する。

(経費の支弁方法)

第 14 条 組合の経費は、構成市町村の分担金、国庫支出金、県支出金、手数料、地方債その他の収入をもって充てる。

2 前項の構成市町村の分担金の額は、組合の議会の議決を経て定める。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、規約の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この規約は、富山県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

2 この規約により最初に管理者が選任されるまでの間は、魚津市長が管理者の職務を行う。

④ 平成 25 年 1 月 25 日に一部事務組合構成 4 市町村において、「消防広域化協定書」を締結しました。

(2) 住民への周知

- ① 組合構成市町村の平成 24 年 10 月及び 11 月の広報誌に、「消防の広域化」について 2 回にわたり掲載（A 4 版 1 ページ）、住民への周知を行いました。
- ② 協議会事務局が作成した啓発パンフレット（A 3 版 1 枚両面印刷）を作成し、平成 25 年 1 月に組合構成市町村に全戸配布しました。
- ③ 組合構成市町村の平成 25 年 3 月の広報誌に「富山県東部消防組合の県知事からの設置許可」、平成 25 年 4 月の広報誌に「富山県東部消防組合の消防事務の開始、組合の組織、119 番通報の掛けかたなど」を掲載し、住民への周知を行いました。

(3) 条例改正及び予算の準備

① 条例

富山県東部消防組合設置に伴う条例、規則、訓令等の例規について、平成 24 年 9 月から協議会の「総務部会」、「警防部会」、「予防部会」、「通信部会」の 4 専門部会において作成の準備を進めました。

平成 25 年 1 月 25 日に組合の設置許可があったので、同日付けで「富山県東部消防組合の休日定める条例」ほか 23 件を専決処分しました。平成 25 年 2 月 25 日開催の富山県東部消防組合議会臨時会において、条例の専決処分の承認と、新たに「富山県東部消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の制定について」ほか 7 条例を議案上程し、可決されました。条例作成と同時進行で規則、訓令等の作成に努めました。

② 予算

構成市町村と協議を進め、予算を作成し、平成 25 年 2 月 20 日に全員協議会を開催し、予算議案、条例等について事前説明を行い、平成 25 年 2 月 25 日開催の富山県東部消防組合議会臨時会において、次のとおり可決されました。

- ・ 平成 24 年度富山県東部消防組合一般会計予算 504,279 千円
- ・ 平成 25 年度富山県東部消防組合一般会計予算 1,129,980 千円

(4) 長及び議員の選任準備

一部事務組合管理者については、富山県東部消防組合の設置許可があった平成 25 年 1 月 25 日に組合構成市町村長会議を開催し、富山県東部消防広域化協議会会長である魚津市長が互選されました。

一部組合議会議員については、平成 24 年 12 月開催の協議会において 10 人程度（魚津市 3 人、滑川市 3 人、上市町 2 人、舟橋村 2 人）の考えが示され、組合設置が許可された平成 25 年 1 月 25 日付けで構成市町村へ選任依頼を提出し、各市町村議会の 2 月臨時会において、選挙されました。

(5) 職員の身分移管

職員の身分の取扱について、現在の魚津市、滑川市、上市町の消防職員は、各市町職員の身分を有したまま消防組合に派遣することとなりました。新規採用職員にあつては、一部事務組合で採用し、組合職員とする。平成 36 年度に魚津市、滑川市、上市町の消防職員は各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一する。



富山県東部消防組合開庁式



富山県東部消防組合消防本部庁舎

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

広域化後は、災害初期の段階から広域エリア内における効果的な部隊活動を構築し、初動部隊の増強を図るとともに、2次出動体制が充実するなど消防力の増強が図れ、集結時間が短縮されました。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

旧 3 消防本部の統合により、総務部門の人員減が図られた一方で、各消防署に危険物規制事務、消防同意事務や予防査察などを行う予防要員を配置することにより、予防業務の充実強化を図ることができました。

(3) 高度な装備・資機材の整備

指令業務については、広域化時点では指令台が統合されていないため各消防署にて指令業務を行っていますが、平成 25 年度中に高機能指令センターを建設、指令台Ⅱ型を整備し、平成 26 年度に消防救急無線のデジタル化整備がされると、迅速・確実な部隊運用が可能になり、災害現場直近の署所から出動できるため、現場到着時間が短縮される。

また、指揮命令系統の一元化が図られることから効果的な部隊運用が可能となり、消防体制のさらなる充実強化が図られる。

(4) 人事異動・研修等の充実

人事異動、職員研修、火災・救助・救急出動・訓練等により、組合職員としての一体感の醸成を図りながら、消防力の強化に努める。

8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

消防広域化の効果については、住民サービスの向上、人員配置の効率化と専門化、消防体制の基盤の強化等が挙げられますが、組合として消防事務を開始したばかりであり、今後、施策・事務事業評価、住民視点などから検証していく必要があります。

(2) 職員の身分

消防職員の身分の取扱については、各市町職員の身分を有したまま、消防組合に派遣となっており、平成 36 年度に各市町を退職し、消防組合で採用を行い、組合職員として身分を統一することとしていますが、できれば早めの身分統一を図る必要があると考えます。

(3) 給与調整、退職手当調整等

給料表の組合としての統一、格差の是正については、広域化後、派遣職員が組合職員となる平成 36 年度までに各市町において調整することとしていますが、(2)の職員の身分同様に早めの格差是正を図る必要があります。

9 おわりに

富山県東部消防組合管轄地は、自然が豊かで山から海までと活動幅が広く、防災関係機関との連携が不可欠となっています。海難事故は潜水隊及び救助艇雄山丸と海上保安部との合同訓練、山岳事故は富山県警山岳警備隊及び防災航空隊との合同訓練の実施により、連携強化、救助技術の向上を図っています。これからも組合職員としての一体感を醸成し、住民が住みなれた地域で安全に安心して暮らせるよう、消防体制の整備に万全を尽くしていきます。

7 東近江行政組合消防本部
(滋賀県)の事例

7 東近江行政組合消防本部の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	101
②広域化実現までの手順の概要	102
③協議会設置までの手順	104
④協議会の事務の流れ	107
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	109
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	112
⑦広域化による具体的なメリット	114
⑧新体制移行後の課題等	116

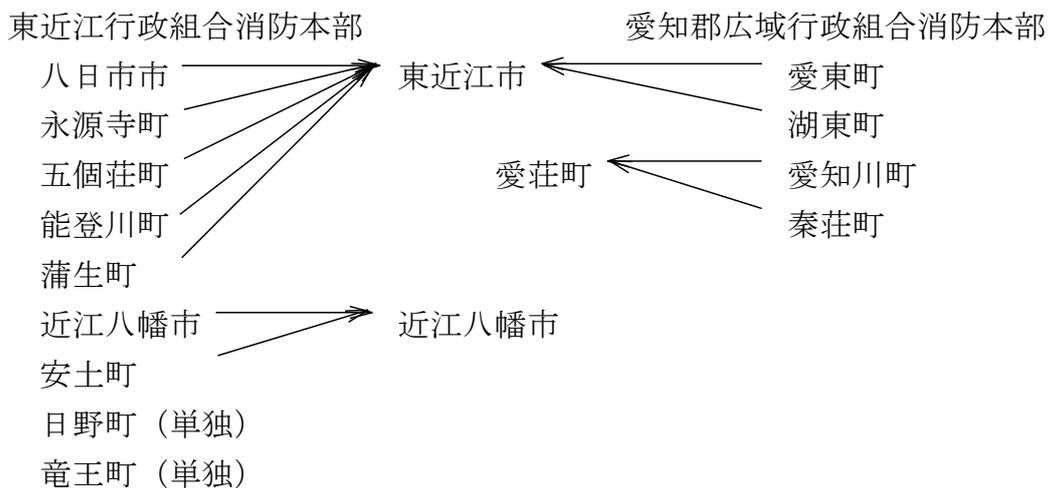
1 広域化対象地域の地勢・概要

東近江行政組合消防本部（以下「新東近江」という。）は滋賀県のほぼ中央部、琵琶湖岸から三重県境鈴鹿山脈までを管轄する面積 766.07 平方 km、人口 25.6 万人の地域です。JR 新幹線、JR 琵琶湖線、名神高速道路等が通り、昔から交通の要衝であり、織田信長の安土城址、近江商人の発祥の地など歴史に彩られた地域であります。

平成 20 年 3 月に「滋賀県消防広域化推進計画」が策定され、東近江行政組合消防本部（以下「旧東近江」という。）と愛知郡広域行政組合消防本部（以下「旧愛知郡」という。）は平成 24 年度末までに広域化することとなりました。

その背景には、国が進めた市町村合併がありました。当初の両組合の構成市町は、旧東近江が 2 市 7 町、旧愛知郡が 4 町でありました。八日市市を中心としたグループは平成 17 年 2 月 11 日と平成 18 年 1 月 1 日の 2 度の合併により、1 市 6 町をまとめて東近江市が誕生しました。これによって、東近江市は市域の中に 2 つの消防本部を抱えることとなり、両消防本部のそれぞれの生い立ちから人口規模、予算規模が異なり、同じ市民でありながら消防サービスに差が生じ、両消防本部の広域化は避けて通れないものとなりました。

また、他にも市町合併により旧東近江は 2 市 2 町、旧愛知郡は 1 市 1 町の構成となりました。



2 広域化実現までの手順の概要

「滋賀県消防広域化推進計画」が平成 20 年 3 月に策定されましたが、その後の足取りは重く、管内構成市町の広域化への醸成はなかなか進みませんでした。

前述したように、市町合併後の東近江市は市域に 2 つの消防本部を持つこととなりましたが、それ以外の市町は圏域の周辺地域にあたり、広域化のメリットが実感できないという状況でありました。

また、旧愛知郡を構成する愛荘町においても、小規模ながらも人口に対して潤沢な職員数を擁し、十分消防責任を果たしているといった思いがあり、大規模災害への対応や、今後の消防諸施設への大きな投資といった諸課題に対して問題意識の希薄が感じられました。

そういったことから、平成 20 年度については、水面下では多少の動きはあったものの、表だったものは有りませんでした。

平成 21 年 4 月 23 日、第 1 回「消防広域化検討会議（旧東近江組合主管課長・消防主管課長合同会議）」を立ち上げ、ようやく端緒を開くこととなりました。同年度には第 3 回まで検討委員会を開催し、年度末には旧東近江管理者会で旧愛知郡との広域化にかかる条件等が協議されました。

平成 22 年度には両組合の事務方で「消防広域化研究会」を設置し、種々検討するとともに、旧東近江組合主管課長・消防主管課長合同会議に諮りました。旧東近江が抱える諸課題、財政試算、分担金等都合 10 回の会議を開催し、管理者会への報告と、更に推し進めるため副市町長をメンバーとする「東近江消防広域化検討委員会」を立ち上げました。

平成 23 年 6 月 15 日、管理者会において前記検討委員会での合意事項について了承されました。翌 7 月 12 日に初めて旧東近江組合議会の議会代表者会議において、広域化に関する基本的事項の説明を行いました。ここに漸く旧愛知郡との広域化について正式に進めることとなりました。

翌 8 月 1 日に消防広域化にかかる旧愛知郡との協議を持ち、双方の考え方の確認を行い、以後名称を「広域化事務会議」とすることとなりました。

以後 10 月 11 日まで広域化事務会議、旧東近江組合主管課長会、旧東近江管理者会、旧東近江議会代表者会議を計 10 回開催し、10 月 18 日に「東近江消防・愛知郡消防広域化協議会」第 1 回幹事会を開催するに至りました。

その後、広域化幹事会、第 2 回幹事会を経て、11 月 1 日第 1 回「東近江消防・愛知郡消防広域化協議会」開催の運びとなりました。以後 11 月 22 日第 2 回、平成 24 年 1 月 10 日第 3 回、1 月 31 日第 4 回、2 月 13 日第 5 回広域化協議会において全ての提案項目の協議が整い、広域消防運営計画の承認を得て 3

月 6 日に広域化調印式を終えることが出来ました。

3 協議会設置までの手順

(1) 手順の流れ

広域化協議会設置に至るまでについては、2 手順の概要で述べたとおりですが、協議会設置までにかかなりの時間を費やしたことから、調印までの時間短縮を図る上で、構成市町の議会承認を省くために法定協議会でなく、任意協議会を選択しました。

(2) 規約の策定

協議会設置要綱は事前に広域化事務会議で詰め、それぞれの組合議会で承認を得ました。

協議会設置要綱施行日 当初 10 月 1 日から 10 月 14 日に変更

9 月 22 日 旧愛知郡組合議会全員協議会で承認

9 月 30 日 旧東近江組合議会全員協議会で修正

10 月 14 日 旧愛知郡組合議会で修正案を承認

(3) 協議会の組織（協議会の体系図・構成、事務局の体制、経費負担割合）

協議会の構成員は次のとおりです。

東近江消防・愛知郡消防広域化協議会 名簿		
委員		
近江八幡市	市長	富士谷 英正
東近江市	市長	西澤 久夫
日野町	町長	藤澤 直広
竜王町	町長	竹山 秀雄
愛荘町	町長	村西 俊雄
東近江行政組合	議会議長	寺村 義和
近江八幡市	代表議員	川崎 益弘
東近江市	代表議員	杉田 米男
日野町	代表議員	對中 芳喜
竜王町	代表議員	岡山 富男
愛知郡広域行政組合	議会議長	辰己 保
東近江市	代表議員	西澤 善三
愛荘町	代表議員	本田 秀樹
説明員		
東近江行政組合事務局	局長	山本 清人
	総括管理課長	田井中 丈三

東近江行政組合消防本部	消防長	久保 善久
	次長	大橋 善之
愛知郡広域行政組合事務局	専任副管理者兼局長	加藤 晴吾
	次長	奥村 耕
愛知郡広域行政組合消防本部	消防長	磯部 亀三郎
事務局		
東近江行政組合消防本部	主監兼総務課長	西村 純次（事務局長）
	総務課参事	田中 豊昭
	総務課課長補佐	山添 裕司
愛知郡広域行政組合消防本部	次長兼庶務課長	北村 卓三
	庶務課庶務係長	川瀬 重明

協議会としての予算は特に組まず、支出もありません。
事務局も専任ではなく、通常業務の中で遂行しました。
協議会設置要綱は次のとおりです。

東近江消防・愛知郡消防広域化協議会設置要綱

（趣 旨）

第1条 東近江行政組合消防本部と愛知郡広域行政組合消防本部（以下「両消防本部」という。）を広域化するため、東近江消防・愛知郡消防広域化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議会の事務）

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 両消防本部の広域化に関する協議
- (2) 広域消防運営計画の作成
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広域化に関し必要な事項

（組 織）

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 協議会に会長1人、副会長2人を置き、協議会構成員の互選によりこれを定める。

3 協議会には、協議会運営の所掌事務に関し、必要な助言又は協力を求めるため参与を置くことができる。

（会長及び副会長の職務）

第4条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき案件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 前項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(関係職員等の出席)

第7条 会長は、必要に応じて関係市町及び両消防本部職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(幹事会)

第8条 協議会に提案する必要な事項について協議又は調整するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局及び会計)

第9条 協議会の事務を処理するため東近江行政組合に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 協議会に要する経費は、両消防本部で均等に負担する。

4 前項の会計事務は東近江行政組合が執行し、愛知郡広域行政組合は当該負担分を支払う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。

別表（第3条関係）

広域化協議会構成

協議会	両組合構成市町の市町長 両組合議会の議長及び各市町代表議員
幹事会	両組合構成市町の主管課長
事務局	両組合・両消防本部の担当者

4 協議会事務の流れ

(1) 特に留意すべき点について

協議会のメンバーについては、3(3)協議会の組織のとおり、事務方で十分協議しそれぞれの構成市町の市町長と代表議員にお願いしたのですが、旧東近江組合議会で両組合議長を追加するように指摘されました。当協議会には学識経験者など外部の方には入っていただいてませんが、メンバーの人選については十分な協議が必要と思われます。

(2) 協議会設置の準備期間

平成23年7月12日に旧東近江の議会代表者会議において、東近江側の広域化するための条件を提示し、組合議会の承認を得て初めて正式に旧愛知郡側にアプローチをしました。

その後10月1日に協議会設置を計画しましたが、前記(1)のとおり指摘があり、協議会設置は10月14日となりました。

(3) 広域消防運営計画の協議期間

協議会での調整項目としては、広域消防運営計画に定める事項として26項目、組合規約に規定する事項として12項目、途中1項目を追加して計39項目を協議しました。

旧東近江と旧愛知郡はいずれも一部事務組合であったこと。両組合の人口規模、職員数、予算規模からして、協議中はいくまで対等な広域化であることをお互いが主張していましたが、暗黙のうちに吸収合併という雰囲気があったこと。これらのことから、調整項目の多くは東近江に倣うものが多く、短期間に協議が整いました。

第1回協議会	平成23年11月1日	23項目提案	
第2回協議会	平成23年11月22日	11項目確認	12項目提案
第3回協議会	平成24年1月10日	24項目確認	4項目提案
第4回協議会	平成24年1月31日	4項目継続協議	
第5回協議会	平成24年2月13日	4項目確認	広域消防運営計画承認

また、広域消防運営計画は協議会で確認されたものから順に作成していたことと、第5回協議会で継続協議4項目が確認されることを前提に作成済みであったことから、全項目確認後に追加提案で広域消防運営計画を示し、承認を得ました。

組合規約を変更するにあたり、構成市町の議会議決が必要であり、各市町

3月議会に間に合わせるために急いだものです。

構成市町の議決を受け、県知事へ規約変更許可申請をし、3月30日に知事の許可を受けました。

調整項目と進捗状況は別紙のとおりです。

(4) 新体制への移行期間

広域化後の新東近江の発足は平成24年度中とのことでありましたが、より早く広域化のメリットを享受するために平成24年10月1日と決めました。従って、半年の間に指令システムの調整、会計処理ソフトの更新、防火衣・活動服の新調など移行にかかる事項を整えました。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

(1) 広域化の方式及びスケジュール

両組合とも現状維持の一部事務組合方式とし、スケジュールは、滋賀県消防広域化推進計画では平成 24 年度中でありましたが、少しでも早く広域化のメリットを享受したいとの思いから平成 24 年 10 月 1 日としました。

(2) 組織

旧東近江の名称、本部の位置を継続しました。旧愛知郡の 1 署 2 出張所をそのまま継続することで、4 課 5 消防署 4 出張所とし、部隊運用は旧東近江に合わせることにしました。

(3) 職員の処遇等

職員定数は、それぞれの定数 241 人と 61 人を合算し 302 人とすることで了解を得ましたが、構成市町は市町合併の思いが強く、大幅な実員減を求められましたが、交渉の末 4 人減の 298 人で発足しました。

旧愛知郡職員の身分は、平成 24 年 9 月 30 日に退職し新東近江で採用することとしました。現階級は保障することとし、広域時の 10 月 1 日には昇格も降格も一切ありませんでした。従って、旧愛知郡の消防長の階級は消防司令長であったことから、予防課長として処遇しました。この背景には、旧愛知郡の消防長が最年長者ではありましたが、55 才という年齢であったことも影響しています。翌年 4 月 1 日には消防監に昇格させ八日市消防署長としました。

給与については、両組合とも国家公務員行政職給料表(一)に準拠していますが、旧東近江は 7 級制、旧愛知郡は 6 級制であったことから、7 級制に統一し、現給を保障すると共に格差の是正は必要に応じて調整するとしました。実態として平成 26 年度中に調整を終える予定です。これについては、広域化協議会において旧愛知郡の組合議員から旧愛知郡職員の給与是正について強く要望があったものです。

また、退職手当制度は旧東近江は退職手当基金を持っていましたが、旧愛知郡は県退職手当組合に加盟していたことから、旧東近江の退職手当基金に相当する人数分の金額を基金に繰り入れることとしました。

(4) 施設整備

本部庁舎、消防署所にあつては現状を維持するとしました。旧東近江では昭和 48 年 49 年建築の庁舎が 1 署 2 出張所あり、建築計画がありましたが、

広域化により見送られている経緯があります。一方旧愛知郡は1署2出張所とも平成17年から19年に建築されており、これを統廃合により見直すという事は非常に困難なことでありました。従って、庁舎整備については広域化後新たに計画を作成することとしました。

また、車両整備については調整することとし、特殊車両の重複を避けるべくはしご車、救助工作車の整理を進めています。

(5) 経費負担等

どこの本部でもそうであるように、これが一番の難問題でした。

両組合とも経費は基準財政需要額割で負担していましたが、しかし、両組合では管轄人口・世帯数・面積・署所数・職員数に大きな開きがあり、例えば職員1人が受け持つ人口では旧東近江920人と旧愛知郡577人のように、全体的に旧愛知郡は旧東近江に対して高コスト体質でありました。

このことと、現状の署所は継続するということから、単純に基準財政需要額で経費負担すると、旧東近江の東近江市以外の周辺市町では負担額が増加することとなり、広域化協議の端緒にもつけない状況でした。

両組合構成市町が納得できる負担方法を種々検討する中で、様々な財政シミュレーションの中から一定の負担割合の数値を導き出しました。

また、旧愛知郡の署所を廃止することなく、旧東近江に倣った職員配置により旧愛知郡職員のほとんどを配置することとなるため、次のとおりとなりました。

①人件費、署所運営経費は広域化前の組合区分により負担する。

②本部経費は共通経費とする。

③共通経費は、それぞれの単独時における平成25年度以降の試算状況により、広域化前の組合区分ごとに東近江78.12%、愛知郡21.88%の割合で負担する。

④指令台の接続にかかる経費は、現愛知郡広域行政組合が負担する。

⑤経費は、広域化前の組合区分ごとに算出した後、当該年度の基準財政需要額の比率に応じて各構成市町の負担額を算出する。

などとなり、漸く決着しました。

(6) 消防団等との連携確保

旧東近江では当初2市7町の組合（市町合併により2市2町）であったことから、当初から団事務は各市町で行っていますが、団長連絡協議会を組織し、消防本部が事務局を持ち、初任団員教養、機関員教養、幹部教養などの教育訓練や団長・消防主任との視察研修を重ね、消防団とは非常に良好な関

係を構築してきました。

旧愛知郡管内の団は1市1町であります。東近江市消防団はすでに旧東近江のメンバーであり、残る愛荘町消防団長が団長連絡協議会に加入することで、2市3町の繋がりがより強固なものとなりました。

(7) 防災・国民保護担当部局との連携確保

広域化前から各市町の防災会議の委員として管轄署長が参画しており、広域化の前後で特別変更になった点はありません。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

(1) 一部事務組合の設立手続

両組合とも一部事務組合でしたので、組合規約の変更手続のみ行いました。

3月6日に広域化調印式を行い、各組合の構成市町において必要な規約改正のための議会議決をいただきました。いずれも3月議会開会中でしたので追加提案という形で上程していただきました。

各構成市町の議決結果を知事に上申し、3月30日に知事から規約改正の許可をいただきました。

(2) 住民への周知

広域化の準備段階並びに協議中には、取り立てて住民への周知活動は行っていません。協議会の結果を逐一ホームページで公開されている所もありましたが、一切行いませんでした。

広域化調印後、知事の許可が下りてから各構成市町の広報誌に掲載を依頼しました。また組合ホームページへの掲載、地域ケーブルテレビ、地域FM放送での消防枠において広報をしました。

(3) 条例改正及び予算の準備

広域化に伴う条例改正は、①公告式条例、②職員定数条例、③在職期間通算条例、④手数料条例、⑤消防本部及び消防署の設置条例、⑥火災予防条例の6本でした。10月1日広域化を前にした9月25日の組合議会定例会で可決いただきました。

また、予算については補正予算を同日に可決いただきました。条例改正の準備は特に日を要したことはありませんが、予算の準備は3ヶ月位要しました。

(4) 長及び議員の選任準備

広域化とは言うものの実態としては吸収合併の態様であるので、旧東近江の管理者がそのまま引き継ぎました。

組合議員の定数については、市町合併の都度議員提案により協議の上決定されてきた経緯があり、今回の広域化については協議会において、町は慣例により2人、市は人口規模により東近江市が1人増の7人と決定され、計3人増の18人となりました。

それを受けて、関係市町で10月末までに選任いただきました。広域化後

の初議会は12月の定例議会でした。

(5) 職員の身分の移管

広域消防運営計画で身分は、

『愛知郡広域行政組合の消防部局の職員は、平成24年9月30日をもって退職し、東近江行政組合において採用する。

消防長の階級を消防正監とし、組織に合わせ階級、補職を適正に配置する。

なお、現階級は保障するものとする。』

としており、市町村合併でもよく用いられる手法を採用しました。

なお、旧東近江では過去にこのようなことがあり、その時に「東近江行政組合構成市町職員及び中部地域消防組合職員等の東近江行政組合職員としての在職期間の通算等に関する条例」を制定しており、今回一部改正により旧愛知郡職員を含めることで対応しました。

7 広域化による具体的なメリット

(1) 消防体制の強化

	消防隊	専任救急隊	兼任救急隊	専任救助隊	兼任救助隊	兼任梯子隊
旧東近江	10	4	3	1	1	2
旧愛知郡	4	0	3	0	1	1

消防体制という面では、旧愛知郡にとって大いに強化されました。火災出動で初動3隊、追加1隊それ以上は非番招集しての対応だったのが、旧東近江の出動体制に倣って、第1出動4隊+救助隊+救急隊、更に第2、第3出動と増強できるようになりました。

救急車も3隊と重複時には不安がありましたが、3倍以上になり集団救急事案にも対応できるようになりました。

旧愛知郡だけでなく、旧東近江でも第3出動規模の災害時には消防隊の余裕に不安がありましたが、十分対応できることとなりました。

また、災害出動には直近出動体制を取っていますので、両組合の境界線がなくなることで、境界線周辺への現場到着時間が大幅に短縮されました。重複救急事案でも署所間距離の短縮により従前より現場到着時間が短縮されています。

(2) 予防業務・救急業務の高度化・専門化

旧東近江は30年来、各署予防係に予防査察専従員制度を取り入れ、特定防火対象物、危険物製造所、給油取扱所、移動タンク貯蔵所には基本的に毎年、他の対象物、危険物施設にも2～3年に一度の割合で査察を実施し、違反是正、火災予防に取り組んでいますが、旧愛知郡では十分な予防要員が確保できずに査察は十分ではありませんでした。

広域化に伴い、旧東近江の予防体制で取り組んでいます。

救急業務は全隊を専任化することは叶いませんが、両組合とも高度化には取り組んでいますので、広域化による特別なメリットは感じていません。

(3) 高度な装備・資機材の整備

旧東近江では広域化により特に高度な装備・資器材を整備したものはありませんが、旧愛知郡は15m級のはしご車でしたが、30m級と40m級が加わり充実しました。

また、はしご車等の特殊車両は重複することになり、整理することで経費の節減に繋がります。15m 級はしご車は廃車しました。また、救助工作車は3台となり、古い旧東近江の車両を1台廃車する予定です。

財政規模が大きくなることで、車両の更新にも余裕が生まれました。

(4) 人事異動・研修等の充実

旧愛知郡では1本部1署2出張所だったので人事異動もあまり無く、アットホームな感じでした。それには賛否両論あるかと思います。

広域化するについての人事異動は、地水利等の現場を重視するなら大きな異動は出来ないが、早く東近江の体制、仕事の仕方を浸透させるには大幅な異動が必要と判断し、旧愛知郡職員の半数以上を異動させました。

旧愛知郡職員の中には46人の署に4人だけという状況もあり、当初は多少の心配もありましたが、上手く溶け込んでくれ良好な関係を築いてくれました。特に若手の職員は、旧愛知郡に比べて災害事案も多くあり、何もかもが新鮮で非常に喜んでくれました。旧東近江職員も互いに刺激し合って良い職場環境になっています。

このように、小規模本部においては人事異動による新しい職場、新しい職務といった感覚が励みになっているように感じます。

また、消防大学校を始めとする各種の研修にも組織規模が大きくなることで参加の機会も増えてきます。職員の可能性を引き出すことにも繋がっていくことと思います。

8 新体制移行後の課題等

(1) 一部事務組合の運営

両組合とも一部事務組合で運営してきましたので、特に問題はありませんでした。ただ、消防での広域化は果たしましたが、旧東近江には消防以外の組合事務もあり、その部分には愛荘町は加わらないため、組合議会における議決において、地方自治法第 287 条の 3 による特別議決を組合規約に盛り込みました。

(2) 給与調整、退職手当調整等

給与については若干の調整を行いました。まず、両組合には次のような相違点がありました。

	職員定数	消防長階級	給料表	昇任試験	高卒初任給
旧東近江	241	消防正監	一般行政職7級制	有り	
旧愛知郡	61	消防司令長	一般行政職6級制	無し	8号給下位

このようなことから、旧愛知郡職員の給与を一律に調整するのは非常に困難で、広域消防運営計画の給与の項には次のように記しています。

『給料表は統一し、格付けする。なお、現給を保障し、格差の是正については広域化後、必要に応じて調整するものとする。

諸手当は、現東近江行政組合の制度に統一する。ただし、退職手当制度の取扱いについては、別途協議する。』

このことから、旧愛知郡職員の給与を精査した結果、基本的に消防司令補以下の職員について、平成 26 年度までの間で調整を終了する予定です。

広域化協議会において、委員である旧愛知郡組合議員から旧愛知郡職員の給与を早く是正するように強い要望がありました。

退職手当制度については、旧東近江は組合で基金を持ち、旧愛知郡は県退職手当組合に加盟していました。旧東近江の退職手当基金相当額を旧愛知郡職員数分を基金に繰り入れることで決着しましたが、協議会開催中には県退職手当組合から脱退することについて調整中であったことから、別途協議するという表現になっています。

(3) 広域後の検討事項

広域消防運営計画の最後に、

『広域化後、消防力の適正配置について速やかに検討し、以下の項目を見直すものとする。①消防本部の組織、②署・所の配置、③署・所の管轄区域、④職員定数』と謳っています。

これは、旧愛知郡は署所配置（1署2出張所）が東近江に比べて密であり、当然職員数も人口に比べて多く、これらの施設が平成17年以降の新築で、現状のまま存続させることとなったこと。旧東近江の4署2出張所の内、1署2出張所が老朽化で建替対象であることなどから、主として署所配置の検討を加えるというものです。

この検討は広域化後2年以内に結論づけるようになっており、3署所とも概ね配置は確定しましたが、今後国内唯一の琵琶湖上の集落への消防サービスの向上をどう図るか検討が必要です。

また、経費負担について、

『①人件費、署所運営経費は、広域化前の組合区分により負担する。②本部経費は、共通経費とする。③共通経費は、それぞれの単独時における平成25年度以降の試算状況により、広域化前の組合区分ごとに東近江78.12%、愛知郡21.88%の割合で負担する。④経費は、広域化前の組合区分ごとに算出した後、当該年度の基準財政需要額の比率に応じて各構成市町の負担額を算出する。』となっており、これは前述のとおり旧東近江に比べ旧愛知郡に人口、面積の割に施設・人員が密にあることからであります。

費用負担を平準化し基準財政需要額割のみにするには、署所配置の平準化が不可欠であり、以後相当の期間を要するものと思われま

協議会調整項目 確認票					
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	H23.11.1	H23.11.22	H24.1.10	H24.1.31	H24.2.13
◎運営計画関係					
●基本					
1 広域化の方式	提案	協議・確認			
2 広域化スケジュール	提案	協議・確認			
3 消防本部の名称	提案	協議・確認			
4 消防本部の位置	提案	協議・確認			
●組織					
5 消防本部の組織	提案	協議・確認			
6 部隊運用	提案	協議・確認			
7 指令センター	提案	協議・確認			
●消防署					
8 署・所の配置	提案	協議・確認			
9 署・所の管轄区域	提案	協議・確認			
10 署・所の名称	提案	協議・確認			
11 勤務形態	提案	協議・確認			
●人事					
12 職員定数		提案	協議・確認		
13 採用計画		提案	協議・確認		
●処遇					
14 身分(処遇、階級等)		提案	協議・確認		
15 給与(諸手当含む)		提案	協議・確認		
16 福利厚生		提案	協議・確認		
17 教育、訓練、研修		提案	協議・確認		
●施設整備					
18 消防施設計画		提案	協議・確認		
19 通信施設		提案	協議・確認		
●経費					
20 経費負担			提案	継続協議	協議・確認
21 財産取扱			提案	継続協議	協議・確認
22 債務取扱			提案	継続協議	協議・確認
●連携					
23 市町防災部局との連携		提案	協議・確認		
24 消防団との連携		提案	協議・確認		
●その他					
25 システム関係(財務会計・人事給与)		提案	協議・確認		
●広域後の検討事項					
26 広域後の検討事項			提案	継続協議	協議・確認
◎組合規約関係					
	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
	H23.11.1	H23.11.22	H24.1.10	H24.1.31	H24.2.13
●基本					
27 組合名称	提案		協議・確認		
28 組合構成市町	提案		協議・確認		
29 組合共同処理事務	提案		協議・確認		
30 組合事務所的位置	提案		協議・確認		
●議会					
31 議会の組織	提案		協議・確認		
32 議員の選挙	提案		協議・確認		
33 補欠選挙	提案		協議・確認		
34 任期	提案		協議・確認		
35 特別議決		提案	協議・確認		
36 議長及び副議長	提案		協議・確認		
●執行機関					
37 管理者、副管理者及び会計管理者	提案		協議・確認		
38 任期	提案		協議・確認		
39 監査委員	提案		協議・確認		

8 宇部・山陽小野田消防局
(山口県)の事例

8 宇部・山陽小野田消防局の事例

①広域化対象地域の地勢・概要	121
②広域化実現までの手順の概要	123
③協議会設置までの手順	124
④協議会の事務の流れ	125
⑤広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項	126
⑥新体制へ移行するまでの具体的な手続き	129
⑦広域化による具体的なメリット	131
⑧新体制移行後の課題等	132

1 広域化対象地域の地勢・概要

(1) 宇部市の概要

宇部市は、本州西端の山口県の南西部に位置し、西は山陽小野田市、東は山口市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

交通環境を見ると、鉄道は山陽本線及び宇部線が東西に走り、高速道路は山陽自動車道が市の中央部を横断し、海浜部には重要港湾である宇部港があり、山口宇部空港も市街地に近い位置にあるなど、陸海空それぞれの交通環境が整っています。

気候は、温暖で、雨が比較的少ない典型的な瀬戸内海式気候で、市中央部以北の丘陵地には豊かな自然があふれ、様々な動植物が生息しています。また、南は海に面していることから、山と海の幸にも恵まれています。市街地には真締川や厚東川が流れ、貴重な水辺環境を有しています。

今日の宇部市発展の礎は、明治期以降の石炭産業の振興により築かれました。その後、我が国のエネルギーの需要構造の転換にいち早く対応し、近代的な工業都市へと変ぼうを遂げ、現在も瀬戸内有数の臨海工業地帯を形成しています。

この間、急激な工業化の進展に伴い生じた、ばいじん降下による大気汚染などの公害問題に対し、産官学民一体となった「宇部方式」による公害対策に取り組み、この環境改善を図った実績は、産業発展と市民福祉の調和を目指す先進的事例として広く知られるところとなり、平成9年(1997年)、国連環境計画(UNEP)から「グローバル500賞」を受賞し、これまでの環境の保護・改善への功績が高く評価されています。

(2) 山陽小野田市の概要

山陽小野田市は、山口県の南西部に位置し、東は宇部市、西は下関市、北は美祢市に接し、南は瀬戸内海に面しています。

市中央部から南部の丘陵地や干拓地を中心に発達した市街地を取り囲むように里山、河川、海などの豊かな自然のほか、森と湖に恵まれた公園や海や緑に囲まれたレクリエーション施設があり、優れた自然環境に包まれています。

気候は、年間を通じて温暖で、降水量の少ない典型的な瀬戸内型気候を示し、生活環境としても産業立地上も好条件を備えています。また、市内には山陽自動車道、JR山陽新幹線厚狭駅があり、隣の宇部市には山口宇部空港があるなど、高速交通網の利便性にも富んでいます。

古くから山陽道や山陰と山陽を結ぶ交通要衝の地として栄え、古墳時代から当地を治めていた豪族がいたことを示す古墳群が分布しています。中世から近世初頭に「信濃の国から長門の国に住み着いて厚狭川に大きな堰を造って、荒地であった千町ヶ原に水路を引き、美田をつくった」という大工事がなされていますが、公的な記録には、いつ誰によって築かれたのか、発見されておらず、ここから「厚狭の寝太郎」伝説が誕生したと言われています。

江戸時代には石炭産業が盛んになり、明治期以降、日本初の民間セメント会社が創立されるなど、窯業・化学工業を中心に工業の街として発展してきました。この窯業の歴史を踏まえて、平成15年(2003年)、きららビーチ焼野にガラス工房がオープンし、全国レベルの現代ガラス展なども開催されています。

(3) 構成市の位置図



2 広域化実現までの手順概要

消防は、近年の災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの高度化・多様化等取り巻く環境の変化に的確に対応し、今後とも住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。全国の消防本部では、限られた人員、資機材の有効活用を図り、それぞれの地域の実情に応じた消防体制の確立に努めてきました。

しかしながら、国と地方における財政の危機的状況の一層の深刻化、少子高齢化の急速な進行等消防を取り巻く社会環境が大きく変化している中で、住民の安全・安心を守るという責務を十分に果たしていくためには、今まで以上の効率的な消防体制の確立が急務となっています。

このため、国は、住民の安全・安心を守るという消防に課せられた責任を確実に果たしていくためには、市町村の消防広域化を推進する必要があることから、平成18年(2006年)6月に消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。)を改正し、同年7月に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(平成18年消防庁告示第33号)を策定しました。

また、山口県は、改正後の組織法の規定等に基づいて、平成20年(2008年)5月に「山口県消防広域化推進計画」を策定し、消防力に関する現状や将来の見通し等を踏まえ、消防の広域化を推進する必要があると認められる市町の組合せや、広域化を推進するために必要な措置について定め、平成24年(2012年)度までを目標とした市町の自主的な消防の広域化を推進することとしました。

これらを受け、宇部市及び山陽小野田市は、平成21年(2009年)11月に市長及び消防長並びに市長部局の関係部長を構成員とした「宇部市・山陽小野田市消防広域化検討委員会(以下、「検討委員会」という。)」を設置し、また検討委員会に提案する事項について協議、調整するための幹事会を置き、両市の消防広域化について協議を重ねました。

平成22年(2010年)7月6日には、総務省消防庁主催の「平成22年度山口県消防広域化セミナー」を山陽小野田市消防本部で開催し、消防庁消防・救急課大庭誠司課長、消防庁消防・救急課天利和紀広域推進専門官、若林正道消防広域化推進アドバイザー(当時湖北地域消防本部消防長)、森田浩之消防広域化推進アドバイザー(当時所沢市消防本部広域消防課長)の講演を受講しました。その後も検討委員会及び検討委員会幹事会で協議を重ね、市街地や石油コンビナートが一体化し、都市形態も類似している宇部市と山陽小野田市において消防広域化は、市民にとって広域化のメリットが十分期待でき、また、課題解決の方針が整ったことから、組織法第34条第1項の広域消防運営計画を両市で共同して作成するため、平成23年(2011年)1月4日に「宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会(以下、「協議会」という。)」を設置しました。

その後7回の協議会を経て、両市議会の議決を受けるとともに、宇部市・山陽小野田市広域消防運営計画を策定し、平成23年11月30日に山口県知事から、宇部市及び山陽小野田市の両市長に「宇部・山陽小野田消防組合」の設置許可書が交付され、宇部・山陽小野田消防組合が発足、平成24年(2011年)4月1日に宇部・山陽小野田消防局を発足し、1本部4署4出張所、定員298人で消防業務を開始しました。

3 協議会設置までの手順

▶手順の流れ

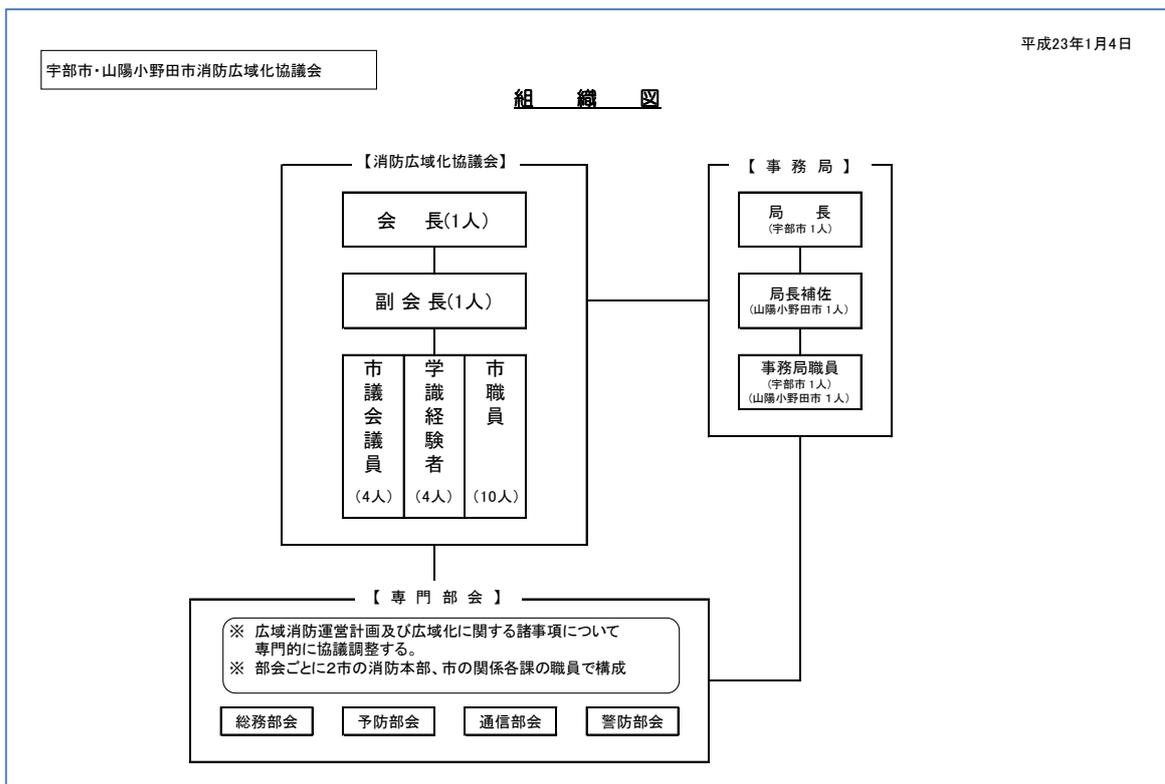
平成21年(2009年)11月に検討委員会を設置し、宇部市、山陽小野田市の消防広域化のメリット、基本方針、課題等の検討を重ねる中で、協議会の設置も併せて検討を進めました。協議会委員に市議会議員、学識経験者(住民代表)等を加えること、また決定事項に重みがあることから法定協議会として設置することで調整し、「規約」「協議書」「組織」「委員」「予算」等について検討、協議を進め、平成22年11月の第6回検討委員会にて決定しました。

▶規約の策定

規約の策定については、平成18年9月市町村の合併に関する研究会編「市町村合併法定協議会運営マニュアル」や既設協議会の例を参考としながら、事務局で規約案、協議書案、専門部会規程、事務局規程、財務規程等作成し、検討委員会で協議を重ねて策定しました。

▶協議会の組織(協議会の体系図・構成、事務局の体制、経費負担割合)

協議会の体系図・構成(組織図)



▶経費負担割合

経費負担にあっては、検討委員会、幹事会で協議の結果、2分の1ずつ負担することとし、協議書にて規定しています。

4 協議会の事務の流れ

▶特に留意すべき点について

協議会事務局について、各消防本部の人員等の都合上、2人の専任職員で業務を進めたため、業務が煩雑で、全体調整のみとなってしまう、各専門部会の調整が一切出来ませんでした。従って専門部会への確認やフィードバック等を実施できないまま協議会での検討、協議、確認と進めざるを得ませんでした。

第2点目に、協議会開催に伴う首長の日程調整が困難を極めることです。それぞれの首長の公務を避けての日程調整となり、決定後、開催予定日から逆算して専門部会の開催や会議資料の調整、作成等を行う必要があります。

第3点目に、事務局の設置場所です。いずれかの消防本部を活用する場合がありますが、場所によっては、消防本部間の連絡や書類等の決裁手続が複雑になり、また一方の消防本部に事務局を置くことにより、偏った考え方になってしまう危険性も伴いますので、十分な調整が必要となります。

▶協議会設置の準備期間

協議会設置の準備期間については、両消防本部内で事前調整は実施していたものの、最終的には、第6回検討委員会（平成22年11月15日）での最終スケジュールの決定を受けてから準備を開始したため、平成23年1月4日の協議会設置まで実質1か月半程度しかありませんでした。

▶広域消防運営計画の協議期間

協議会は、「両市の消防広域に係る広域消防運営計画の作成及びこれに附帯する事務を共同して行うため」設立されたことから、広域消防運営計画に定める事項を基本に協議会調整項目を39項目設定し（のちに1項目追加）、平成23年2月16日開催の第1回協議会から平成23年8月1日開催の第6回協議会までの7カ月間、協議を重ねました。

また消防組合理約に規定する事項も協議会調整事項に設定し、広域消防運営計画の承認を得ることにより、消防組合理約も決定できるよう協議会を進めています。

▶新体制への移行期間

新体制への移行については、平成23年8月8日に「消防組合移行推進チーム」を設置するとともに、両消防本部の次長、課長、署長等及び事務局（推進チーム員）で構成する消防組合設置推進会議を隔週で開催し、組合設立に係る重要事項の決定及び調整を実施しました。

また同年9月に構成市議会にて消防組合の設立について議決を受け、山口県に設置許可を申請し同年11月30日に「宇部・山陽小野田消防組合」の設置許可書が交付されました。

消防組合設置許可書の交付を受けて、消防組合事務円滑化ワーキンググループを設置し、「人事給与」「財務会計」「防災関連」「組合議会」「一部事務組合特有事務」に分けて市長部局職員と会議、検討を進めました。

5 広域消防運営計画作成に向けた具体的な協議事項

▶広域化の方式及びスケジュール

広域化の方式及びスケジュールは、広域消防運営計画作成に向けた基本事項として、位置付けて協議を進めました。

広域化の方式については、検討委員会及び幹事会において一部事務組合方式、委託方式のメリット、デメリットの検討を進めました。一部事務組合方式にすると、各システムの構築、組合議会の運営、例規関係の整備等、経費と労力のいずれも要しますが、事務委託は地方公共団体の組織構成を簡素化し経費削減を図り、合理的な行政を確保することが目的となってしまう、委託した側の消防責任が全くなくなることから、2市それぞれが管理責任を負い、住民の意見が反映できる一部事務組合方式で進めることで検討委員会において基本方針がまとまり、協議会にて確認がなされました。

スケジュールについては、「市町村の消防広域化に関する基本指針」に示された平成24年度末までに広域化を実現することを基本スタンスとし、案1として平成25年3月31日「国の示す広域化期限の目途に合わせたもの」、案2として平成24年10月1日「案1より半年早めたもの」、案3として平成24年4月1日「案1より1年早めたもの」について検討を進めました。そして「広域化のメリットを早期に実現できること。

(住民サービスの向上)」「広域化に係る国の財政支援措置が優先的に配分される。(広域化実施に伴う措置)」「消防救急無線デジタル化事業においても、広域化の早期実現が事業の円滑な推進につながる。(実施計画及び工事・試験の対応の明確化)」等を勘案し、平成24年4月1日運用開始を目指し検討・調整していくことで検討委員会において基本方針がまとまり、協議会で確認がなされました。

▶組織

消防本部にあっては、従来の総務課、警防課、通信指令課(室)、予防課に、広域化により新たに発生する業務(組合議会事務、公平委員会関係事務、監査事務その他)への対応及び広域化に伴う事務整理を行うため、新たに企画調整室(2人)を加え、4課1室としました。消防署にあっては、現行の署所をそのまま引き継ぐこととし4署、4出張所で検討・調整し、協議会で確認がなされました。なお、署所の管轄区域については、新指令システムの構築に併せて見直しをすることで確認されました。

▶職員の処遇等

職員の処遇等については「身分(任用、階級等)」、「給与(諸手当を含む)」、「福利厚生」、「教育、訓練、研修」の各項目に分けて検討しました。

「身分(任用、階級等)」については、構成市を分限免職となり、消防組合の職員として身分を統一するとともに、消防長の階級を消防正監とし、組織にあわせ階級、補職を適正に配置しました。なお現階級は保障することで検討・調整し、協議会で確認がなされました。

「給与(諸手当を含む)」については、いずれかの給料表(国家公務員一般行政職給料表)に統一することを検討しましたが、構成市首長から新しい組織には新しい給料表での指摘があり、8級制(国家公務員公安職給料表(一)準拠)に統一し、格付けする

ことで検討・調整し、協議会で確認がなされました。なお現給は保障することとしています。

また諸手当については、原則、現行制度に統一することで検討・調整を進めましたが、住居手当、通勤手当及び特殊勤務手当については、合理的な見直しを行うことで、協議会で確認されました。

▶施設整備

施設整備は、「消防施設等整備計画」「通信指令システム」に分けて検討しました。

「消防施設等整備計画」については、それまでの構成市での整備計画に通信指令システム整備（無線デジタル化を含む）を加え、統合した新たな計画を策定することで検討・調整し、協議会で確認がなされました。

「通信指令システム」については、指令センターは、広域化後も当分の間は現行の2指令センターで運用し、新たに整備する通信指令システムの運用開始に合わせて、指令センターを統一することで検討・調整し、協議会で確認がなされました。また運用開始については、平成26年4月を目指すことで確認されました。

▶経費負担等

経費負担等は、「経費負担」「財産取扱」に分けて検討しました。

「経費負担」については、基準財政需要額（消防分）の割合や過去5年間の常備消防費決算額の割合等を基に検討・調整し、経費負担（施設整備を除く。）は、基準財政需要額割を基本としながら、施設整備は、署・所の建設及び署・所に配備する消防ポンプ車、救急車及び連絡車は、署・所の属する市が負担し、その他の車両購入及び各市の要望による施設整備は、別に負担割合を協議することで、協議会で確認がなされました。

「財産取扱」については、土地建物は、市の財産とし、組合に無償貸与（防火水槽式？は除く。）、工作物のうち防火水槽は、市の財産とし、組合が維持・管理を実施、工作物のうち消防通信指令施設は、市の財産とし、組合に無償貸与、重要物品（100万円以上の備品）のうち車両船舶類は、市の財産とし、組合に無償貸与、重要物品のうち消防用具類等は、補助金、市債で購入したものは、市の財産とし、組合に無償貸与、一般財源で購入したものは、組合に無償譲渡することで、検討・調整し、協議会で確認がなされました。なお債務は引き継がないこと及び組合設置後に経費負担割合により取得した財産は、債務も組合とすることも確認されました。

▶消防団等との連携確保

消防団は、地域に密着した消防防災活動を行うという性格上、消防組織法に基づき推進する広域化の対象とはされておらず、一市町村に一団を置くことを原則としていることから現行のままとなりましたが、消防団と消防組合との連携・協力体制を確保するため、定期的な連絡会議等を開催することとしました。また消防団事務は、構成市の事務であるが、事務処理や消防団との関係上従来どおりの実施が望ましいとの判断から、組合消防職員を構成市の職員として併任し、消防組合で実施することで検討・調整し、協議会で確認がなされました。また、必要な経費については、構成市の負担とすることで

確認されました。

▶防災・国民保護担当部局との連携確保

防災・国民保護担当部局との連携確保するため、組合消防職員を構成市職員として併任し、構成市の防災会議委員、災害対策本部員等として参画すること、構成市に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、構成市と一体となった活動を行うこと、構成市の防災担当部局との人事交流を継続すること等を検討・調整し、協議会で確認がなされました。

6 新体制へ移行するまでの具体的な手続

▶一部事務組合の設立手続

協議会において「広域消防運営計画に掲載する事項」及び「組合同規約関係項目」についての協議・確認を経て、構成市議会の平成23年9月定例会にそれぞれ「消防組合の設立について」の議案を提出、可決されました。その後、協議会において宇部市・山陽小野田市広域消防運営計画が策定されたことから、平成23年10月31日付で県知事へ消防組合設立許可申請を行い、平成23年11月30日県知事より構成市長に消防組合設置許可書が交付されました。

なお消防業務の共同処理の開始を、平成24年4月1日と規定していることから、消防組合発足後、組合議員の選出、組合議会の開催、予算及び条例の可決を経て、宇部・山陽小野田消防局として消防業務の共同処理を開始しました。

▶住民への周知

住民への周知については、協議会のホームページを作成し、進捗状況及び会議録等を掲載するとともに、構成市広報紙にそれぞれ2回ずつ広域化の説明を掲載しました。また地元新聞社等に記者発表を行い、進捗状況について報道発表しています。

なお住民にとって消防の広域化は、従来と何ら変わることがなく、デメリットはないとの判断で説明会等及びパブリックコメント等は実施しませんでした。

▶条例改正及び予算の準備

条例に関しては、新たに地方公共団体を設立することから新規に制定しました。基本的には構成市条例に倣い例規原案を作成し、必要に応じて構成市法令担当者と協議するとともに、各主管課等において確認・修正を行いました。また構成市の消防に係る条例改廃についても先行して構成市議会に上程しました。

予算の準備については、初年度は持ち寄り予算とすることで構成市と協議していたことから、それぞれの属する市と予算折衝、予算要求を行い、合算し消防組合予算としています。

▶長及び議員の選任準備

長（管理者及び副管理者）の選任については、組合同規約において定めていることから、新体制移行に際しては準備や事務等はありませんでした。

議員の選任については、構成市議会に依頼し、それぞれの定例会において選挙され、消防組合議員に選任しました。また選任した組合議員と事前協議を行うため、「組合議会準備会」を開催し、議長・副議長の選挙、監査委員の選任、議員提出議案の調整等について確認しました。

▶職員の身分移管

職員の身分については、構成市を分限免職となることから、構成市人事担当課と検討・調整を行い、平成24年4月1日付で消防組合の職員として身分を統一しました。なお現階級は保障するとともに、組織にあわせ階級、補職を適正に配置しました。

また4月1日からのスムーズな業務開始のため、早めに人事異動を確定し、人事給与システム、財務会計システム等のシミュレーション等を行いました。

7 広域化による具体的なメリット

▶消防体制の強化

本部を一元化することにより、現場活動要員の増強が図られるとともに、火災時の一時出動車両数の増強が可能となりました。また現場活動要員増強により署に指揮隊を配備し、効果的な部隊運用が図られています。

構成市境付近にあっては、直近の署所から出動することにより現場到着時間の短縮が図られています。今後一元化した消防指令センターとの連携により、更なる現場到着時間の短縮が図られると思われれます。

▶予防業務・救急の高度化・専門化

予防業務については、広域化により管轄区域及び組織が拡大することから、消防署に予防係を設置し、危険物施設の許認可や各署申請・届け出の受理に関する市民サービスの低下防止を図りました。これにより消防本部中心に行っていた予防業務が署員にも浸透する効果も生まれ、予防技術資格者等の資格取得希望者も増加する等、消防組合全体のレベルアップにつながっています。また消防本部の予防課員にあっても、より専門的知識技術の向上を目指す等、予防体制の強化が図られました。

救急業務についても組織の拡大に伴い、救急救命士の効率的配置が可能となり、救急救命士運用隊（高度救急隊）の確保が容易になるとともに、人事異動によるレベルの均一化、高度化が図られ、質の高い救急業務の提供が可能となりました。

▶高度な装備・資機材の整備

消防救急無線デジタル化及び高機能消防指令センターの一元化整備により、設備の効率化が図られました。また特殊な消防機械器具の重複投資が避けられ、より効率的な配備が行え、経費負担が軽減されました。今後署所ごとに特化した部隊編成等を検討することにより、より効率的な配備及び整備が行えると思われれます。

▶人事異動・研修等の充実

職員増、組織の拡大等により、人事ローテーションが容易となり職員の希望にも応じやすくなりました。

教育、訓練及び研修についても、本部を一元化することにより署所の人員が増加し、計画的な学校派遣や研修施設への派遣が容易となり、長期的な人材育成計画の策定が可能となりました。また救急救命士の研修についても、研修受入病院が拡大し、救急救命士の教育、育成を図ることが容易となりました。

8 新体制移行後の課題等

▶一部事務組合の運営

一部事務組合の運営については、それまでノウハウがなく、構成市の支援を受けながら、手探りで進めてきました。まだまだ調整が必要な部分もあり、また不具合が発生している部分もあることから、今後更なる検討・調整を行いながら、事務のマニュアル化、簡略化を進めて行く必要があります。

またマニュアル化・簡略化に併せて、組織・機構の見直し及びスリム化も念頭に置き、一部事務組合を運営していく必要があります。

▶給与調整、退職手当調整等

給与調整に関しては広域化時に解決済みです。

退職手当調整については、構成市との協議において、構成市の分担金として取り扱うことで確認されています。